

令和6(2024)年度版

武蔵野市 障害者福祉の しおり

相談窓口	1
手帳	2
障害者総合支援法等	3
手当と年金	4
医療	5
リハビリテーション・ 講習会	6
毎日の暮らしのために	7
お出かけの際に	8
子ども	9
住まい	10
仕事	11
税金・公共料金	12
地域団体・市内障害福祉施設・ その他相談窓口	13
障害等級表	14
さくいん(索引)	15

健康福祉部 障害者福祉課

TEL 0422-60-1847・60-1904

FAX 0422-51-9239

E-mail SEC-SYUGAI@city.musashino.lg.jp

障害者福祉のしおり

令和6(2024)年度版

しおりをご覧になる前に

このしおりは、障害のある方に、制度やサービスについて紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくものです。目次や障害程度別対象事業一覧表(⇒10頁)及び索引(⇒219頁)を見て必要なサービスを確認してください。

- *各項目の内容は、紙面の関係上簡単に記されています。事業によっては所得・障害程度・内容などに制限のある場合もあります。また、サービスの始期は、認定を申請した日などにより異なります。詳しくはお問い合わせください。
- *転入の方は各手続の際に前住地の所得証明が必要となる場合があります。
- *このしおりはおおむね令和6年7月現在で作成しました。その後、内容や金額が変わることがあります。
- *音声版をご希望の方は障害者福祉課までご連絡ください。

**記事の内容については、記載のある
各「窓口」へご確認ください。**

目 次

障害程度別対象事業一覧表	10
マイナンバー制度	16
1 相談窓口	
1-1 行政の相談窓口	18
1-2 身体障害、知的障害のある方の相談	18
1-3 精神障害のある方の相談	20
1-4 子どもの相談	20
1-5 発達障害のある方の相談	20
1-6 高次脳機能障害のある方の相談	20
1-7 難病のある方の相談	20
1-8 職業の相談	20
1-9 さまざまな心の健康相談	22
1-10 介護保険の相談	22
1-11 権利擁護、成年後見人などの相談	22
1-12 地域の相談員	22
1-13 法律の相談	22
1-14 虐待に関する相談	22
1-15 自動車事故に関する相談	22
2 手 帳	
2-1 手帳の種類	
2-1-1 身体障害者手帳.....	24
2-1-2 愛の手帳（療育手帳）.....	24
2-1-3 精神障害者保健福祉手帳.....	25
2-2 手帳の取得費助成	
2-2-1 診断書料の助成.....	26
2-3 手帳の所持証明書	
2-3-1 身体障害者手帳・愛の手帳 所持証明書.....	26
2-3-2 精神障害者保健福祉手帳 過去証明書.....	27

3 障害者総合支援法・児童福祉法

3-1 概要

3-1-1	制度の概要	28
3-1-2	福祉サービスの内容	29
3-1-3	手続きの流れ	34
3-1-4	利用者負担	35
3-1-5	障害者総合支援法の対象疾病一覧	38

3-2 介護保険法との関係

3-2-1	障害福祉サービスをご利用の40歳以上の方へ	40
-------	-----------------------	----

4 手当と年金

4-1 手当

4-1-1	心身障害者福祉手当（都・市）	41
4-1-2	特別障害者手当（国）	42
4-1-3	障害児福祉手当（国）	42
4-1-4	重度心身障害者手当（都）	43
4-1-5	特別児童扶養手当（国）	44
4-1-6	児童扶養手当（国）	44
4-1-7	児童育成手当（障害手当）（都・市）	45
4-1-8	児童育成手当（育成手当）（都・市）	46
4-1-9	難病者福祉手当（市）	47
4-1-10	指定難病一覧	48

4-2 年金

4-2-1	障害基礎年金	51
4-2-2	障害厚生年金・障害手当金	51
4-2-3	東京都心身障害者扶養年金	51
4-2-4	心身障害者扶養共済制度	52

5 医療

5-1 医療助成

5-1-1	心身障害者の医療費助成（障）（都）	53
5-1-2	自立支援医療（更生医療）	54
5-1-3	自立支援医療（育成医療）	54
5-1-4	自立支援医療（精神通院医療）	55
5-1-5	診断書料の助成	56
5-1-6	小児精神病医療費助成制度	56
5-1-7	小児慢性特定疾病医療費助成	57

5-1-8	特定疾病療養受療証制度	57
5-1-9	特定医療費助成（指定難病等）	58
5-1-10	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	58
5-1-11	肝がん・重度肝硬変治療医療費助成制度	59
5-1-12	大気汚染医療費助成制度（都）	59
5-1-13	難病者援護金（通院費）（市）	59
5-1-14	ひとり親家庭等の医療費助成（親）	60
5-1-15	後期高齢者医療制度	61
5-2	医療相談・健診等	
5-2-1	乳幼児の健康診査・育児相談	62
5-2-2	障害者（児）歯科相談	62
5-2-3	心身障害者（児）歯科診療	62

6 リハビリテーション・講習会

6-1	障害のある方へ	
6-1-1	視覚障害のある方へ	63
6-1-2	聴覚障害のある方へ	64
6-1-3	音声・言語障害のある方へ	65
6-1-4	肢体障害のある方へ	65
6-1-5	内部障害のある方へ	67
6-1-6	高次脳機能障害のある方へ	67
6-1-7	各種講習会	69
6-2	支援者の方へ	
6-2-1	各種講習会	69

7 毎日の暮らしのために

7-1	補装具等	
7-1-1	補装具	72
7-1-2	日常生活用具	73
7-1-3	中等度難聴児の補聴器購入費助成	81
7-1-4	福祉電話の使用料助成	82
7-1-5	車いすの貸出し	82
7-2	介護	
7-2-1	ショートステイ（短期入所）	82
7-2-2	ショートステイ（市単独事業）	83
7-2-3	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	84
7-2-4	在宅難病患者一時入院事業	84

7-3	生活の支援	
7-3-1	日中一時支援	85
7-3-2	入浴・寝具乾燥・寝具丸洗いサービス	85
7-3-3	食事サービス	86
7-3-4	重度心身障害者理容・美容サービス	86
7-3-5	ふれあい訪問収集	87
7-3-6	家庭ごみ処理手数料の減免	87
7-4	安心・安全のために	
7-4-1	ヘルプカード・ヘルプマークの配布	88
7-4-2	緊急医療情報キットの配布	88
7-4-3	障害者探索サービス	89
7-4-4	救急代理通報装置の設置	89
7-4-5	重度障害者福祉電話「あんしん」の設置	89
7-4-6	家具転倒防止金具等の取付	90
7-4-7	携帯電話等による110番・119番通報	90
7-4-8	ファックス110番・119番	91
7-4-9	災害時要援護者対策事業	91
7-5	コミュニケーション支援	
	●視覚障害のある方へ	92
7-5-1	視覚障害者用図書製作・貸出し・ダウンロード・配信	92
7-5-2	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	93
7-5-3	視覚障害者用図書レファレンスサービス	93
7-5-4	録音図書・対面朗読・書籍郵送貸出サービス（市立図書館）	94
7-5-5	「市報むさしの」「武蔵野市議会だより」「季刊むさしの」（音声版）	94
7-5-6	広報東京都・都議会だより（点字版・音声版）	95
7-5-7	盲ろう者通訳・介助者派遣	95
	●聴覚（言語）障害のある方へ	95
7-5-8	聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し	95
7-5-9	手話ガイド	96
7-5-10	手話通訳者の派遣	96
7-5-11	要約筆記者の派遣	97
7-5-12	「電話お願い手帳」の利用	97
7-6	機関紙の発行	
7-6-1	「つながり」の発行	97
7-6-2	「こころのつながり」の発行	98
7-7	選挙	
7-7-1	郵便等による不在者投票	98

7-8	スポーツ・レクリエーション活動	
7-8-1	スポーツプログラムの実施	100
7-8-2	スポーツ推進委員によるスポーツレクリエーション活動の支援	101
7-8-3	ファミリースポーツフェアの開催	101

8 お出かけの際に

8-1	外出支援	
8-1-1	移動支援（知的障害、精神障害、全身性障害）	102
8-1-2	盲ろう者通訳・介助者派遣	102
8-1-3	身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付	102
8-2	交通機関の割引	
8-2-1	鉄道旅客運賃の割引	103
8-2-2	その他の交通機関の運賃割引	107
8-2-3	都営交通無料乗車券等の発行	109
8-2-4	福祉タクシー利用券の交付	110
8-2-5	リフトタクシー「つながり」	111
8-2-6	レモンキャブ	112
8-3	自動車に関する助成	
8-3-1	自動車ガソリン費の助成	112
8-3-2	自動車運転教習費の助成	113
8-3-3	自動車改造費の助成	114
8-3-4	免許取得費・自動車購入費の貸付	115
8-3-5	有料道路通行料金の割引	115
8-3-6	駐車禁止規制の除外	116
8-4	宿泊の補助	
8-4-1	東京都障害者休養ホーム	118
8-4-2	保養施設利用補助	119

9 子ども

9-1	発達相談	
9-1-1	武蔵野市児童発達支援センター みどりのこども館・相談部ハビット	120
9-2	乳幼児期	
9-2-1	医療相談・健診等	121
9-2-2	児童発達支援	121

9-2-3	障害児保育	121
9-2-4	おもちゃのぐるりん	122
9-3	学齢期	
9-3-1	教育相談	122
9-3-2	就学相談	123
9-3-3	学童クラブ	125
9-3-4	放課後等デイサービス	126
9-4	その他の支援	127

10 住まい

10-1	家賃の助成等	
10-1-1	住宅費（家賃）の助成	130
10-1-2	住宅設備改善	130
10-1-3	住宅改造相談	132
10-2	公営住宅の支援	
10-2-1	市営住宅の入居申込み	132
10-2-2	市営住宅（一般世帯用）の優遇抽せん	132
10-2-3	福祉型住宅の入居申込み	132
10-2-4	都営住宅（家族向）の優遇抽せん	133
10-2-5	都営住宅（心身障害者世帯等）の入居申込み	133
10-2-6	都営住宅使用料の減免	133
10-2-7	公的住宅募集についての通知登録制度	133
10-3	民間賃貸住宅入居支援	
10-3-1	あんしん住まい推進事業	134

11 仕事

11-1	就労相談	
11-1-1	あいる（武蔵野市障害者就労支援センター）	136
11-1-2	求職・就労支援の相談	137
11-2	職業訓練	139
11-3	雇用促進	
11-3-1	障害者の雇用促進制度	142
11-3-2	障害者を雇用する事業主への助成制度	142
11-4	資金の貸付	
11-4-1	生活福祉資金の貸付	143

12 税金・公共料金

12-1 税金

12-1-1 軽自動車税（種別割）の減免	144
12-1-2 自動車税（種別割）の減免	145
12-1-3 自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減税	146
12-1-4 利子所得の非課税（マル優制度）	146
12-1-5 その他の税の控除	146

12-2 公共料金等

12-2-1 水道料金・下水道使用料の一部減免	147
12-2-2 武蔵野総合体育館・プールの個人使用料免除	147
12-2-3 NHK 受信料の減免	148
12-2-4 NTT 電話番号の無料案内	148
12-2-5 携帯電話基本料金の割引	149
12-2-6 郵便料金の免除・特例	149
12-2-7 駐輪料金（定期利用）の減額	150
12-2-8 都立公園・文化施設等の入場料の免除	150

13 地域団体・市内障害福祉施設・その他の相談窓口

13-1 地域団体

13-1-1 障害者団体・ボランティア団体	151
13-1-2 障害者団体等に対するバス借上料補助金	152
13-1-3 障がい者団体活動助成	153

13-2 市内障害福祉施設

13-2-1 複合施設	154
13-2-2 市内障害者福祉（通所）施設（福祉サービス別）	160
13-2-3 市内障害者福祉（入所）施設	196
13-2-4 地域生活支援（日中一時・移動支援）事業所	198・199
13-2-5 グループホーム	200
13-2-6 相談窓口（施設）	204

13-3 その他の相談

13-3-1 身体障害者相談員・知的障害者相談員	208
13-3-2 民生委員・児童委員	208
13-3-3 武蔵野市内各在宅介護・地域包括支援センター	209
13-3-4 武蔵野市地域包括支援センター（基幹型）	209

14 障害等級表

14-1 障害等級表

14-1-1 身体障害者障害程度等級表……………	211
14-1-2 知的障害（愛の手帳）総合判定基準表……………	213
14-1-3 精神障害者保健福祉手帳等級……………	215
14-1-4 国民年金法障害等級表……………	215
14-1-5 厚生年金保険法障害等級表……………	217

15 さくいん（索引）

219

障害程度別対象事業一覧表

区分	本文ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳								
							視覚障害						聴覚・平衡		
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
手 当 と 年 金	26	診断書料の助成	本文参照												
	41	心身障害者福祉手当	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	42	特別障害者手当	△	△			△	△					△		
	42	障害児福祉手当	△	△			△	△					△		
	43	重度心身障害者手当	△	△											
	44	特別児童扶養手当	○	○	△	△	○	○	○				○	○	
	44	児童扶養手当	△	△			○	○	△				○	△	
	45	児童育成手当（障害手当）	○	○	○		○	○					○		
	46	児童育成手当（育成手当）	△	△			○	○					○		
	47	難病者福祉手当													
	51	障害基礎年金	国民年金法施行令の障害等級表による												
	51	障害厚生年金・障害手当金	本文参照												
52	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
医 療	53	心身障害者の医療費助成	○	○			○	○					○		
	54	自立支援医療(更生医療)					△	△	△	△	△	△	△	△	△
	54	自立支援医療(育成医療)					△	△	△	△	△	△	△	△	△
	55	自立支援医療(精神通院医療)													
	56	小児精神病医療費助成制度													
	57	小児慢性特定疾病医療費助成	本文参照												
	57	特定疾病療養受療証制度													
	58	特定医療費助成(指定難病等)													
	58	B型・C型ウィルス肝炎治療医療費助成	本文参照												
	59	肝がん・重度肝硬変医療費助成制度	本文参照												
	59	大気汚染医療費助成制度	本文参照												
	毎 日 の こ の た ま ご	59	難病者援護金（通院費）												
60		ひとり親家庭等の医療費助成	△	△			○	○	△				○	△	
61		後期高齢者医療制度	○	○			○	○	○				○	○	
62		心身障害者(児)歯科診療	本文参照												
72		補装具					△	△	△	△	△	△	△	△	△
73		日常生活用具	△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	△
81	中等度難聴児の補聴器購入費助成	本文参照													
82	福祉電話の使用料助成											△			
82	車いすの貸出し	本文参照													

○…該当します

△…担当窓口でご相談下さい

身 体 障 害 者 手 帳												脳性麻痺	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者保健福祉手帳			所得制限	市の窓口 (その他)	
聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由						内部障害					1級	2級	3級			
5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1・2級	3級									4級
本文参照																	障害者福祉課			
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	障害者福祉課		
				△	△					△			△	△	△	△	○	障害者福祉課		
				△	△					△			△	△	△	△	○	障害者福祉課		
				△	△												○	障害者福祉課		
		○		○	○	○	△			△	△		△	△	△	△	○	子ども子育て支援課		
		△	△	○	△	△	△			△					△	△	○	子ども子育て支援課		
				○	○					○			○	○			○	子ども子育て支援課		
				○	△	△				○					△	△	○	子ども子育て支援課		
															○		○	障害者福祉課		
国民年金法施行令の障害等級表による																	保険年金課			
本文参照																	—			
		○		○	○	○				○	○		○	○	△	△	△	△	○	障害者福祉課
				○	○					○	○				○				○	障害者福祉課
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							○	障害者福祉課
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							○	障害者福祉課
															△	△	△		○	障害者福祉課
															△	△	△			障害者福祉課
本文参照																	障害者福祉課			
										△	△	△			△				—	—
															○				○	障害者福祉課
本文参照																	障害者福祉課			
本文参照																	障害者福祉課			
本文参照																	健康課			
															○				○	障害者福祉課
		△	△	○	△	△	△			△						△	△		○	子ども子育て支援課
		○	△	○	○	○	△			○	○				○	○				保険年金課
本文参照																	障害者福祉課			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△				○	障害者福祉課
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		○	障害者福祉課
本文参照																	障害者福祉課			
				△	△														○	障害者福祉課
本文参照																	(武蔵野市民社会福祉協議会)			

障害程度別対象事業一覧表

区分	本文ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳											
							視覚障害						聴覚・平衡					
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級			
毎回の申し込みのために	82	ショートステイ(短期入所)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	84	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業	△	△														
	84	在宅難病患者一時入院事業																
	85	日中一時支援	本文参照															
	85	入浴・寝具乾燥・寝具丸洗いサービス																
	86	食事サービス					△	△							△			
	86	重度心身障害者理容・美容サービス	○	○			○											
	87	ふれあい訪問収集					△	△							△			
	87	家庭ごみ処理手数料の減免	△	△			△	△							△			
	88	ヘルプカード・ヘルプマークの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	88	緊急医療情報キットの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	89	障害者探索サービス	△	△	△	△												
	89	救急代理通報設備の設置													△	△	△	
	89	重度障害者福祉電話「あんしん」の設置																
	90	家具転倒防止金具等の取付	本文参照															
	90	携帯電話等110番・119番通報													△	△	△	
	91	ファックス110番・119番	本文参照															
	91	災害時要援護者対策事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	92	視覚障害者用図書製作・貸出し・ダウンロード・配信							○	○	○	○	○	○				
	93	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス							○	○	○	○	○	○				
	93	視覚障害者用図書レファレンスサービス							○	○	○	○	○	○				
	94	録音図書・対面朗読・書籍郵送貸出サービス	本文参照															
	94	「市報むさしの」「武蔵野市議会だより」「季刊むさしの」(音声版・点字版)	本文参照															
	95	広報東京都・都議会だより(点字版・テープ版・テイジー版)							○	○	○	○	○	○				
	95	盲ろう者通訳・介助者派遣	本文参照															
	95	聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し																
	96	手話通訳者の派遣													△	△	△	
	97	要約筆記者の派遣													△	△	△	
97	「電話お願い手帳」の利用	本文参照																
98	郵便等による不在者投票																	
おでかけの際に	102	移動支援	△	△	△	△												
	102	補助犬の給付	本文参照															
	103	交通機関の割引	本文参照															
	109	都営交通無料乗車券等の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

障害程度別対象事業一覧表

区分	本文ページ	事業	愛の手帳				身体障害者手帳								
							視覚障害						聴覚・平衡		
			1度	2度	3度	4度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
おでかけの際に	110	福祉タクシー利用券の交付	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
	111	リフトタクシー「つながり」	本文参照												
	112	レモンキャブ	本文参照												
	112	自動車ガソリン費の助成	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
	113	自動車運転教習費の助成	○	○	○	○							○	○	
	114	自動車改造費の助成													
	115	免許取得費・自動車購入費の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	115	有料道路通行料金の割引	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	116	駐車禁止規制の除外	△	△			△	△	△	△			△	△	
	118	東京都障害者休養ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
119	保養施設利用補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住まい	130	住宅費(家賃)の助成	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
	130	住宅設備改善													
	132	市営住宅(一般世帯用)の優遇抽せん	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
	132	福祉型住宅の入居申込み	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○
	133	都営住宅(家族向)の優遇抽せん	本文参照												
	133	都営住宅(心身障害者世帯等)の入居申込み	本文参照												
	133	都営住宅使用料の減免	本文参照												
	133	公的住宅募集通知登録制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
134	あんしん住まい推進事業	本文参照													
仕事	143	生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税金・公共料金	144	軽自動車税(種別割)の減免	○	○	○		○	○	○	△			△	○	
	145	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免	本文参照												
	146	利子所得の非課税(マル優制度)	本文参照												
	146	その他の税の控除	本文参照												
	147	水道・下水道料金の一部減免	本文参照												
	147	武蔵野総合体育館・プールの個人使用料免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	148	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	148	NTT電話番号の無料案内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
149	携帯電話基本料金の割引	本文参照													
150	駐輪料金(定期利用)の減額	本文参照													
150	都立公園・文化施設等の入場料の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○…該当します

△…担当窓口でご相談下さい

身 体 障 害 者 手 帳													脳性麻痺	進行性筋萎縮症	難病	精神障害者 保健福祉手帳			所得制限	市の窓口 (その他)
聴覚・ 平衡		音声・言語・ そしゃく		肢体不自由						内部障害										
5 級	6 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	1・ 2 級	3 級	4 級				1 級	2 級	3 級		
		○	○	○	○	○	○			○	○	○				○			○	障害者福祉課
本文参照																		—		
本文参照																		(武蔵野市民社会福祉協議会)		
		○	○	○	○	○	○			○	○	○							○	障害者福祉課
		○		○	○	○	△	△		○	○	○							○	障害者福祉課
				△	△														○	障害者福祉課
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○	○	○		(武蔵野市民社会福祉協議会)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								障害者福祉課
				△	△	△	△			△	△				△					(武蔵野警察署)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		障害者福祉課
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		障害者福祉課
		○	○	○	○	○	○			○	○	○							○	障害者福祉課
				△	△	△									△				○	障害者福祉課
		○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○		○	住宅対策課
		○	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○		○	住宅対策課
本文参照																		住宅対策課		
本文参照																		住宅対策課		
本文参照																		—		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		住宅対策課
本文参照																		住宅対策課		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	○	(武蔵野市民社会福祉協議会)
△		△		○	○	△	△	△	△	○	○	○				○				市民税課
本文参照																		—		
本文参照																		—		
本文参照																		—		
本文参照																		水道お客様センター		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		(武蔵野総合体育館)
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	○	障害者福祉課
	○	○	○	△	△											○	○	○		—
本文参照																		—		
本文参照																		交通企画課		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		—

マイナンバー制度

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が始まりました。マイナンバー（個人番号）とは国民一人ひとりが持つ 12 桁の番号のことです。障害者福祉分野においても、法律や条例で定められた手続き（下表参照）において、マイナンバーの記入が必要になります。

マイナンバーの記入が必要な手続きの際は、なりすましを防止するため、「番号確認」と、「身元確認」ができる書類の提示が必要となります。また、代理人が手続きをする場合、「代理権の確認」、「代理人の身元確認」ができる書類も必要となります。

マイナンバー利用事務一覧

事務の区分	事務名	マイナンバー利用開始日
障害者自立支援に関する事務	・介護給付・訓練等給付（居宅介護、共同生活援助、就労継続支援など）	H28. 1～
	・相談支援（計画相談・地域相談）	H28. 1～
	・補装具	H28. 1～
	・高額障害福祉サービス等給付	H28. 1～
	・自立支援医療（更生・育成・精神通院医療）	H28. 1～
障害者自立支援に関する事務	地域生活支援事業 （日常生活用具給付等、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援、入浴サービス、食事サービス、探索サービス、更生訓練費、自動車運転免許・改造費助成など）	未定
障害児通所給付費の支給等に関する事務	・障害児通所給付（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ・障害児相談支援 ・高額障害児通所給付 ・肢体不自由児通所医療費	H28. 1～
身体障害者手帳の交付に関する事務	・身体障害者手帳	H28. 1～
精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	・精神障害者保健福祉手帳	H28. 1～
特別障害者手当等の支給に関する事務	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	H28. 1～
重度心身障害者手当の支給に関する事務	・重度心身障害者手当	H28. 1～
難病等医療費助成制度に関する事務	・難病医療費助成 ・B型C型ウイルス肝炎治療医療費助成	H28. 8～
小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する事務	・小児慢性特定疾病医療費助成	H28. 1～
身体障害者福祉法による障害福祉サービスの提供等に関する事務	・措置による入所など	H28. 1～
知的障害者福祉法による障害福祉サービスの提供等に関する事務	・措置による入所など	H28. 1～
愛の手帳の交付に関する事務	・愛の手帳	R5. 2～
特別児童扶養手当の支給に関する事務	・特別児童扶養手当	H28. 1～

番号確認、身元確認、代理権の確認

●番号確認に必要な書類

以下の書類のいずれか1点

- ・「個人番号カード」など番号を確認できる書類
(通知カードにおいては経過措置により、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能です。)

●身元確認に必要な書類

[1点で確認が可能な書類 (公的機関が発行した写真つきの証明書)]

- ・個人番号カード
- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・旅券 (パスポート)
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 (愛の手帳)
- ・在留カード、特別永住証明書
- ・住民基本台帳カード (写真つき) など

[2点で確認が可能な書類]

- ・公的医療保険の被保険者証
- ・年金手帳
- ・介護保険の被保険者証
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書
- ・学生証、社員証、その他身分証明書
- ・資格証明書 (生活保護受給者証、恩給等の証書等)
- ・各種医療証
- ・国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、源泉徴収票
- ・印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し (謄本もしくは抄本も可)
- ・住民票の写し
- ・住民基本台帳カード (写真なし) など

●代理権の確認に必要な書類

- ・(法定代理人の場合) 戸籍謄本その他資格を証明する書類
- ・(法定代理人以外の場合) 委任状
- ・上記2つのいずれも提示が難しい場合、本人の個人番号カード、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 (愛の手帳) など

点字シールの配付

個人番号カードには、マイナンバー (個人番号) の点字表記がされないため、障害者福祉課で希望者に点字シールを作成し、個人番号カードケースへの貼付を行っています。

窓 口 障害者福祉課

1 相談窓口

	相談内容等
1-1	<p>行政の相談窓口</p> <p>社会福祉法に基づく福祉事務所 生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、介護保険法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務</p>
	健康に関すること、母子保健、予防接種、健康増進に関すること
	国民健康保険に関すること
	国民健康保険税の納付に関すること
	国民年金に関すること（その他の年金は武蔵野年金事務所へ）
	後期高齢者医療制度に関すること、後期高齢者医療保険料の納付に関すること
	特別支援教育に関すること
	精神保健福祉相談、難病対策、エイズ、結核、感染症等に関すること、医療機関・薬の相談
	精神保健福祉相談、在宅難病患者療養相談
	身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定・交付や補装具の判定等、市町村への専門的支援 高次脳機能障害のある方への支援
	年金相談
	福祉に関して、どこに相談すればよいのかわからない方、ひきこもりについて相談したい方
1-2	<p>身体障害、知的障害のある方の相談</p> <p>障害のある方やその家族の相談窓口として、生活や余暇など、地域の中で安心して生活できるように、サービスの紹介等を無料で実施。また、サービス等利用計画を作成。</p> <p>各種専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚障害者生活支援員など）による、地域生活を送る上での相談。必要に応じて、自宅の訪問も実施。また、サービス等利用計画を作成。</p> <p>盲ろう者・家族・支援関係者への相談支援</p>

名称 (種類)	電話	FAX	開設日 開設時間
障害者福祉課 基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター ①総合相談・専門相談 ②地域の事業者支援 ③権利擁護・虐待防止 ④地域移行・地域定着支援 管理係 〔手当・医療費助成等の受付〕 〔地域自立支援協議会の運営等〕	60-1847 60-1904	51-9239	月～金 8:30～17:00 (虐待防止センターは 24時間電話受付)
生活福祉課 生活相談係	60-1254	51-9214	月～金 8:30～17:00
高齢者支援課 相談支援係 地域包括支援センター(基幹型) 介護認定係 介護保険係 介護保険係介護サービス担当	60-1846 60-1947 60-1866 60-1845 60-1925	51-9218	
子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター	60-1850	51-9417	
児童青少年課 児童青少年係 学童クラブ担当	60-1853	51-9327	
桜堤児童館	53-2206	51-5603	
子ども育成課	60-1854	51-9223	月～土 4月～9月 9:30～17:30 10月～3月 9:30～17:00
健康課 管理係 健康増進係 母子保健係	51-7004 51-7006 51-0700	51-9297	月～金 8:30～17:00
保険年金課 国保年金係国民健康保険担当	60-1834～5	51-9301	
納税課 管理係(納付方法等) 納税係(納税相談)	60-1827 60-1828	51-9186	
保険年金課 国保年金係国民年金担当	60-1837	51-9301	
保険年金課 後期高齢者医療係	60-1913		
教育支援課 特別支援教育・教育相談係	60-1908	51-9264	
多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター(予約制)	(連絡は多摩府中保健所へ)		
東京都心身障害者福祉センター 東京都心身障害者福祉センター(多摩支所)	03-3235-2946(代表) 042-573-3311	03-3235-2968 042-576-5295	月～金 9:00～正午 13:00～17:00
武蔵野年金事務所	56-1411	56-2449	月～金 8:30～17:15 ※週初の開所日は 19:00まで 第2土曜日 9:30～16:00
福祉総合相談窓口(生活福祉課 生活相談係)	60-1254	51-9214	月～金 8:30～17:00
地域生活支援センター びーと	54-5171	54-5178	月～土 9:30～18:00
障害者相談支援事業所 ほくと	55-3616	55-3818	月～金 9:00～17:00
東京都盲ろう者支援センター	03-6228-1282	03-6228-1283	月～金 9:30～12:00 13:00～17:30

	相談内容等
1-3	精神障害のある方の相談
	日常生活及び福祉サービスなどの利用についての相談、憩いの場（フリースペース）、創作的活動の機会の提供など
	精神保健医療相談
	こころの病やアルコール・薬物・思春期青年期（ひきこもりなど）・高齢者などの精神保健福祉相談
1-4	子どもの相談
	発達の気になる子ども（0歳～18歳）とその保護者に対する発達相談と支援、地域生活への援助など
	子どもとその家庭に関わるあらゆる相談に応じ、サービスの提供や調整を行う ①子育てに関する総合相談 ②児童虐待に関すること ③子育てショートステイ事業に関すること ④産前・産後支援ヘルパー事業に関すること （※③④のご利用には一定の条件があります）
	幼児・児童・生徒とその保護者を対象に、①子育てに関すること、②学校生活に関すること、③子どもの成長・発達に関することについて、教育相談員（公認心理師、臨床心理士）による相談支援を実施。必要に応じて嘱託医による面談や他の専門機関の紹介も実施
	児童福祉法に基づく、児童（0～18歳未満）の東京都の専門相談窓口
1-5	発達障害のある方の相談
	発達障害（自閉症、スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他広汎性発達障害など）のある本人やその家族・関係機関などからの相談
1-6	高次脳機能障害のある方の相談
	高次脳機能障害についての相談、医療機関・通所機関・社会資源等の紹介など
	脳卒中等の病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語などの認知障害により日常生活に支障のある方やその家族に対して生活や就労などの様々な相談支援を実施
1-7	難病のある方の相談
	地域で生活する難病患者の相談支援
1-8	職業の相談
	企業での就労にチャレンジしたい方、現在企業で働いている方、以前に働いていて再就職を目指したい方への支援
	専門の職員による職業相談、お仕事探しの支援や就職後の職場定着支援などを実施
	ハローワーク等と連携した、障害者、事業主、関係機関への助言 ①職業相談 ②職業評価 ③職業準備支援 ④ジョブコーチ支援 ⑤精神障害者総合雇用支援（雇用促進支援・雇用継続支援・職場復帰支援）など
	就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）
	目の不自由な方への職業指導や相談

名称 (種類)	電話	FAX	開設日 開設時間
地域活動支援センター ライフサポートMEW	36-3830	36-3700	月・火・土 9:30～18:00 木 10:00～17:00 金 9:30～19:00
多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター(予約制)	(連絡は多摩府中保健所へ)		
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	042-376-6885	
武蔵野市児童発達支援センター みどりのこども館・相談部ハビット	55-8510	27-7439	受付：月～金 9:00～17:00 (土曜日は月1回開館)
子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター	60-1850 相談専用 55-9002 0120-839-002 ④のみ 60-1239	51-9417	来所・訪問相談 月～金 8:30～17:00 電話相談 月～土 8:30～22:00 (ともに祝日・年末 年始を除く)
教育支援センター	60-1899 相談専用 60-1922	60-1922	月～金 9:00～17:00
東京都 杉並児童相談所	03-5370-6001	03-5370-6005	月～金 9:00～17:00
東京都発達障害者支援センター(通称；おとなTOSCA(トスカ)) ◆E-mail otona-tosca@ionp.or.jp ※ご本人が18歳以上の方	03-6902-2082		月～金 9:00～17:00
東京都発達障害者支援センター(通称；こどもTOSCA(トスカ)) ◆E-mail toasca@kisenfukushi.com ※ご本人が18歳未満の方	03-6413-0231	03-3706-7242	受付：月～金 9:00～17:00 相談：月・火・木・金 9:30～17:00
地域活動支援センターコット	38-8837	38-8837	月～金 10:00～18:00 第一水のみ 10:00～17:00 第二・第四土 10:00～17:00
ゆいっと (障害者相談支援事業所 ほくと)	55-5018	55-3818	月～金 9:00～17:00
東京都心身障害者福祉センター (高次脳機能障害専用電話相談)	03-3235-2955	03-3235-2957 (電話での相談が難しい場合)	月～金 9:00～正午 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
東京都多摩難病相談・支援室(都立神経病院内)	042-323-5880		月～金 10:00～17:00 (受付は16:00まで)
東京都多摩府中保健所	042-362-2334	042-360-2144	月～金 9:00～17:00
武蔵野市障害者就労支援センター あいる	26-1855	26-1863	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00
ハローワーク三鷹	47-8618	76-3490	月～金 8:30～17:15
東京障害者職業センター 多摩支所	042-529-3341	042-529-3356	月～金 8:45～17:00 (祝日・年末年始を除く)
(公財)東京しごと財団 障害者雇用就業サポートデスク	03-5211-5462 (飯田橋・多摩共通)		【飯田橋】月～金 9:00～17:00 【多摩】月水金 9:00～17:00
(社福)日本視覚障害者職能開発センター	03-3341-0900	03-3341-0967	月～金 9:00～17:00

	相談内容等
1-9	さまざまな心の健康相談
	健康、子育て、職場の人間関係、学校での悩みごと等 精神保健福祉士等が、電話及び面接（予約制）により相談支援を行う。
	ひきこもり相談 社会参加にむけた相談支援、就労・自立支援、家族セミナー・フォーラム・フリースペースなど ひきこもり 電話相談、メール相談（携帯） http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/
1-10	介護保険の相談
	介護保険制度に関するご質問、ご意見
	高齢者の在宅介護などに関するさまざまな相談、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整 （市内6カ所に設置）
	介護予防のケアプランの作成、総合相談・支援、地域のケアマネジャーの支援を、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が実施
1-11	権利擁護、成年後見人などの相談
	権利擁護事業や成年後見制度の利用相談
	総合相談・支援、権利擁護・虐待の早期発見及び防止、地域のケアマネジャーの支援を、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が実施
	子どもの権利擁護専門相談。子どもの権利擁護専門相談員が事実関係の調査や関係機関との調整を実施
1-12	地域の相談員
	市が委託した地域の相談員。養育、生活などの各種相談。
	地域住民の悩みや相談事を関係機関につなぐ。
1-13	法律の相談
	借地・借家、不動産、相続、離婚、金銭のトラブル、交通事故等の法律問題全般について、弁護士が面接して相談を実施（予約制）
	法制度・相談窓口紹介、民事法律扶助（無料法律相談・弁護士・司法書士費用の立て替え）、犯罪被害者支援など
1-14	虐待に関する相談
	障害者の虐待に関すること
	子どもの虐待に関すること
	高齢者の虐待に関すること
1-15	自動車事故に関する相談
	自動車事故被害者支援制度（介護料等の支給）について 自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給するとともに、ご家庭を訪問して情報を提供し、ご相談に応じる。

名称 (種類)	電話	FAX	開設日 開設時間
市民こころの健康相談室	55-6003		電話相談：毎週火・木曜 第2・4土曜 10:00～12:00 13:00～16:00 来所相談(予約制) 毎週木曜日 13:00～16:00
それいゆ (NPO法人文化学習協同ネットワーク内)	24-6491	29-9571	月・火・水・金・土 10:00～18:00
東京都ひきこもりサポートネット	0120-529-528		月～金 10:00～17:00
高齢者支援課	60-1866 (介護認定係) 60-1845 (介護保険係) 60-1925 (介護サービス担当)	51-9218	月～金 8:30～17:00
武蔵野市内各在宅介護 ・地域包括支援センター	209 頁参照		月～土 8:30～17:15
武蔵野市地域包括支援センター(基幹型)	60-1947	51-9218	月～金 8:30～17:00
武蔵野市福祉公社	66-2987	23-1150	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
武蔵野市地域包括支援センター(基幹型)	60-1947	51-9218	月～金 8:30～17:00
話してみなよー東京子供ネットー	0120-874-374 0120-874-376 (24時間受付メッセージダイヤル)		月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 (12/29～1/3を除く)
身体障害者相談員・知的障害者相談員	208 頁参照		
民生委員・児童委員	60-1941 (地域支援課)		
障害者法律相談	60-1921	51-2000	毎月第3火曜日 10:00～16:00(予約制) 電話、ファックスの相談も可
日本司法支援センター「法テラス」	0570-078374		月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
障害者虐待防止センター	60-1847	51-9239	24時間
子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター	55-9002 0120-839-002	51-9417	<input type="checkbox"/> 来所・訪問相談 月～金 8:30～17:00 <input type="checkbox"/> 電話相談 月～土 8:30～22:00 (ともに祝日、年末年始を除く)
児童相談所全国共通ダイヤル	189		24時間
高齢者支援課相談支援係	60-1947 (平日 8:30～17:00) 51-5131 (上記以外の時間)	51-9218	24時間
独立行政法人 自動車事故対策機構 東京主管支所(ナスバ)	03-3621-9941	03-3621-9944	原則月～金 第一・第三土曜開業 (翌月曜休業) 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

2 手 帳

2-1 手帳の種類

身体障害者手帳

身体障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳であり、障害の程度により1～6級の手帳が交付されます。(身体障害者障害程度等級表⇒211頁)

- 対 象**
- ・視覚障害
 - ・聴覚障害
 - ・平衡機能障害
 - ・音声機能・言語機能・そしゃく機能障害
 - ・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害）
 - ・心臓機能障害
 - ・じん臓機能障害
 - ・呼吸器機能障害
 - ・ぼうこう又は直腸機能障害
 - ・小腸機能障害
 - ・肝臓機能障害
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

手 続 次のものをお持ちになって下記窓口へ申請して下さい。

- ①指定医師による所定の診断書
- ②顔写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽、申請時から1年以内撮影、写真用紙使用)
- ③本人の個人番号(マイナンバー)がわかるもの(個人番号カード(写真つき)、個人番号通知カード)
- ④窓口に来られる方(本人、保護者または代理人)の本人確認書類

窓 口 障害者福祉課

愛の手帳(療育手帳)

知的障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。国の制度として「療育手帳」があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。

障害の程度については知能測定値・社会性・基本的生活などから年齢に応じて総合判定

し、1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分されます。
 （「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」⇒213頁）

対 象 知的障害者（児）

手 続 18歳未満の方は杉並児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターへ予約の上判定を受けます。その際、顔写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽、申請時から1年以内撮影、写真用紙使用）などが必要です。
 持ち物は申請区分（新規・更新）年齢等によって異なります。詳しくは次の窓口へ直接お問い合わせください。

窓 口 東京都杉並児童相談所 ☎03-5370-6001
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/info/jisou_info/suginami.html
 〒167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6
 東京都心身障害者福祉センター 判定予約 ☎03-3235-2961
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/index.html>
 〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階
 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）☎042-573-3311
 〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳であり、障害の程度により1～3級（障害年金の等級に準拠）の手帳が交付されます。（「精神障害者保健福祉手帳等級」⇒215頁）

有効期間は原則として2年です。更新の場合は有効期限の3か月前から申請できます。

対 象 精神障害（疾患）のある方

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ①精神障害により障害年金を受給している方は、年金証書の写し・裁定通知書の写し・振込通知書（最新のもの）のいずれか。
- ②診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 ※初診日から6か月以降に作成されたもので、作成日から申請日まで3か月を経過していないもの。①により申請される方は必要ありません。
- ③顔写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽、申請時から1年以内撮影、写真用紙使用）

窓 口 障害者福祉課

2-2 手帳の取得費助成

診断書料の助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）を申請する時に必要な診断書の費用を助成します。

助成限度額 障害者手帳 5,000 円

自立支援医療（精神通院）、「重度かつ継続」に関する意見書 3,000 円。

※手帳用診断書による、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の同時申請の場合、助成限度額は 8,000 円です。

対 象 身体障害者手帳用診断書、精神障害者保健福祉手帳用診断書
自立支援医療診断書（精神通院）、「重度かつ継続」に関する意見書

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ①文書（診断書）料の領収書原本
- ②本人名義の銀行口座のわかるもの

窓 口 障害者福祉課

2-3 手帳の所持証明書

生命保険等の手続きに必要な場合、「手帳所持証明書」を発行します。

身体障害者手帳・愛の手帳 所持証明書

対 象 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方。

手 続 手帳をお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

窓 口 障害者福祉課

精神障害者保健福祉手帳 過去証明書

精神障害者保健福祉手帳の場合、以前に所持していたことを証明する場合のみの発行となります。有効期限が残っている手帳を紛失等してしまい、手帳が再交付されるまでの間の所持証明は出せませんので、ご了承ください。

対 象 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

窓 口 東京都立中部総合精神保健福祉センター
〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-7
☎ 03-3302-7739

3 障害者総合支援法・児童福祉法

3-1 概要

制度の概要

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保険福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成 25 年 4 月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。



< 障害児支援施策 > （児童福祉法）

区市町村が実施する障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

福祉サービスの内容

< 自立支援給付 >

	サービス名	内 容	対 象 者
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ） （身体介護・家事援助・通院等の介助）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理・洗濯及び掃除などの家事等を行います。	障害支援区分1以上の方
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	●障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも見守り～介助が必要と認められる方 ●重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方（障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上）
	同行援護	外出に同行して必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄・食事等の介護を行います。	視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障害者、これに相当する程度の障害を有する児童
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分3以上で、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数の支援を包括的にを行います。	障害支援区分6以上で、以下にあてはまる方 1 四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 2 四肢麻痺寝たきりで愛の手帳1度の重度心身障害者 3 強度行動障害
	短期入所 （ショートステイ） （⇒82頁）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方
	療養介護	常時医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	1 障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 2 障害支援区分5以上で、筋ジストロフィーまたは重度心身障害の方
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	1 障害支援区分3以上（障害者支援施設入所者は区分4以上）の方 2 50歳以上で、障害支援区分2以上（障害者支援施設入所者は区分3以上）の方

	サービス名	内 容	対 象 者
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	1 生活介護を利用している障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方 2 自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な障害のある方
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な知的障害または精神障害の方
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満で、雇用が見込まれる方
	就労継続支援A型（雇用型）	雇用契約に基づく契約が困難な65歳未満の方で、一般企業への就労に結びついていない方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満で、当該事業所で、雇用契約による就労が可能と見込まれる方
	就労継続支援B型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方
	就労定着支援	企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労している期間が6か月を経過した方。
	自立生活援助	居宅で自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時の訪問、相談対応等により、必要な援助を行います。	左記の支援が必要な障害者支援施設若しくは共同生活援助を利用していた方等
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、サービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。	身体障害者、知的障害または精神障害の方及び難病患者*
自立支援医療	更生医療・育成医療 精神通院医療	54頁－自立支援医療参照	

	サービス名	内 容	対 象 者
補 装 具	補装具 (⇒72頁)	障害を補うために必要とされる用具の費用を助成します。	身体障害者手帳の交付等を受けている方及び難病患者※で、市(種目によっては東京都心身障害者福祉センター)から必要だと認められた方(所得制限あり)

※難病の対象疾病⇒38頁

<相談支援>

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none">● サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。● 継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none">● 地域移行支援 障害者支援施設等の入所施設や精神科病院等からの退院、退所にあたって支援を要する障害者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。● 地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。● 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

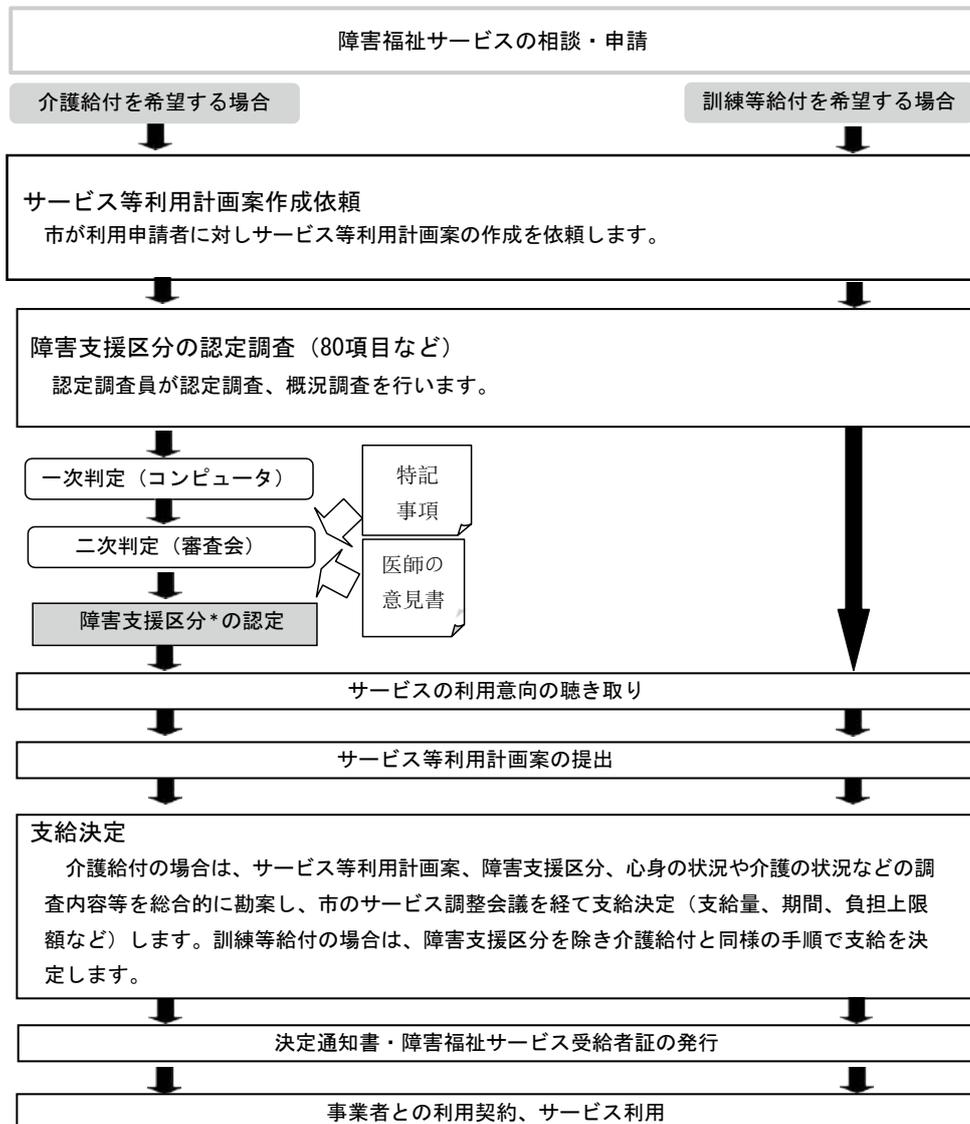
<児童福祉法によるサービス>

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	療育を行う必要があると認められる未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や、知識や技能の付与等を行います。また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要と認められる未就学児に対し、児童発達支援と治療を行います。
	放課後等 デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の必要な訓練を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

手続きの流れ

<介護給付・訓練等給付>

自立支援給付のうち、介護給付と訓練等給付については以下の図のように支給決定されます。



* 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合いを総合的に示す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

利用者負担

利用した福祉サービスには、以下の利用者負担が生じます。

定率負担	利用した福祉サービス費の一割を負担します。
実費負担	施設での食費・光水熱費などは実費負担となります。

<負担上限月額>

定率負担については、所得に応じてひと月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。

ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方 ※ ¹	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割が16万円（児童は28万円）未満の場合 ※ ²	4,600円	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外の方	37,200円	37,200円

※¹市町村民税非課税世帯で療養介護を利用する方の利用者負担については、お問合せください。

※²入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。

収入状況を判断する世帯の範囲は次の表のとおりです。

区 分	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<負担を軽くする仕組み>

○定率負担を軽くする仕組み

高額障害福祉サービス費	複数の福祉サービスを利用した際の負担額の合計が、基準額を超えたときに、超えた部分が払い戻されます。
境界層対象者に対する負担軽減	定率負担や食費・光熱水費を支払うと生活保護の対象になる場合に、生活保護の対象にならない水準まで定率負担などを引き下げます。
就学前の障害児通所支援利用児童に対する多子軽減措置	就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。 ① 就学前の障害児通所支援利用児童のうち、兄又は姉が保育所等に通う第2子以降の乳幼児。 ※「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、障害児通所支援事業所、情緒障害児短期治療施設、特例保育、家庭的保育事業等を指します。 ② 年収約360万円未満相当世帯（世帯における市町村民税所得割合計額が77,101円未満）である場合は、通所給付決定保護者と生計を同じくする兄弟（年齢問わず）の中で第2子以降の乳幼児。
0歳から2歳までの第2子以降の児童発達支援等の利用者負担無償化	令和5年10月から、就学前の障害児を支援するため、児童発達支援等のサービスについて、全ての0～2歳の第2子以降の利用者負担が無償化される制度です。事前に東京都へ申請が必要となります。利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、その利用者負担額が東京都から給付されます。詳細は、東京都福祉局のホームページをご覧ください。

○食費、光熱水費の実費負担を軽くする仕組み

補足給付	入所施設をご利用の方が、定率負担、食費・光熱水費を支払っても、最低月2万5千円は手元に残るように給付費が支給されます。
食事提供体制加算	所得の低い方が通所施設、ショートステイを利用したときに必要になる食費の一部を補助します。

○グループホームに家賃助成があります

補足給付	市町村民税非課税世帯の場合、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。
------	--

補足給付を受ける場合は、サービスの申請のときに手続きが必要です。

食事提供体制加算については、手続きは不要です（負担上限月額を認定するときに、条件を満たす方について認定をします）。

○介護保険移行後の利用者負担を軽くする仕組み

新高額障害福祉サービス等給付費

平成30年4月から、現行制度に加え、65歳に至るまで5年間以上、障害福祉サービスを利用してきた一定の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが創設されました。所得の状況や障害程度、利用サービスなどに条件があります。対象となる方には、市から申請書類及び案内を送付します。

令和6年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369 疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病） ※ 新たに対象となる疾病（3 疾病） △ 表記が変更された疾病（5 疾病）

1	アイカルディ症候群	58	ガラクトース・リリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	115	高チロシン血症 3 型
2	アイザックス症候群	59	カルニチン回路異常症	116	後天性赤芽球癆
3	I g A腎症	60	加齢黄斑変性 ○	117	広範脊柱管狭窄症
4	I g G 4 関連疾患	61	肝型糖原病	118	膠様滴状角膜ジストロフィー
5	亜急性硬化性全脳炎	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）	119	抗リン脂質抗体症候群
6	アジソン病	63	環状 20 番染色体症候群	120	コケイン症候群
7	アッシャー症候群	64	関節リウマチ	121	コステロ症候群
8	アトピー性育髄炎	65	完全大血管転位症	122	骨形成不全症
9	アベル症候群	66	眼皮膚白皮症	123	骨髄異形成症候群 ○
10	アミロイドーシス	67	偽性副甲状腺機能低下症	124	骨髄線維症 ○
11	アラジール症候群	68	ギャロウェイ・モフト症候群	125	ゴナドトロピン分泌亢進症
12	アルポート症候群	69	急性壊死性脳症 ○	126	5p 欠失症候群
13	アレキサンダー病	70	急性網膜壊死 ○	127	コフィン・シリス症候群
14	アンジェルマン症候群	71	球脊髄性筋萎縮症	128	コフィン・ローリー症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	72	急速進行性糸球体腎炎	129	混合性結合組織病
16	イソ吉草酸血症	73	強直性脊椎炎	130	鰓耳腎症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	74	巨細胞性動脈炎	131	再生不良性貧血
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	132	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
19	1 p 36 欠失症候群	76	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	133	再発性多発軟骨炎
20	遺伝性自己炎症疾患	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	134	左心低形成症候群
21	遺伝性ジストニア	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	135	サルコイドーシス
22	遺伝性周期性四肢麻痺	79	筋萎縮性側索硬化症	136	三尖弁閉鎖症
23	遺伝性膀胱炎	80	筋型糖原病	137	三頭酵素欠損症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	81	筋ジストロフィー	138	CFC 症候群
25	ウィーバー症候群	82	クッシング病	139	シェーグレン症候群
26	ウィリアムズ症候群	83	クリオピリン関連周期熱症候群	140	色素性乾皮症
27	ウィルソン病	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	141	自己貪食空胞性ミオパチー
28	ウエスト症候群	85	クルーゾン症候群	142	自己免疫性肝炎
29	ウェルナー症候群	86	グルコーストランスポーター 1 欠損症	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※）
30	ウォルフラム症候群	87	グルタル酸血症 1 型	144	自己免疫性溶血性貧血
31	ウルリッヒ病	88	グルタル酸血症 2 型	145	四肢形成不全 ○
32	HTRA1 関連脳小血管病 △	89	クローウ・深瀬症候群	146	シトステロール血症
33	HTLV-1 関連脊髄症	90	クローン病	147	シトリン欠損症
34	ATR-X 症候群	91	クロンカイト・カナダ症候群	148	紫斑病性腎炎
35	ADH 分泌異常症	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症	149	脂肪萎縮症
36	エーラス・ダンロス症候群	93	結節性硬化症	150	若年性特発性関節炎
37	エプスタイン症候群	94	結節性多発動脈炎	151	若年性肺気腫
38	エプスタイン病	95	血栓性血小板減少性紫斑病	152	シャルコー・マリー・トゥース病
39	エマヌエル症候群	96	限局性皮膚異形成	153	重症筋無力症
40	MECP2 重複症候群 ※	97	原発性局所多汗症 ○	154	修正大血管転位症
41	遠位型ミオパチー	98	原発性硬化性胆管炎	155	ジュベール症候群関連疾患
42	円錐角膜 ○	99	原発性高脂血症	156	シュワルツ・ヤンベル症候群
43	黄色靭帯骨化症	100	原発性側索硬化症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
44	黄斑ジストロフィー	101	原発性胆汁性胆管炎	158	神経細胞移動異常症
45	大田原症候群	102	原発性免疫不全症候群	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
46	オクシピタル・ホーン症候群	103	顕微鏡的大腸炎 ○	160	神経線維腫症
47	オスラー病	104	顕微鏡的多発血管炎	161	神経有棘赤血球症
48	カーニー複合	105	高 I g D 症候群	162	進行性核上性麻痺
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	106	好酸球性消化管疾患	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
50	潰瘍性大腸炎	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	164	進行性骨化性線維異形成症
51	下垂体前葉機能低下症	108	好酸球性副鼻腔炎	165	進行性多巣性白質脳症
52	家族性地中海熱	109	抗糸球体基底膜腎炎	166	進行性白質脳症
53	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)	110	後縦靭帯骨化症	167	進行性ミオクローヌステんかん
54	家族性良性慢性天疱瘡	111	甲状腺ホルモン不応症	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
55	カナハン病	112	拘束型心筋症	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	113	高チロシン血症 1 型	170	スタージ・ウェーバー症候群
57	歌舞伎症候群	114	高チロシン血症 2 型	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群

（※）新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号 141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

番号	疾病名
172	スミス・マギニス症候群
173	スモン ○
174	脆弱X症候群
175	脆弱X症候群関連疾患
176	成人発症スチル病 △
177	成長ホルモン分泌亢進症
178	脊髄空洞症
179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
180	脊髄髄膜瘤
181	脊髄性筋萎縮症
182	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
183	前眼部形成異常
184	全身性エリテマトーデス
185	全身性強皮症
186	先天異常症候群
187	先天性横膈膜ヘルニア
188	先天性核上性球麻痺
189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
190	先天性魚鱗癬
191	先天性筋無力症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症
194	先天性腎性尿崩症
195	先天性赤血球形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症
197	先天性大脳白質形成不全症
198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性風疹症候群 ○
200	先天性副腎低形成症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症
202	先天性ミオパチー
203	先天性無痛無汗症
204	先天性葉酸吸収不全
205	前頭側頭葉変性症
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。) ※
207	早期ミオクロニー脳症
208	総動脈幹遺残症
209	総排泄腔遺残
210	総排泄腔外反症
211	ソトス症候群
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
214	大脳皮質基底核変性症
215	大理石骨病
216	ダウン症候群 ○
217	高安動脈炎
218	多系統萎縮症
219	タナトフォリック骨異形成症
220	多発血管炎性肉芽腫症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
223	多発性嚢胞腎
224	多脾症候群
225	タンジール病
226	単心室症
227	弾性線維性仮性黄色腫
228	短腸症候群 ○

番号	疾病名
229	胆道閉鎖症
230	遅発性内リンパ水腫
231	チャージ症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
233	中毒性表皮壊死症
234	腸管神経節細胞僅少症
235	TRPV4異常症 ※
236	TSH分泌亢進症
237	TNF受容体関連周期性症候群
238	低ホスファターゼ症
239	天疱瘡
240	特発性拡張型心筋症
241	特発性間質性肺炎
242	特発性基底核石灰化症
243	特発性血小板減少性紫斑病
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
245	特発性後天性全身性無汗症
246	特発性大腿骨頭壊死症
247	特発性多中心性キャッスルマン病
248	特発性門脈圧亢進症
249	特発性両側性感音難聴
250	突発性難聴 ○
251	ドラベ症候群
252	中條・西村症候群
253	那須・ハコラ病
254	軟骨無形成症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
256	22q11.2欠失症候群
257	乳幼児肝巨大血管腫
258	尿素サイクル異常症
259	ヌーナン症候群
260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
261	ネフロン癆
262	脳クレアチン欠乏症候群
263	脳髄黄色腫症
264	脳内鉄沈着神経変性症(※) △
265	脳表ヘモジエリン沈着症
266	膿疱性乾癬
267	嚢胞性線維症
268	パーキンソン病
269	パージャー病
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
271	肺動脈性肺高血圧症
272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
273	肺胞低換気症候群
274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
275	パッド・キアリ症候群
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症 ○
278	PCDH19関連症候群
279	非ケトosis型高グリシン血症
280	肥厚性皮膚骨膜症
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
282	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症

番号	疾病名
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
288	非典型型溶血性尿毒症症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎/多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎 ○
292	肥満低換気症候群 ○
293	表皮水疱症
294	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)
295	VATER症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四徴症
298	ファンコニ貧血
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症
301	フォンタン術後症候群 ○
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	ブラウ症候群
307	ブラダー・ウィリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
311	閉塞性細気管支炎
312	β-ケトチオラーゼ欠損症
313	ベーチェット病
314	ベスレムミオパチー
315	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
316	ヘモクロマトーシス ○
317	ペリー病 △
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
320	片側巨脳症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
322	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症
324	ホモシスチン尿症
325	ポルフィリン症
326	マリネスコ・シェーグレン症候群
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
329	慢性血栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髄炎
331	慢性膵炎 ○
332	慢性特発性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠伸てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無βリポタンパク血症
339	メーブルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群

番号	疾病名
343	メンケス病
344	網膜色素変性症
345	もやもや病
346	モワット・ウイルソン症候群
347	薬剤性過敏症候群 ○
348	ヤング・シンブソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4p欠失症候群

番号	疾病名
352	ライソゾーム病
353	ラスムッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿性蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症 / ゴーハム病
360	リンパ脈管筋腫症

番号	疾病名
361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
366	レット症候群
367	レノックス・ガストー症候群
368	ロスムンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

詳細は厚生労働省ホームページへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/hani/index.html

3-2 介護保険法との関係

障害福祉サービスをご利用の40歳以上の方へ

介護保険サービスと障害福祉サービスで共通するものは、原則として介護保険サービスが優先します。つぎの方は、介護保険の申請をして下さい。

- ① 65歳以上の方
- ② 公的医療保険に加入している40歳から64歳で、次の疾病が原因でサービスを必要とする方

特定疾病

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. がん（※） | 10. 早老症 |
| 2. 関節リウマチ | 11. 多系統萎縮症 |
| 3. 筋萎縮性側索硬化症 | 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
および糖尿病性網膜症 |
| 4. 後縦靭帯骨化症 | 13. 脳血管疾患 |
| 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 | 14. 閉塞性動脈硬化症 |
| 6. 初老期における認知症 | 15. 慢性閉塞性肺疾患 |
| 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核
変性症及びパーキンソン病 | 16. 両側の膝関節または股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症 |
| 8. 脊髄小脳変性症 | |
| 9. 脊柱管狭窄症 | |

※医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

窓 口 ●高齢者支援課

緑町 2-2-28 武蔵野市役所 1階 ☎ 60-1866

●武蔵野市内各在宅介護・地域包括支援センター

※ 209 頁をご覧ください。

4 手当と年金

4-1 手 当

心身障害者福祉手当（都・市）

対 象 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の症状を有する方

制 限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ① 65歳以降に手帳を取得した方
- ② 手帳取得が65歳未満の方で、65歳に達する日の前日までに申請を行わなかった方
- ③ 障害者本人（本人が20歳未満の時は扶養義務者）の前年の所得が基準額を超える方
- ④ 障害者支援（入所）施設に入所されている方
- ⑤ 難病者福祉手当（⇒47頁）を受給している方

支給方法 4、8、12月にそれぞれ前月までの4か月分を本人の銀行口座に振り込みます。

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 本人名義の銀行口座がわかるもの
- ③ 印鑑

※心身障害者福祉手当と難病者福祉手当は併給することが出来ません。心身障害者福祉手当は、手帳の等級・年齢によって金額が異なります。手当申請時より等級などが変更になった場合は別の手当が有利になることがあります。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

特別障害者手当(国)

対 象 20歳以上で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方。認定の目安は以下のとおりです。

- ①身体障害者手帳1級または2級程度の障害があり、条件を満たしている方
- ②愛の手帳1度または2度程度の障害があり、条件を満たしている方
- ③常時特別の介護を要する上記に準ずる疾病、精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）の状態にある方

制 限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ①施設に入所している方
- ②病院、診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ③本人または扶養義務者の所得が一定額を超える方 ※支給停止となりますが、認定は受けられません。

支給方法 2、5、8、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人の銀行口座に振り込みます。（認定の申請をした日の属する月の翌月から該当。※支給停止の場合を除く。）

手 続 障害の程度についての、所定の診断書が必要です。この書類は窓口にありますので、下記の窓口へお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

障害児福祉手当(国)

対 象 20歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時介護が必要な方。認定の目安は以下のとおりです。

- ①身体障害者手帳1級または2級程度の障害があり、条件を満たしている方
- ②愛の手帳1度または2度程度の障害があり、条件を満たしている方
- ③常時介護を要する上記に準ずる疾病、精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む）の状態にある方

制 限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ①施設に入所している方
- ②障害年金等を受給している方
- ③本人または扶養義務者の所得が一定額を超える方 ※支給停止となりますが、認定は受けられません。

支給方法 2、5、8、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人の銀行口座に振り込みます。（認定の申請をした日の属する月の翌月から該当。※支給停止の場合を除く。）

手続 障害の程度についての、所定の診断書が必要です。この書類は窓口にありますので、下記の窓口へお問い合わせ下さい。

窓口 障害者福祉課

重度心身障害者手当(都)

対象 65歳未満で次のいずれかに該当する方

- ①重度の知的障害で、著しい精神症状等のため、常時複雑な介護を必要とする方
 - ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
 - ③重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座ることができない方
- *65歳以上の方でも、過去に重度心身障害者手当を受給していた方は対象となる場合があります。

制限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ①施設等に入所している方
- ②病院、診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ③本人（未成年の場合は扶養義務者）の所得が一定額を超える方

支給方法 毎月、前月分を本人の銀行口座に振り込みます。
(認定を申請した日の属する月から該当)

手続 東京都心身障害者福祉センターが障害程度の判定をおこないます。受付は市役所です。印鑑をお持ちになって、あらかじめ下記の窓口へお問い合わせ下さい。

窓口 障害者福祉課

特別児童扶養手当(国)

20歳未満で一定の障害を有する児童を養育している方に支給されます。

- 対 象** 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父母または養育者
- ①愛の手帳1度からおおむね3度
 - ②身体障害者手帳（聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由）1級から3級および4級の一部（視覚は1級～おおむね3級）
 - ③内部障害、精神障害（発達障害を含む）等で上記と同程度の障害のあるとき

- 制 限** 次のいずれかに該当する方は受給できません。
- ①児童が施設に入所している方（一部例外有り）
 - ②児童の障害を支給理由とする公的年金を受けることができる方
 - ③所得が一定額を超える方

支給方法 4、8、11月にそれぞれ前月（11月は当月）分までの4か月分を受給者の口座に振り込みます。（認定を請求した日の属する月の翌月から該当）

- 手 続** 次のものをお持ちになって下記の窓口へ認定請求して下さい。
※他にも追加の書類が必要な場合があるため、事前にお問い合わせ下さい。
- ①請求者の普通預貯金通帳の表紙裏のページ写し
 - ②特別児童扶養手当用診断書（身体障害者手帳または愛の手帳で代替可の場合あり）

窓 口 子ども子育て支援課 ☎ 60-1963

児童扶養手当(国)

父または母と生計を同じくしていない（父または母が重度の障害を有する場合を含む）児童を養育している方に支給されます。

- 対 象** 次のいずれかに該当する児童（18歳に到達した年度の末日まで。中度以上の障害を有する場合は20歳未満まで）を養育している方
- ①父母が離婚
 - ②父または母が死亡
 - ③父または母が重度の障害を有する
 - ④父または母が生死不明
 - ⑤父または母に1年以上遺棄されている
 - ⑥父または母がDV保護命令を受けた児童

- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻（事実婚を含む）によらない出生

制 限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ①児童が施設に入所している方、または里親に委託されている場合
- ②所得が一定額を超える方
- ③児童の住所が国内にない方

支給方法 5、7、9、11、1、3月にそれぞれ前月までの2ヵ月分を受給者の銀行口座に振り込みます。（認定を請求した日の属する月の翌月から該当）

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ認定請求して下さい。

- ①請求者の銀行口座のわかるもの
- ②父または母に障害がある場合は児童扶養手当障害認定診断書（国民年金の障害等級1級に該当し、障害基礎年金を受給している場合は年金証書等で代替可）、児童に障害がある場合は特別児童扶養手当診断書（身体障害者手帳または愛の手帳で代替できる場合あり）
※他にも追加の書類が必要な場合があります。

窓 口 子ども子育て支援課 ☎ 60-1963

※児童扶養手当受給世帯（全部支給停止を除く）の方は、都営交通無料乗車券（⇒109頁）やJR通勤定期乗車券（⇒106頁）の割引の対象になります。詳しくはお問い合わせ下さい。

児童育成手当（障害手当）（都・市）

対 象 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

- ①愛の手帳1～3度
- ②身体障害者手帳1～2級
- ③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症
- ④特別児童扶養手当を知的障害で受給中、特別児童扶養手当1級を身体障害で受給中（ただし身体障害者障害程度等級の範囲内）

制 限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ①児童が施設に入所している方
- ②所得が一定額を超える方

支給方法 2、6、10月に支払月の前月分までの4ヵ月分を受給者の銀行口座に振り込みます。（認定を申請した日の属する月の翌月から該当）

- 手 続** 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。
- ①愛の手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書または所定の診断書
 - ②申請者の銀行口座のわかるもの
- ※他にも追加の書類が必要な場合があります。

窓 口 子ども子育て支援課 ☎ 60-1963

児童育成手当(育成手当)(都・市)

父または母と生計を同じくしていない(父または母が重度障害を有する場合を含む)児童を養育している方に支給されます。

- 対 象** 次のいずれかに該当する児童(18歳に到達した年度の末日まで)を養育している方
- ①父母が離婚
 - ②父または母が死亡
 - ③父または母が重度の障害を有する
 - ④父または母が生死不明
 - ⑤父または母に1年以上遺棄されている
 - ⑥父または母がDV保護命令を受けた児童
 - ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている
 - ⑧婚姻(事実婚を含む)によらない出生

- 制 限** 次のいずれかに該当する方は受給できません。
- ①児童が施設に入所している方、または里親に委託されている場合
 - ②所得が一定額を超える方

支給方法 2、6、10月に支払月の前月分までの4ヵ月分を受給者の銀行口座に振り込みます。(認定を申請した日の属する月の翌月から該当)

- 手 続** 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。
- ①申請者の銀行口座のわかるもの
 - ②父または母に障害がある場合は児童扶養手当障害認定診断書(身体障害者手帳で代替できる場合あり)
- ※他にも追加の書類が必要な場合があります。

窓 口 子ども子育て支援課 ☎ 60-1963

難病者福祉手当(市)

対 象 別表(48～50頁)の疾病のため国や都の難病等医療費助成を受けている方

制 限 次のいずれかに該当する方は受給できません。

- ①難病者本人(難病者本人が20歳未満のときは扶養義務者)の前年の所得が基準額を超える方
- ②心身障害者福祉手当(⇒41頁)を受給している方

支給方法 4、8、12月にそれぞれ前月までの4ヵ月分を本人の金融機関口座に振り込みます。

(認定を申請した日の属する月から該当)

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ①難病の「受給者証」もしくは「医療券」
- ②本人名義の金融機関口座のわかるもの
- ③印鑑

※難病者福祉手当と心身障害者福祉手当は併給することができません。心身障害者福祉手当は、手帳(身体障害者手帳・愛の手帳)の等級・年齢等により金額が異なります。

手帳の等級などの変更によっては別の手当が有利になることがあります。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

指定難病一覧 (341 疾病)

番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
8	ハンチントン病
9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー
15	封入体筋炎
16	クドウ・深瀬症候群
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)
19	ライソゾーム病
20	副腎白質ジストロフィー
21	ミトコンドリア病
22	もやもや病
23	プリオン病
24	亜急性硬化性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症
26	HTLV-1 関連脊髄症
27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス
29	ウルリッヒ病
30	遠位型ミオパチー
31	ベスレムミオパチー
32	自己貪食空胞性ミオパチー
33	シュワルツ・ヤンベル症候群
34	神経線維腫症
35	天疱瘡
36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬 (汎発型)
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群
39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎

番号	疾病名
42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ
47	パージャール病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎／多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
54	成人発症スチル病
55	再発性多発軟骨炎
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
59	拘束型心筋症
60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA 腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
70	広範脊柱管狭窄症
71	特発性大腿骨頭壊死症
72	下垂体性 ADH 分泌異常症
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症
75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
80	甲状腺ホルモン不応症
81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症

番号	疾病名
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎
86	肺動脈性肺高血圧症
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓性肺高血圧症
89	リンパ脈管筋腫症
90	網膜色素変性症
91	バッド・キアリ症候群
92	特発性門脈圧亢進症
93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
98	好酸球性消化管疾患
99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
101	腸管神経節細胞僅少症
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
103	CFC 症候群
104	コストロ症候群
105	チャージ症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群
107	若年性特発性関節炎
108	TNF 受容体関連周期性症候群
109	非典型型溶血性尿毒症症候群
110	ブラウ症候群
111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群
113	筋ジストロフィー
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺
116	アトピー性脊髄炎
117	脊髄空洞症
118	脊髄髄膜瘤
119	アイザックス症候群
120	遺伝性ジストニア
121	脳内鉄沈着神経変性症
122	脳表ヘモジデリン沈着症
123	HTRA1 関連脳小血管病

番号	疾病名
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
126	ペリー病
127	前頭側頭葉変性症
128	ピックアスタッフ脳幹脳炎
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症
130	先天性無痛無汗症
131	アレキサンダー病
132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症
137	限局性皮質異形成
138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症
140	ドラベ症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群
146	大田原症候群
147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
150	環状 20 番染色体症候群
151	ラスムッセン脳炎
152	PCDH 19 関連症候群
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	ランドウ・クレフナー症候群
156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群
158	結節性硬化症
159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癬
161	家族性良性慢性天疱瘡
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
163	特発性後天性全身性無汗症

番号	疾病名
164	眼皮膚白皮症
165	肥厚性皮膚骨膜炎
166	弾性線維性仮性黄色腫
167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病
170	オクシピタル・ホーン症候群
171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症
173	VATER 症候群
174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群
176	コフィン・ローリー症候群
177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群
179	ウィリアムズ症候群
180	ATR-X 症候群
181	クルーゾン症候群
182	アペール症候群
183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群
185	コフィン・シリス症候群
186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群
188	多脾症候群
189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群
191	ウェルナー症候群
192	コケイン症候群
193	ブラダー・ウィリ症候群
194	ソトス症候群
195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群
197	1 p36 欠失症候群
198	4 p 欠失症候群
199	5 p 欠失症候群
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マグニス症候群
203	22q11.2 欠失症候群

番号	疾病名
204	エマヌエル症候群
205	脆弱 X 症候群関連疾患
206	脆弱 X 症候群
207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症
209	完全大血管転位症
210	単心室症
211	左心低形成症候群
212	三尖弁閉鎖症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
215	ファロー四徴症
216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病
218	アルポート症候群
219	ギャロウェイ・モフト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
224	紫斑病性腎炎
225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
227	オスラー病
228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
230	肺胞低換気症候群
231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
232	カーニ複合
233	ウォルフラム症候群
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
235	副甲状腺機能低下症
236	偽性副甲状腺機能低下症
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミン D 抵抗性くる病 / 骨軟化症
239	ビタミン D 依存性くる病 / 骨軟化症
240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症 1 型
242	高チロシン血症 2 型
243	高チロシン血症 3 型

番号	疾病名
244	メーブルシロップ尿症
245	プロピオン酸血症
246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症
248	グルコーストランスポーター1欠損症
249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型
251	尿素サイクル異常症
252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸収不全
254	ポルフィリン症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病
257	肝型糖原病
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
260	シトステロール血症
261	タンジール病
262	原発性高カイロミクロン血症
263	脳髄黄色腫症
264	無βリポタンパク血症
265	脂肪萎縮症
266	家族性地中海熱
267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
270	慢性再発性多発性骨髄炎
271	強直性脊椎炎
272	進行性骨化性線維異形成症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症
275	タナトフォリック骨異形成症
276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫症 / ゴーハム病
278	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
279	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
282	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	疾病名
283	後天性赤芽球癆
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
285	ファンconi貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血
287	エプスタイン症候群
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群
290	非特異性多発性小腸潰瘍症
291	ヒルシュスブルグ病 (全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症
293	総排泄腔遺残
294	先天性横隔膜ヘルニア
295	乳幼児肝巨大血管腫
296	胆道閉鎖症
297	アラジール症候群
298	遺伝性膵炎
299	嚢胞性線維症
300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー
302	レーベル遺伝性視神経症
303	アッシャー症候群
304	若年発症性両側性感音難聴
305	遅発性内リンパ水腫
306	好酸球性鼻副鼻腔炎
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌステんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症

番号	疾病名
322	β-ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キャスルマン病
332	膠様滴状角膜ジストロフィー
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群
335	ネフロン癆
336	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体)
337	ホモシスチン尿症
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
339	MECP2 重複症候群
340	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候群を含む。)
341	TRPV4 異常症

都 規則 (別表第一) 対象疾病	
スモン	
プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)	
悪性高血圧	
母斑症 (指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く。)	
古典的特発性好酸球増多症候群	
びまん性汎細気管支炎	
遺伝性QT延長症候群	
網膜脈絡膜萎縮症	
原発性骨髄線維症	
肝内結石症	
先天性血液凝固因子欠乏症等	
人工透析を必要とする腎不全	

最新情報は厚生労働省ホームページへ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

4-2 年 金

障害基礎年金

国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障害者になったとき、初診日が60歳以上65歳未満で日本に住んでいる人が障害者になったときに支給されます。

対 象 次のいずれにも該当する方。

- ①障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日）に1級、または2級の障害の状態にあること。（「国民年金法障害等級表」⇒215頁）
- ②初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの加入期間の3分の2以上保険料が納付または免除されていること。
※令和8年3月31日までに初診日がある場合は、特例として初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければ受けられます。
※20歳前に病気またはケガなどで障害者になった人は、20歳になったときから受けられます。ただし、本人の所得制限があります。

窓 口 保険年金課 国保年金係国民年金担当 ☎ 60-1837

障害厚生年金・障害手当金

厚生年金に加入している時に病気またはけがにより障害が残った場合、障害の程度に応じて支給されます。

窓 口 年金事務所

東京都心身障害者扶養年金

平成19年3月1日をもって廃止となりました。加入者、受給者の方で変更・異動などがある場合は、下記窓口にご相談ください。

窓 口 障害者福祉課
東京都扶養共済事務センター ☎ 03-3344-8633
FAX 03-3344-7281

心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養する保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害になった場合、残された心身障害者に終身一定額の年金を給付する制度です。

対 象 次の1～4のいずれにもあてはまる方

1. 心身障害者の保護者であること

心身障害者の範囲

①知的障害者

②身体障害者 1級～3級

③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が①、②と同程度

ただし、心身障害者本人に一定額以上の収入がある場合は、加入できません。

2. 東京都内に住所があること

3. 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること

4. （加入する保護者が）特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

窓 口 障害者福祉課

東京都扶養共済事務センター ☎ 03-3344-8633

FAX 03-3344-7281

5 医 療

5-1 医療助成

心身障害者の医療費助成(障)(都)

医療費のうち健康保険適用後の自己負担額の一部を助成します。ただし、健康保険の適用とならないもの（入院時の差額ベッド代、食事代等）は助成しません。

対 象 健康保険等に加入している方で次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～2級の方
（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害は1～3級）
- ②愛の手帳1～2度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方

制 限 次のいずれかの方は助成を受けられません。

- ①生活保護を受けている方
- ②障害者本人（本人が20歳未満の時は扶養義務者）の前年の所得が限度額を超える方
- ③医療費（保険診療）の自己負担がない施設に入所している方
- ④後期高齢者医療の被保険者で、かつ住民税が課税されている方
- ⑤65歳以上になってはじめて上記対象の①、②または③に該当することになった方
- ⑥65歳に達する日の前日までに(障)の申請をしなかった方（都内に住所を有しなかった、生活保護を受けていた、などのために(障)の申請ができなかった場合を除く）
- ⑦公的医療保険未加入の方

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ交付申請して下さい。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②健康保険証

窓 口 障害者福祉課

自立支援医療

◆更生医療

身体の障害を除去、軽減するための医療費（健康保険を適用した後の自己負担）の一部を助成します。（指定された医療機関における、診療、薬剤の支給、手術その他の治療、看護、移送などの医療費の助成）

対 象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、①視覚障害②聴覚・平衡機能障害③音声・言語・そしゃく機能の障害④肢体不自由⑤心臓機能障害⑥じん臓機能障害⑦小腸機能障害⑧肝臓機能障害⑨免疫機能障害のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待できる方

制 限 所得区分(⇒55頁)が一定所得以上の方。ただし高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する場合は対象(経過的特例)

手 続 指定医師が記入した所定の意見書等が必要です。東京都心身障害者福祉センターの判定が必要な場合があります。次のものをお持ちになって、あらかじめ下記窓口へご相談下さい。
・身体障害者手帳(更生医療と同時に申請もできます。)

窓 口 障害者福祉課

◆育成医療

身体に障害のある児童に対し、指定医療機関における障害の除去、軽減のための医療費(健康保険を適用した後の自己負担)の一部を助成します。

対 象 保護者が武蔵野市に在住し、18歳未満で、①視覚障害②聴覚・平衡機能障害③音声・言語・そしゃく機能の障害④肢体不自由⑤心臓機能障害⑥じん臓機能障害⑦小腸機能障害⑧肝臓機能障害⑨呼吸器・ぼうこう・直腸・その他の内臓障害⑩免疫機能障害のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待できる方

制 限 所得区分(⇒55頁)が一定所得以上の方。ただし高額治療継続者(重度かつ継続)に該当する場合は対象(経過的特例)

手 続 指定医師が記入した所定の意見書等が必要です。あらかじめ、下記窓口までお問い合わせ下さい。

◆精神通院医療

精神疾患のため、継続して通院する必要がある場合、医療費（健康保険を適用した後の自己負担）の一部を助成します。

※精神疾患にはうつ病や統合失調症、てんかん、認知症、薬物依存症などを含みます。

なお、申請に必要な診断書の費用については助成制度があります。（⇒ 26 頁）

対 象 精神疾患を理由に通院している方

手 続 必要書類をご案内しますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

○医療費（自己負担額）

更生医療・育成医療・精神通院医療制度により、医療費（保険診療）の自己負担は原則 1 割となります。ただし、被保険者本人等の所得に応じて月ごとに負担上限額が設定されています。なお、同じ健康保険に加入している家族を同一の世帯とします。

区 分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0 円（自己負担なし）
低所得 1	市民税非課税世帯で本人（育成医療の場合は保護者）の収入が80万円以下	2,500 円 * 1
低所得 2	市民税非課税世帯で低所得 1 以外	5,000 円 * 1
中間所得	市民税課税世帯で市民税の所得割が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額 （下表も参照のこと）
一定所得以上	市民税課税世帯で市民税の所得割が23万5千円以上	制度の対象外。ただし高額治療継続者（重度かつ継続）* 2に該当する場合は対象（経過措置） （下表も参照のこと）

「中間所得」、「一定所得以上」の方については、高額治療継続者（重度かつ継続）の場合、上の表とは別に上限が定められています。育成医療については経過措置により上限額が設定されています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
中間所得	市民税の所得割が3万3千円未満	5,000円
	市民税の所得割が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
一定所得以上	市民税の所得割が23万5千円以上	20,000円

*1 精神通院医療をご利用の低所得1・低所得2（市民税非課税世帯）の方へ

市民税非課税世帯に属する方は、申請をすると残りの自己負担についても保険給付または公費負担による助成を受けることができます。手続は障害者福祉課にてご案内いたします。

*2 高額治療継続者（重度かつ継続）とは

◆疾病等から対象となる方

- ・更生・育成医療…腎臓機能障害、小腸機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、免疫機能障害
- ・精神通院医療……統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害、もしくは精神保健指定医または精神医療従事年数が3年以上の医師が判断した方

◆高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の高額療養費多数該当の方

診断書料の助成

※ 詳しくは、26頁をご覧ください。

小児精神病医療費助成制度

医療費（健康保険を適用した後の自己負担）の全額を助成します。ただし、入院時の食事療養費、標準負担額は助成対象外です。

対 象 患者本人が市内に住所を有し、精神疾患のため精神科病床での入院治療を要する満18歳未満の方

※ 18歳の誕生日の前々日までに申請された方

ただし、入院治療を継続して行う場合には、満20歳の誕生月の末日まで延長が可能です。

窓 口 障害者福祉課

小児慢性特定疾病医療費助成

認定された疾患について、指定医療機関における医療費（健康保険を適用した後の自己負担）の一部を助成します。

対 象 18歳未満の児童で、下記の対象疾患の状態が認定基準に該当する方

- ①悪性新生物（がん） ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患
- ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患
- ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患
- ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患
- ⑯脈管系疾患

18歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける場合は、20歳まで延長することができます。

窓 口 障害者福祉課

※病名が、48頁の対象疾病に該当する場合は、難病者福祉手当の対象となります。

特定疾病療養受療証制度

対 象 国民健康保険・社会保険・後期高齢者医療制度に加入していて、血友病や血液製剤によるHIV感染・人工透析の必要な慢性腎不全にかかっている方。

○医療費（自己負担額）

「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示すると、1か月の医療費自己負担の上限は、一つの医療機関につき以下のとおりとなります。

	70歳以上	70歳未満
人工透析の必要な慢性腎不全	1万円	上位所得者※2万円 それ以外 1万円
血友病		1万円
血液製剤によるHIV感染		1万円

※上位所得者…加入している健康保険により異なります。

（国保は世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える方）

手 続 ①国民健康保険に加入の方は…

世帯主の本人確認書類、被保険者証、医師の診断書・意見書など病名を確認できるものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

②後期高齢者医療制度に加入の方は…

被保険者証、医師の診断書・意見書など病名を確認できるものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

③その他健康保険に加入の方は…

各社会保険の窓口へお問い合わせ下さい。

- 窓 口**
- ①国民健康保険に加入の方は……………保険年金課 国民健康保険担当 ☎ 60-1834～5
 - ②後期高齢者医療制度に加入の方は…保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 60-1913
 - ③その他健康保険に加入の方は……………各社会保険の保険者窓口へ

特定医療費助成（指定難病等）

認定された疾病について、医療費等（保険適用後の自己負担分）を一部助成します。

- 対 象** 国または東京都が指定する対象疾病の認定基準を満たしている方
※対象疾病 難病者福祉手当対象疾病（→ 48 頁）
- 手 続** 必要書類をご案内しますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

B型・C型ウイルス肝炎の下記治療について、医療費等（保険適用後の自己負担分）を一部助成します。

対 象 健康保険等に加入し、B型・C型ウイルス肝炎の下記治療を要すると判断された方

★B型ウイルス肝炎★

- 1 インターフェロン治療(インターフェロン製剤、ペグインターフェロン製剤による治療)(注射)
- 2 核酸アナログ製剤治療(経口薬)

★C型ウイルス肝炎★

- 1 インターフェロン治療(注射)
 - (1) インターフェロン単剤治療
 - (2) (ペグ)インターフェロン及びリバビリン併用治療
- 2 インターフェロンフリー治療(経口薬)

手 続 必要書類をご案内しますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

肝がん・重度肝硬変治療医療費助成制度

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院治療にかかる医療費の一部を助成します。

対 象 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療を受けている方。所得制限等があります。

手 続 必要書類をご案内しますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

大気汚染医療費助成制度(都)

大気汚染の影響を受けると推定される疾病（気管支ぜん息等）にかかった方で、以下の要件を満たす場合に、その疾患に係る医療費のうち、保険適用後の自己負担額について助成をします。

※平成30年4月1日からの制度改正により、生年月日が平成9年4月1日以前の方は月額6,000円を限度とした自己負担が生じます。

対 象 次の全てを満たしている方

- ① 18歳未満の方（18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む）
- ② 以下のいずれかに罹患している方
 - (1) 気管支ぜん息、(2) 慢性気管支炎、(3) ぜん息性気管支炎、(4) 肺気腫、
 - (5) 上記の(1)～(4)の続発症
- ③ 東京都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する方
- ④ 健康保険等に参加されている方
- ⑤ 申請日以降喫煙しない方

手 続 必要書類をご案内しますので、窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口 健康課（保健センター内） ☎ 51-7004

難病者援護金（通院費）（市）

難病等の治療のための通院に要した電車、バス運賃等を助成します。ただし、一回の通院に対し、7,000円を限度とします。

対 象 難病等（難病者福祉手当対象疾病⇒48頁）のために通院している本人ならびに付き添いの方

支給方法 おおむね月を単位として本人の金融機関口座に振り込みます。

手続 難病者福祉手当と同じ。
(歩行困難なためタクシーで通院している場合は、所定の診断書が予め必要になります。)

窓口 障害者福祉課

ひとり親家庭等の医療費助成 ⑧

父または母と生計を同じくしていない（父または母が重度の障害を有する場合を含む）児童を養育している家庭に対して、医療費（健康保険を適用した後の自己負担額、課税世帯は一部）を助成します。

対象 健康保険に加入していて、次のいずれかに該当する方。

- ①母子、父子家庭の母または父と児童
 - ②両親がない子を養育している養育者と養育されている児童
 - ③両親がいる場合でも父または母に重度の障害がある家庭の、障害のない母または父と児童
- *①～③でいう児童とは18歳に到達した年度の末日までの方ですが、中度以上の障害がある児童の場合は20歳未満まで対象となります。

制限 次のいずれかの方は助成を受けられません。

- ①生活保護を受けている方
 - ②父または母または養育者の前々年の所得が限度額を超える方
 - ③児童福祉施設等に、「措置」により入所している児童
 - ④小規模住宅型児童養育事業を行うもの、または里親に委託されている児童
 - ⑤子どもの医療費助成を受給している児童
 - ⑥心身障害者（児）医療費助成を受給している方
- *ただし、⑤⑥の助成を受けている本人以外の家族が受けられる場合もあります。

手続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ①父または母に障害がある場合は児童扶養手当障害認定診断書
- ※他にも追加の書類が必要な場合があります。

窓口 子ども子育て支援課 ☎ 60-1963

後期高齢者医療制度

- 対 象** ①満 75 歳以上の方（誕生日から自動的に加入）
②満 65～74 歳で次のいずれかに該当する方は申請によって加入できます。（認定日または翌月 1 日から加入）
- ・国民年金証書（障害年金 1・2 級）
 - ・身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部の方
4 級の一部は次のとおりです
 - ・下肢障害 4 級 1 号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・下肢障害 4 級 3 号（一下肢の下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの）
 - ・下肢障害 4 級 4 号（一下肢の機能の著しい障害）
 - ・音声・言語機能障害
 - ・愛の手帳 1・2 度の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方

- 手 続** 障害程度を証する手帳等をお持ちになって下記の窓口へご相談下さい。
* 現在加入している健康保険は、やめることとなります。
* 後期高齢者医療制度の保険料がかかります。

- 窓 口** 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎ 60-1913

5-2 医療相談・健診等

乳幼児の健康診査・育児相談

乳幼児健康診査を行い、発育・発達の確認と育児相談を行っています。

乳幼児対象に発育・発達に心配のある方の個別相談を予約制で行っています。また、幼児対象にグループ活動を行い、お子さまの発育・発達を一緒に見守っていきます。

窓 口 健康課（保健センター内） ☎ 51-0700

障害者（児）歯科相談

障害者（児）の歯を健康に保つため、歯科相談を行っています。

事業内容 日常的な歯のブラッシング指導、一般歯科相談

対 象 市内に居住し、障害者手帳をお持ちの方

日 時 毎月1回 午後1時～4時（事前予約制）

会 場 保健センター

窓 口 障害者福祉課 ☎ 60-1847

心身障害者（児）歯科診療

東京都立心身障害者口腔保健センターでは、様々な理由で治療を受けることが難しい心身障害者（児）に歯科診療を行っています。

診察内容 歯科診療、口腔保健指導、予防処置、口腔の健康相談、機能療法（摂食嚥下機能療法、言語聴覚療法）、嚥下内視鏡（V E）による検査

対 象 地域の歯科医療機関で治療が困難な障害のある方

窓 口 東京都立心身障害者口腔保健センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ9階
診療及び予約に関する電話 03-3267-6480
FAX 03-3269-1213

6 リハビリテーション・講習会

6-1 障害のある方へ

視覚障害のある方へ

講習・訓練	対象	内容など	窓口
自立訓練 (機能訓練) など	市内在住の視覚障害の方	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行訓練（白杖を使用し、ひとりで歩く訓練及び介助を受けながら歩くための訓練） ・点字訓練（点字の読み書き） ・日常生活訓練（調理・家事等を安全に行うための訓練） ・パソコン訓練（音声、拡大等のソフトを利用しての訓練） ※指導員による個別指導中心。	生活リハビリサポートすばる (障害者福祉センター内) ☎ 55-3612 障害者総合支援法に関する手続きについては 障害者福祉課
自立訓練 (機能訓練)	主に視覚に障害がある方で、障害者総合支援法による福祉サービスの支給決定を受けている方 (→ 34 頁)	歩行・点字・パソコン・ロービジョン訓練・日常生活訓練など。	国立障害者リハビリテーションセンター 〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1 ☎ 04-2995-3100 FAX 04-2992-4525 障害者総合支援法に関する手続きについては 障害者福祉課

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
①機能訓練 ②就労移行支援 ③指定特定相談 支援事業	①②障害者総合支援法による福祉サービス の支給決定を受けている15歳以上の視覚 障害の方（→34頁） ③障害福祉サービスの利 用を希望する視覚障 害の方	①歩行・パソコン・点字・ 日常生活動作等の生活 の基本となる訓練（通 所） ②事務的職業やヘルス キーパー等の一般就労 に向けた、パソコン等 を利用した訓練（通所） ③視覚障害者が、障害福 祉サービスを利用する にあたってのサービス 等利用計画の作成	東京視覚障害者生 活支援センター 〒162-0054 新宿区河田町 10-10 ☎ 03-3353-1277 FAX 03-3353-1279 障害者総合支援法 に関する手続きに ついては 障害者福祉課
盲ろう者支援セン ター事業	視覚障害と聴覚障害が重 複している身体障害者 (児)	・訓練事業（盲ろう者・ 児へのコミュニケーション訓練、生活訓練、 パソコン等電子機器活 用訓練） ・社会参加促進事業（集 団学習会、交流会等） ・総合相談支援事業 ・専門人材養成事業 ・盲ろう児支援事業	東京都盲ろう者支 援センター 〒162-0832 新宿区岩戸町4 87ビルディング 岩戸町2階 ☎ 03-6228-1282 FAX 03-6228-1283 Email tokyo-db@ tokyo-db.or.jp

聴覚障害のある方へ

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
読話講習会	身体障害者手帳をお持ち の18歳以上の中途失聴 者・難聴者（都内在住）	口唇の読取り、会話の練 習、類似語の練習等 費用 無料（教材費は徴 収します）	東京手話通訳等派 遣センター ☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
中途失聴者 難聴者 手話講習会	都内在住・在勤の中途失 聴者・難聴者	簡単な意思交流が可能な 程度の手話技術について の講習。	東京都福祉局障害 者施策推進部企画 課 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	市内在住の中途失聴者お よび難聴者など	手話技術の講習。 要約筆記（OHCで投影） 有。 「ふれあい」「市報」など に掲載。	中途失聴・難聴者 の会「むさしの」 ☎・FAX 22-2325
盲ろう者支援セン ター事業	63頁－視覚障害のある方へ－参照		

音声・言語障害のある方へ

講習・訓練	対象	内容など	窓口
吃音者講座	都内に在住または通勤・通学している15歳以上の吃音者	発声練習、話し方研究、グループワーク・ピアカウンセリング及び、より良い人間関係のための研究など	(社)東京言友会 ☎ 03-3942-9436 Email tokyogen@nifty.com
喉頭摘出者発声訓練	病気等で喉頭を摘出し、発声機能を失った方	食道発声、シャント発声、電気式人工喉頭による発声訓練。手術後の日常生活のケア。サポート用品の斡旋販売など。社会復帰を促進しています。	(公社)銀鈴会 ☎ 03-3436-1820 FAX 03-3436-3497 Email office@ginreikai.net https://www.ginreikai.net/
自立訓練 (機能訓練)	市内在住で、障害により日常生活に支障のある方 概ね18歳から65歳までの方	障害者総合支援法に基づく在宅生活に必要な言語訓練及び生活指導。 必要に応じて送迎あり。	生活リハビリサポートすばる (障害者福祉センター内) ☎ 55-3612

6

リハビリテーション・講習会

肢体障害のある方へ

講習・訓練	対象	内容など	窓口
自立訓練 (機能訓練)	市内在住で、障害により日常生活に支障がある方 概ね18歳から65歳までの方	障害者総合支援法にもとづく在宅生活に必要な機能訓練(理学療法・作業療法・言語療法)および生活指導。 必要に応じて送迎あり。	生活リハビリサポートすばる (障害者福祉センター内) ☎ 55-3612

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
自立訓練（機能訓練） ・施設入所支援 （脳卒中・事故等で高次脳機能障害のある方の訓練）	常時医療管理を必要としない方で、障害者総合支援法による福祉サービスの支給決定を受けている18歳以上の方（⇒34頁）	入所による、生活指導・訓練。 訓練科目…日常生活動作訓練・生活管理能力訓練（社会的リハビリテーション）・移動能力訓練及び外出訓練（電車・バスを含む）	東京高次脳機能障害者支援ホーム（HiBDy.Tokyo） 自立訓練係・利用相談担当 〒204-0024 清瀬市梅園1-3-32 ☎042-497-3980 ※建替えのため一時移転中です。
IT技術者在宅養成講座 （東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）	身体障害者手帳1～3級の方で、おおそ高校卒業程度の学力があり、週20～30時間程度の学習が可能な方（時間等についてはご相談を）。	在宅就労に必要な情報処理技術や資格取得について、オンラインと訪問指導により、効率よく在宅で学べる。講習期間は2年間。費用は無料。	社会福祉法人東京コロニー 職能開発室 ☎03-6914-0859 FAX 03-6914-0869 URL https://www.tocolo.or.jp/syokunou/
自立訓練（機能訓練）	主に頸髄損傷による、重度の肢体不自由の方で障害者総合支援法による福祉サービスの支給決定を受けている方（⇒34頁）	医学的支援、看護、介護、理学療法、作業療法、スポーツ訓練、自動車運転訓練、パソコン訓練、社会生活力の向上等の訓練を実施。	国立障害者リハビリテーションセンター 〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1 ☎04-2995-3100 FAX 04-2992-4525 障害者総合支援法に関する手続きについては、障害者福祉課

内部障害のある方へ

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
オストメイト社会適応訓練	人工肛門または人工膀胱をお持ちの方	ストマの衛生管理・ストマに関する医学的知識などを講習会形式で実施 費用…無料	公益社団法人日本オストミー協会 東京支部 ☎ 03-5272-3550 FAX 03-5272-3550

高次脳機能障害のある方へ

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
高次脳機能障害者相談支援事業	高次脳機能障害のある65歳未満の市内在住の方	障害についての相談やサービス紹介など (⇒ 206 頁)	ゆいっと ☎ 55-5018 (障害者相談支援事業所 ほくと)
(サロン)	(登録制)	当事者の集い、社会参加への支援	
高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム(通所)	地域の障害者就労支援機関等から依頼のあった高次脳機能障害のある15歳から65歳未満の、就労を希望する方(手帳の有無は問いません) 交通機関を利用して、単独で安全に通所できる方	職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題(模倣的な職務課題)による評価や、就労準備講習、グループワーク等を組み合わせたプログラム。利用期間は原則6か月	東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 就労支援担当 ☎ 03-3235-2951
高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム(通所)	地域の障害者就労支援機関等から依頼のあった高次脳機能障害のある15歳から65歳未満の方(手帳の有無は問いません) 日常生活は自立しているが、作業能力面や生活管理面、対人技能面等に課題のある方	作業能力面、生活管理面、対人技能面等の評価や、課題の整理を行う。個別課題とグループワークを組み合わせたプログラム。利用期間は原則4か月	東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 就労支援担当 ☎ 03-3235-2951

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
高次脳機能障害向け専門通所プログラム (CODY プロジェクト)	<p>高次脳機能障害のある義務教育課程の終了している都内在住・在勤の方で、身体的リハビリテーションが概ね終了しており、単独で通所可能な方</p> <p>①復職コース 在職中で復職を希望される方 (年齢制限なし)。</p> <p>②就労コース 50歳以下の方</p> <p>③進学・復学コース 30歳以下の方</p>	<p>復職又は就労や進学・復学希望の方に必要な評価、精神科リハビリテーションを提供する。</p> <p>利用期間は1年間</p>	<p>東京都立中部総合精神保健福祉センター 〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-7 ☎ 03-3302-7711</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>主に高次脳機能に障害がある方で、障害者総合支援法による福祉サービスの支給決定を受けている方 (⇒ 34 頁)</p>	<p>通所又は入所により、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し、生活能力を高めるよう訓練を行う</p>	<p>国立障害者リハビリテーションセンター 〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1 ☎ 04-2995-3100 FAX 04-2992-4525</p> <p>障害者総合支援法に関する手続きについては 障害者福祉課</p>
自立訓練 (機能訓練) 施設入所支援	65 頁—肢体障害のある方へ—参照		

各種講習会

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
障害のある方の講習会 「椅子に座って健康体操」 他	障害者手帳をお持ちの 15歳以上74歳までの方	講習の内容は「つながり」「市報」に掲載 費用…無料。(材料費は 自己負担) ・聴覚障害者の方には 要約筆記、手話通訳 あり ・年度により、一部講 習内容は変わります。 ・講習会によっては、 送迎あり 場所… 障害者福祉センター、 武蔵野総合体育館など	障害者福祉セン ター ☎ 55-3825 FAX 51-9951

6-2 支援者の方へ

各種講習会

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
知的障害者（児） ガイドヘルパー養 成研修	知的障害者（児）のガ イドヘルパーとして武 蔵野市内等で働くこと を希望する方。	知的障害についての基 本的な知識やガイドヘル パーの役割・内容な どを学びます。	社会福祉法人お おぞら会サポー トネットあすは ☎ 36-5151
同行援護従業者養 成研修	視覚障害者（児）の同 行援護従業者として武 蔵野市内で働くことを 希望する方。	視覚障害についての基 本的な知識や同行援護 従業者（ガイドヘル パー）の役割・内容な どを学びます。	障害者福祉課
同行援護従業者・ 現任者フォロー アップ研修	同行援護従業者の資格 を有し活動中、もしく は活動予定の方。	同行援護従業者とし て、基本技能の再確認 や演習を行い、技術の 振り返りや向上を目指 します。	障害者福祉課

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
失語症会話パートナー養成講座	市内在住・在勤・在学の18歳以上の方	講習8回（演習3回を含む） 失語症の方とのコミュニケーションの方法を学びます。 費用…無料（テキスト代実費） ※「ふれあい」「市報」に掲載	武蔵野市民社会福祉協議会 （ボランティアセンター武蔵野） 講習会担当 ☎ 23-1170
手話講習会	市内在住・在勤・在学の高校生以上の方	①初級②中級③上級クラス（1クラス28回） 各クラス「昼の部・夜の部」有。 場所；スイングスカイルーム ④通訳養成クラス「夜の部」（30回） 場所…武蔵野プレイスペース 費用…無料（テキスト代実費） ※「ふれあい」「市報」に掲載	武蔵野市民社会福祉協議会 （ボランティアセンター武蔵野） 講習会担当 ☎ 23-1170
点訳講習会（入門・応用）	市内在住・在勤・在学の18歳以上で簡単なパソコン操作ができる方	視覚障害のある方に情報を伝える方法を学びます。 年度によりメニューが変わります。 費用…無料（テキスト代実費） ※「ふれあい」「市報」に掲載	武蔵野市民社会福祉協議会 （ボランティアセンター武蔵野） 講習会担当 ☎ 23-1170

講習・訓練	対 象	内容など	窓 口
手話通訳者等養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内各地域で手話学習経験 3 年以上の方を対象とする健聴者 ・ すでに都内各地で登録手話通訳者（手話通訳士の資格を有している方）として活動している方のレベルアップ。 ・ 都内各地域における手話講習会での講師の養成 	<ul style="list-style-type: none"> ①聴覚障害者に接する心構え ②手話通訳法の理解 ③手話指導理論 ④実技指導・実習 費用…無料 (教材費は徴収します)	東京手話通訳等派遣センター ☎ 03-3352-3359 FAX 03-3354-6868
要約筆記者の養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、都内在住・在勤・在学で、登録試験に合格し、都内で活動できる方。	<ul style="list-style-type: none"> ①聴覚障害者に接する心構え ②要約筆記の方法と技術など 費用…無料 (教材費は徴収します)	東京手話通訳等派遣センター ☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
心のバリアフリー啓発事業 (出前講座)	市内小学 3 年生以上の方 (学年単位) 市内団体 (10 名以上)	障害のある方に対する理解を深め、地域社会で共に暮らすためにはどのようなことが必要か考える。 費用…無料 ※事前予約制	武蔵野市民社会福祉協議会 (ボランティアセンター武蔵野) 講習会担当 ☎ 23-1170

7 毎日の暮らしのために

7-1 補装具等

補装具

障害を補うために必要とされる用具（補装具）の費用を助成します。

対 象 身体障害者手帳の交付を受けている方、もしくは法令に規定する特殊の疾病に該当する難病患者の方

※介護保険で購入またはレンタルが可能な場合は、介護保険の利用が優先となります。

種 目

障 害 別	補 装 具 の 名 称
視 覚	眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ
聴 覚	補聴器
肢体不自由者(児)	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、意思伝達装置
肢体不自由児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

制 限 世帯所得によっては、費用負担が発生する場合、または対象外になる場合があります。

種目ごとに定められた基準額以上の補装具の交付を希望される場合は、その差額もご負担いただきます。

手 続 補装具の種類によって、必要書類および手続きが異なります。ご希望の方は、下記窓口までお問い合わせ下さい。

義肢・装具等については、東京都心身障害者福祉センターで補装具の要否判定を受ける必要があります。

また、18歳未満の方の場合は、指定の医療機関または保健所において作成された意見書が必要になります。

※既にご購入頂いたものについては制度の対象にはなりませんので、ご注意下さい。

窓 口 障害者福祉課

日常生活用具

障害のある在宅の方の日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）の費用を助成します。

対 象 別表（73～81頁）

種 目 別表（73～81頁）

利 用 料 世帯所得により費用負担が発生する場合、または対象外になる場合があります。

制 限 次の方は原則給付は受けられません。

- ①病院へ入院または施設へ入所している方
- ②給付用具をすでに所有されている方
- ③借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

手 続 日常生活用具の種類によって、必要書類等が異なります。ご希望の方は、事前に下記窓口までお問い合わせ下さい。

※既にご購入いただいたものについては、制度の対象にはなりませんので、ご注意ください。

※介護保険制度で給付の対象となる場合は、介護保険制度が優先となります。

窓 口 障害者福祉課

	種 目	対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	浴槽（湯沸器を含む。）	学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。以下同じ。）の程度が1級又は2級であるもの
	特殊寝台	次のいずれかに該当する者 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 学齢以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの

	種 目	対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊マット1	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として3歳以上の知的障害者のうち、知的障害の程度が1度又は2度であり、自ら排便の処理をすることが困難な者であって、寝具が排せつ物によって汚れることを防ぐ必要があるもの 2. 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級である者であって、寝具が排せつ物によって汚れることを防ぐ必要があるもの 3. 18歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級である者（常時介護を要する者に限る。）であって、寝具が排せつ物で汚れることを防ぐ必要があるもの 4. 18歳以上の精神障害者のうち、精神障害の程度が1級の者であって、寝具が排せつ物で汚れることを防ぐ必要があるもの 5. 3歳以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	特殊マット2	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級である者であって、じょくそうがあるもの若しくはじょくそうを繰り返すもの又は1日の大半が寝たきりの状態であるもの 2. 3歳以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	特殊尿器	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級であるもの（常時介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にあり、起き上がること若しくは座位を保つことができないもの 2. 学齢以上の難病患者のうち自力で排尿できない者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	入浴担架	<p>3歳以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの（入浴の際にその保護者等の介助を必要とする者で、起き上がること又は座位を保つことができないものに限る。）</p>

	種 目	対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	体位変換器	次のいずれかに該当する者 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの（下着の交換等の際にその保護者等の介助を必要とする者で、補助用具がなければ寝返りを打つことができないものに限る。） 2. 学齢以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	移動用リフト (屋内で使用するもの又は工事を伴わないものに限る。)	次のいずれかに該当する者 1. 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるものであって、移乗し、又は立ち上がることができないもの 2. 3歳以上の難病患者のうち下肢又は体幹機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具 (シャワーチェア、移動用のボード、手すり等で工事を伴わないものに限る。)	次のいずれかに該当する者 1. 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、入浴の際に介助を必要とするもの 2. 3歳以上の難病患者のうち入浴に介助を要する者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	便器（簡易室内便器又は簡易便器に限り、居室に置く簡易便器については、介護保険の適用を優先する。)	次のいずれかに該当する者 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 学齢以上の難病患者のうち常時介護を要する者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	頭部保護帽	身体障害者で、平衡機能障害、下肢機能、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有するもの又はてんかん等によって転倒するおそれがあるため頭部の保護が必要なもの

	種 目	対 象 者
自 立 生 活 支 援 用 具	T字づえ又は 棒状のつえ	原則として18歳以上64歳以下の身体障害者のうち、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、市長が必要と認めるもの
	移動・移乗支援 用具（手すり、 スライディング ボード、スライ ディングマッ ト、段差解消用 機器その他の歩 行を支援する用 具）	次のいずれかに該当する者 1. 3歳以上の身体障害者で、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有し、住居内の移動等に介助を必要とするもの又は補助用具等がなければ歩くことができないもの 2. 3歳以上の難病患者のうち下肢が不自由な者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	特殊便器 （温水洗浄便座 を有するものに 限り、1世帯に つき1台に限 る。）	次のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であり、自ら排便の処理をすることが困難なもの 2. 学齢以上の身体障害者で、両上肢の機能の障害の程度が1級又は2級であるもの（原則として自ら排便の処理をすることができない者に限る。） 3. 学齢以上の難病患者のうち上肢機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	火災警報器	次のいずれかに該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 3. 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの
	自動消火装置	次のいずれかに該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 3. 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの 4. 18歳以上の難病患者のうち医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの

	種 目	対 象 者
自 立 生 活 支 援 用 具	ガス安全システム（警報器からのガスの遮断信号、ガスの異常使用、地震等があった時にガスを自動的に遮断するものに限る。）	次のいずれかに該当する者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、こう頭の摘出等により臭覚機能を喪失したもの 2. 18歳以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級であるもの 3. 18歳以上の難病患者のうち火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	電磁調理器（1世帯につき1台に限る。）	次のいずれかに該当する者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 18歳以上の身体障害者で、上肢の機能の障害の程度が1級又は2級であるもの 3. 18歳以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級であるもの 4. 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 5. 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機（信号機の施設に設置された音声案内装置がつけに取り付けた当該送信機を感知して音声による案内をするものに限る。）	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（障害の程度が2級である者は、送信機のみとする。）
	フラッシュベル	学齢以上の身体障害者で、聴覚、音声機能又は言語機能の障害の程度が2級又は3級であるもの
	会議用音声拡張器	学齢以上の身体障害者で、聴覚障害の障害の程度が2級から4級までであるもの

	種 目	対 象 者
自立生活 支援用具	携帯用信号装置 (送信機による 合図を視覚、触 覚等により知覚 することができる ものに限る。)	学齢以上の身体障害者で、聴覚、音声機能又は言語機能の障害の程度が2級又は3級であるもの
	聴覚障害者用屋 内信号装置(音 や音声を視覚、 触覚等により知 覚することができる もの。)	18歳以上の身体障害者のうち、聴覚障害の障害の程度が2級である者で、日常生活を営むうえで必要であると市長が認めるもの(単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)
在宅療養 等支援 用具	透析液加温器	3歳以上の身体障害者で、人工透析を必要とするもの(自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る。)
	ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当する者 1. 身体障害者で、呼吸器機能障害(加齢による疾病を除く。)の障害の程度が1級から3級までであるもの又はこれと同じ程度の障害を有すると市長が認めるもの(呼吸器機能障害を有する者以外の者にあつては、医師によりネブライザー(吸入器)の使用を認められた者に限る。) 2. 難病患者のうち呼吸器機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	電気式たん吸引 器	ネブライザー(吸入器)の項に定める対象者と同じ。
	酸素吸入装置 (酸素ボンベ、 スタンド及び吸 入マスクを一体 とするものに限 る。)	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の障害の程度が原則として1級から3級までであるもの(医療保険その他の制度により在宅酸素療法を受けることができない者で、医師により酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)
	酸素ボンベ 運搬車	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の障害の程度が原則として1級から3級までであるもの(医療保険その他の制度により在宅酸素療法を受けることができない者に限る。)

	種 目	対 象 者
在宅療養等支援用具	空気清浄器	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の障害の程度が1級から3級までであるもの
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者で、けい髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。）
	音声式体温計	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	音声式体重計 （1世帯につき1台に限る。）	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	音声式血圧計 （1世帯につき1台に限る。）	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	パルスオキシメーター	難病患者のうち人工呼吸器の装着が必要な者であって、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢以上の身体障害者のうち、音声機能障害若しくは言語機能障害を有する者又は肢体不自由者であって音声言語に関する著しい障害を有する者で、筆談をすることが困難なもの
	情報通信支援用具（障害者用パーソナルコンピュータの周辺機器及び特別なマウス、キーガード等。）	学齢以上の身体障害者のうち、脳性まひ等による特別な装置が必要な上肢の機能の障害の程度が1級であるもので、当該情報通信支援用具が必要であると市長が認めるもの
	情報通信支援用具（アプリケーションソフト並びに読取機、音声ソフト）	学齢以上の身体障害者のうち、パーソナルコンピュータを使用しなければ文字を読むことができない視覚障害者で、当該情報通信支援用具を使用することができるもの
	点字ディスプレイ	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害の障害の程度が1級又は2級である者であって、市長が必要と認めるもの

	種 目	対 象 者
情 報 ・ 意 志 疎 通 支 援 用 具	点字器	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害者で、点字を習得しようとするもの又は点字を利用することができるもの
	点字 タイプライター	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。）
	視覚障害者用情報機器 （ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字読上げ装置等をいい、1人につき2台に限る。）	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害者であって、当該機器により視覚、音声その他の情報の取得等が容易になると認められるもの
	視覚障害者用時計（腕時計は、1人につき1個に限る。）	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の程度が1級又は2級であるもの
	聴覚障害者用通信装置（1世帯につき1台に限る。）	学齢以上の身体障害者のうち、聴覚、音声機能又は言語機能に著しい障害を有する者で、意思疎通の手段として当該通信装置が必要であると市長が認めるもの
	聴覚障害者用情報受信装置（文字放送、CS放送等の受信機に限り、1世帯につき1台に限る。）	学齢以上の身体障害者のうち、聴覚障害の障害の程度が2級又は3級である者で、テレビジョンの視聴のために当該受信装置が必要であると市長が認めるもの
	福祉電話	18歳以上の身体障害者のうち、聴覚障害者又は外出することが困難な者であって、意思疎通の手段として当該電話が必要であると市長が認めるもの（障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯（市民税所得割課税世帯及び市民税均等割課税世帯を除く。）に属する者に限る。）
	人工こう頭	身体障害者のうち、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、市長が必要と認めるもの
	埋込型用人工鼻	身体障害者のうち、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、喉頭摘出により常時埋込型の人工こう頭を使用する者であって、市長が必要と認めるもの（医療保険その他の制度が適用されない者に限る）
	点字図書	学齢以上の視覚障害者

	種 目	対 象 者
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具	身体障害者であって、直腸又はぼうこうの機能に障害を有するもの
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者のうち、次のいずれかに該当するもの(65歳に達する日の前日までに一度も給付の申請を行わなかったものを除く。) 1. 直腸又はぼうこうの機能に障害を有する者であって、ストマ用装具を使用することができないもの 2. 下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるものであって、現に紙おむつ等を全日使用しており、かつ排泄の意思表示が困難なもの
	収尿器	身体障害者で、脊髄損傷、二分脊椎等により収尿器の使用が必要であると市長が認めるもの

中等度難聴児の補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①武蔵野市内に居住している18歳未満の児童
- ②両耳の聴力レベルが概ね30dB以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の対象となる聴力でないこと
- ③補聴器の装用により言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断すること
- ④他の制度により補聴器の購入費用の助成又は給付を受けていないこと

助成内容 購入費用（上限137,000円）の9割（生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は10割）を助成します。

※補聴器の修理にかかる費用は対象外です。

※申請前に購入した補聴器は助成対象外です。

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請してください。

- ・補聴器等購入費等助成金交付意見書（医師が記入、所定の様式あり）
- ・見積書（補聴器販売事業者が作成）

窓 口 障害者福祉課

福祉電話の使用料助成

日常生活用具の福祉電話の貸与（⇒ 80 頁）を受けている身体障害者に対して、その基本料金および通話料（3 か月につき上限 1,800 円）を助成します。

- 対 象** 身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方で、次のいずれにも該当する方
- ①日常生活用具の福祉電話の貸与を受けている方
 - ②聴覚障害または、外出困難な（原則として）1～2 級の方

窓 口 障害者福祉課

車いすの貸出し

車いすを一時的に必要とされる方に 1 か月間を限度に車いすをお貸しします。
数に限りがありますので、利用したい日の 2 週間前より電話または来所にてお問い合わせください。

対 象 市内在住の方（住所を確認できるものをお持ちください）

利 用 料 無料

窓 口 武蔵野市民社会福祉協議会
☎ 23-0701

7-2 介 護

ショートステイ（短期入所）

◆ショートステイ（障害者総合支援法）

保護者または家族の病気・事故・出産等により緊急の一時的な保護が必要となる場合や介護者の介護疲労を取り除くため、障害者（児）が病院や施設を利用することができます。

対 象 身体障害・知的障害・精神障害のある方等

利 用 料 所得により一部自己負担があります。

手 続 障害者総合支援法の申請（⇒ 34 頁）が必要になります。

窓 口 障害者福祉課

わくらす武蔵野（知的障害者のみ） ☎ 54-7673 吉祥寺北町 5-7-5

◆ショートステイ（市単独事業）

保護者または家族の病気・事故・冠婚葬祭等で介護が受けられなくなった場合や、保護者の介護疲労等を取り除くため、在宅の心身障害者が一時的に施設を利用することにより、家庭生活の安定と、障害者福祉の増進を図ります。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①市内に居住する障害のある方で、3 歳以上 65 歳未満の方（宿泊は中学生以上）
- ②事前に利用登録された方。ただし、病気等により入院や加療中の方、および利用が不適切と認められる方は利用できません。
- ③グループホーム、入所施設利用の方は利用できません。

利 用 料 タイムステイ 400 円／1 時間

ショートステイ（17:00 – 翌 9:00）3,200 円／1 泊

利用料のほか、食事代、送迎代の負担があります。その他、実際にかかった費用は実費負担になります。（非課税世帯には減免制度があります。）

手 続 直接次の窓口へご連絡下さい。（事前登録・予約が必要です）

窓 口 桜はうす・今泉（知的）

☎ 46-7707 桜堤 1-5-1

井の頭はうす（知的）

☎ 46-7707 吉祥寺南町 4-21-17 ネスト 138-1F

なごみの家（知的・身体）

☎ 37-2644 吉祥寺北町 5-7-5 わくらす武蔵野

ダン・ウルス（精神）

☎ 38-7736 住所非公開

重症心身障害児（者） 在宅レスパイト事業

家族の介護負担の軽減や休養を図るため、訪問看護師が自宅を訪問し、医療的ケア等を一定時間行います。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①ご家族等の介護のもと、自宅で生活している（入所、入院している方は対象外）
- ② 65 歳未満
- ③ 18 歳に達するまでに、身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る）
- ④ 18 歳に達するまでに、愛の手帳 1 度または 2 度程度の知的障害を有したと判断できる
- ⑤医療的なケアを必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護サービスを利用している

※ 18 歳未満の方については、③④を満たさなくても利用可能な場合があります。

利 用 料 所得により一部自己負担があります。

窓 口 障害者福祉課

在宅難病患者一時入院事業

在宅難病患者の介護者の方が、自身の病気等により一時的に介護ができなくなった場合、患者が短期間入院できるように都内の病院にベッドを確保しています。

対 象 都の難病医療費助成対象疾病にかかっている方で常時医学管理の下におく必要のある方

窓 口 東京都多摩府中保健所 ☎ 042-362-2334

7-3 生活の支援

日中一時支援

身体障害、知的障害、精神障害のある方に対し、市と協定を結んだ障害福祉サービス事業所等において日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練や支援を行います。

※事業所の一覧は 198 頁参照

対 象 愛の手帳をお持ちの方
身体障害者手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手 続 地域生活支援事業の受給者証の申請が必要です。

利 用 料 所得により自己負担が生じる場合があります。

窓 口 障害者福祉課

入浴・寝具乾燥・寝具丸洗いサービス

家庭での入浴が困難な重度身体障害のある方に対し、組立式浴槽を利用した入浴の介助および布団乾燥・布団丸洗いをを行います。

対 象 次のいずれにも該当する方。
①身体障害者手帳 1～2 級の方で、常時臥床又はこれに準ずる状態にある方
②入浴施設がないか、あっても家族の介助だけでは入浴することが困難な方
③入浴について主治医と相談済みの方
④入浴時に家族等が立会い、必要な時にはその家族等が介助にあたることのできる方

費 用 入浴サービス：市民税課税世帯 費用の 1 割、その他の世帯は無料
寝具乾燥サービス、丸洗いサービス：無料

利用回数 入浴サービス 週 1 回まで（5 / 1～9 / 30 は週 2 回まで）
※介護保険で利用できる方は障害福祉サービスとしての利用はできません。
寝具乾燥サービス 月 2 回まで
寝具丸洗いサービス 年 3 回まで

窓 口 障害者福祉課

食事サービス

身体障害のため十分な食事をとることができない方に対し、安定した食事（昼食）をお届けします。

対 象 単身の身体障害者または障害者だけの世帯で、次のいずれかに該当する方。

- ①視覚障害1～2級
- ②聴覚障害2級
- ③肢体不自由1～3級
- ④内部障害1～3級

利用料 1食500円

窓 口 障害者福祉課

重度心身障害者理容・美容サービス

外出が困難な重度の心身障害のある方が理容・美容を受けたときに、かかった費用の一部を助成します。

対 象 次のいずれかに該当する、在宅の方。

- ①身体障害者手帳 視覚障害1級
- ②身体障害者手帳 下肢または体幹機能障害1～2級
- ③愛の手帳1～2度

制 限 次のいずれかに該当する方は利用できません。

- ①施設に入所している方。
- ②「外出困難高齢者訪問理容・美容サービス事業」の対象となる方。

助成回数 1年間に5回まで

手 続 次のものをお持ちになって、下記の窓口へ申請して下さい。

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②美容サービスを申請する方は原則、本人名義の銀行口座のわかるもの

窓 口 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701
障害者福祉課

ふれあい訪問収集

身体に障害のある方や高齢者など、ごみを出すことが困難な方を対象に、玄関からごみ置き場所までのごみ出し支援と声かけを行う、ふれあい訪問収集を実施しています。

対 象 ①身体障害者手帳1・2級の方のみの世帯で、ごみを出すことが困難な世帯
②65歳以上かつ、要支援2以上の方のみの世帯で、ごみを出すことが困難な世帯

収集方法 毎週月～金まで曜日別収集（一般家庭ごみ収集日と同じ）
ただし、粗大ごみ収集は対象になりません。

手 続 担当のケースワーカー・ケアマネジャーへご連絡下さい。書類審査、訪問調査により決定します。

窓 口 ごみ総合対策課 ☎60-1802

家庭ごみ処理手数料の減免

家庭ごみ処理袋引換券を対象の方に交付します。ごみ処理袋（20ℓ袋、10ℓ袋または5ℓ袋）を年間で最大110枚まで引き換えられます。

対 象 次のすべてに該当する方

- ①以下のいずれかの手帳を所持していること。
 - ・身体障害者手帳1・2級
 - ・愛の手帳1・2度
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級
- ②申請を行った日の属する年度分（当該年度分の課税状況が確定していない場合には前年度分）の世帯員全員の市民税が非課税であること。
- ③世帯全員の方が他の要件による減免の対象となっていないこと。
他の要件による減免の対象
 - ・生活保護
 - ・中国残留邦人等支援
 - ・特別障害者手当
 - ・児童扶養手当
 - ・特別児童扶養手当
 - ・老齢福祉年金の各手当等の受給者

手 続 申請書に必要事項を記入の上、直接もしくは郵送でごみ総合対策課へお申し込み下さい。減免には、年度ごとに（切替月は11月）申請が必要です。
ごみ総合対策課において減免要件を確認し、結果を郵送いたします。

窓 口 ごみ総合対策課 ☎ 60-1802

7-4 安心・安全のために

ヘルプカード・ヘルプマークの配布

援助を必要とする方が携帯することで、いざという時に必要な支援や配慮を周囲にお願いしやすくするためのものです。災害時や緊急時には本人情報の提供やコミュニケーションを支援します。また、日常的に表示することで障害への理解を促進します。

対 象 心身に障害のある方、緊急時などに支援や配慮を要する方

配 布 障害者福祉課及び各市政センターで配布しています。郵送もできますのでご相談下さい。

問い合わせ 障害者福祉課

緊急医療情報キットの配布

自宅で急に倒れてしまって救急車を呼んだ時などに、本人の意識が無かったり、家族の気が動転していたりすると、救急隊員に必要な情報を正しく伝えることができません。そういった時にも、必要なことがきちんと救急隊員に伝わるよう、用意しておくためのキットです。

対 象 市内在住の方

配 布 地域支援課、市政センター、在宅介護・地域包括支援センター等で配布しています。

問い合わせ 地域支援課 ☎ 60-1941

障害者探索サービス

GPS（衛星による位置情報システム）を活用して、障害者の居場所を探索できるサービスです。保護が必要な場合には、対応員が現場に急行します。

対 象 愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方および探索後その保護が可能な介護者

利 用 料 基本料金 生活保護世帯：無料 市民税非課税世帯：無料
市民税課税世帯：500 円／1 か月
現場急行サービス料金 10,000 円／1 時間
※但し 1 回につき 5,000 円を市が助成します。

窓 口 障害者福祉課

救急代理通報装置の設置

救急代理通報設備を設置し、緊急時に対処します。設備設置工事費および利用料を助成します。

対 象 身体障害者手帳 1～4 級をお持ちで、次のいずれにも該当する方

- ①医療機関に通院する必要のある次のいずれかに該当する病弱者で、緊急時に連絡困難な方
 - ・内部障害者で発作を起こす恐れのある方
 - ・聴覚障害者で寝たきりまたはそれに準ずる方
 - ・肢体不自由者で電話使用が困難な方
- ②電話をお持ちの方
- ③単身の障害者またはこれに準ずる世帯の方

利 用 料 原則必要経費の 1 割負担。ただし、世帯の所得状況に応じて減免制度があります。

窓 口 障害者福祉課

重度障害者福祉電話「あんしん」の設置

自動通報装置「あんしん」を設置することにより、あらかじめ登録した知人に、緊急時に連絡することができます。

対 象 身体障害者手帳1～2級をお持ちで、次のいずれにも該当する方

- ① 肢体不自由者または内部障害者
- ② 電話をお持ちの方
- ③ 単身の障害者またはこれに準ずる世帯の方

助成内容 ① 設置工事費
② 毎月の付加使用料（「あんしん」の使用料）

窓 口 障害者福祉課

家具転倒防止金具等の取付

家具（タンス、食器棚、本棚等）4台までの転倒防止金具等（1家具2種類まで）を取り付けます。公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターが取り付けに伺います。

対 象 次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の一人暮らしの方、または全員が65歳以上である世帯に属する方。
- ② 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級または愛の手帳1・2度の障害のある方がいる世帯に属する方。

制 限 ① 市が実施した事業または東京都市長会の補助事業により、すでに器具を支給・取り付け済みの世帯は対象になりません。※ただし、その支給を受けた日から5年を経過している場合は対象となります。
② アパート等賃貸物件に家具を固定する場合は、申請時に家主等の承諾が必要です。

利 用 料 無料

窓 口 高齢者支援課・障害者福祉課

携帯電話等による110番・119番通報

聴覚障害または音声・言語機能障害があり、音声による110番・119番通報を行うことが困難な方で、近くの方に通報を依頼することが難しい場合、携帯電話から文字による通報ができます。

対 象 聴覚障害や音声・言語機能障害等により、電話での肉声による通報が困難な方

制 限 119番通報については、東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地

区を除く地域)からの通報のみ可能です。

利用料 通信料金

手続 < 110番通報 >

・事前に手続きが必要です。

(スマートフォン版)

「110番アプリ」で検索し、アプリをダウンロードしてください。

(フィーチャーフォン版)

「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

・通報者情報等の事前登録を行ってください。

< 119番通報 >

・事前に手続きが必要です。

・登録には利用者本人が通報時に使用する携帯電話から申請を行う必要があります。

登録用メールアドレス entry_13000@entry03.web119.info

窓口 ・ 110番通報 (「110番アプリシステム」)

警視庁通信指令本部指令計画第一係 ☎ 03-3581-4321 (代)

・ 119番通報 (「緊急ネット通報」)

東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係

FAX 03-3213-1478

☎ 03-3212-2111

E-mail bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

ファックス 110番・119番

警視庁・東京消防庁に通報が可能です。

「FAX 110番」 FAX 03-3597-0110 ※盗難・交通事故

「FAX 119番」 FAX 119 ※火事・救急・救助・ガスもれ

対象 聴覚障害者等、電話での通報が困難な方

窓口 障害者福祉課

災害時要援護者対策事業

災害時に、家族などによる援助が困難で何らかの助けを必要とする高齢者や障害者 (要

援護者)が、地域で安否確認を受けられる仕組みです。

事前に登録をされた方(要援護者)の安否を近所の住民(支援者)が確認します。

(支援者とは、災害が起きたときに要援護者の安否確認などの手助けをしていただく地域住民です。)

対 象 避難行動要支援者名簿に登載された方のうち、名簿に掲載された情報を避難支援等関係者へ提供することに同意された方

手 続 等 市報等で事業のお知らせをします。登録を希望する方は、地域支援課もしくは障害者福祉課へ連絡してください。

(参考) 避難行動要支援者名簿について

災害対策基本法の改正により、各自治体には、避難行動要支援者(災害発生時に自ら避難することが困難で、避難するために何らかの支援を要する方)名簿の作成が義務付けられました。本市の名簿には、以下の要件に当てはまる方が掲載されています。大規模災害発生時にはこの名簿を活用して、安否確認や避難誘導に役立てていきます。

- (1) 高齢者のうち、要介護3～5に認定されている在宅の方
- (2) 障害者(児)のうち、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している方(ただし、心臓・じん臓機能障害のみの方を除きます。)
- (3) 愛の手帳1・2度を所持している方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持しており、かつ、単身世帯の方
- (5) 市の生活支援を受けている難病の方
- (6) その他市長が認める者等(上の高齢者・障害者(児)の範囲にあてはまらない災害時要援護者を含む)

窓 口 障害者福祉課
地域支援課 ☎ 60-1941

7-5 コミュニケーション支援

●視覚障害のある方へ

視覚障害者用図書製作・貸出し・ダウンロード・配信

点字図書や録音図書の製作・貸出し・ダウンロード・配信を行っています。

- ①点字図書製作・貸出し・ダウンロード・配信(教養書、文学書)
- ②録音図書製作・貸出し・ダウンロード・配信(教養書、文学書)
- ③希望点字図書製作(希望する教養図書、専門図書等を点訳し提供)
- ④希望録音図書製作(希望する教養図書、専門図書等を録音し提供)

対 象 ①視覚障害等のある方。ただし、希望点字・録音図書製作については、都内在住・在勤・在学の視覚障害のある方
②視覚障害者施設または関係機関

利 用 料 無料。ただし、希望（点字・録音）図書製作に必要な原本、点字用紙、製本費用、CDなどは自己負担となります。

窓 口 日本点字図書館 ☎ 03-3209-0241 FAX 03-3204-5641
〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

手紙、パンフレット等日常生活上の文書の点訳、墨訳、対面朗読を行います。ファックスで送信された文書の電話による朗読のサービスも行なっています。

対 象 都内在住・在勤・在学の身体障害者手帳を有する視覚障害者。

利 用 料 無料。ただし、録音する場合の記録媒体等をご持参下さい。

利用方法 利用する際は、あらかじめ電話等で来館日時を予約して下さい。

窓 口 東京都障害者福祉会館 ☎ 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550
〒108-0014 港区芝 5-18-2

視覚障害者用図書レファレンスサービス

視覚障害等のある方を対象に点字図書、録音図書および出版等に関する情報を提供しています。

- ①視覚障害者用図書に関する情報提供
- ②視覚障害関係の施設・団体の紹介

対 象 視覚障害者等

利 用 料 無料

窓 口 日本点字図書館 ☎ 03-3209-2442 FAX 03-3209-2431
〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4

録音図書・対面朗読・書籍郵送貸出サービス（市立図書館）

活字の図書や雑誌を読むことができない方のために録音図書などの貸出等を行います。また、障害等により図書館への来館が困難な方のために図書館資料（書籍に限る）の郵送貸出を行います。

- ①録音図書の製作デージー・貸出（デージー・マルチメディアデージー・テープ）
- ②個人資料の音訳・点訳（テキスト化も可能）
- ③対面朗読サービス（事前の予約が必要）
- ④書籍郵送貸出サービス（図書館の本を郵送で貸出）
（協力：ボランティア団体「武蔵野市立図書館朗読奉仕の会」「六実会（点訳グループ）」）

対 象 次のいずれかに該当する方。

- ①肢体不自由または視覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方
- ②常時寝たきりの状態にある方
- ③活字の資料を読むことが困難な方（愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、主治医意見書等を持参の上、要相談）

利 用 料 無料（個人資料の音訳、点訳、テキスト化に必要な原本とCD-R・点字用紙は自己負担。なお、点字用紙は作成した枚数分を後日お支払いいただきます。）

窓 口 中央図書館 吉祥寺北町4-8-3 ☎ 51-5145

「市報むさしの」「武蔵野市議会だより」「季刊むさしの」（音声版・点字版）

活字を読むのが困難な方に対して、ボランティア団体の広報音訳の会むさしのが市報などをCD（デージー）に録音・編集して、貸し出します。また、「市報むさしの」については点字版（記事の一部を抜粋したもの）を作成し、お送りします。

- ①「市報むさしの」（毎月2回発行）（音声版・点字版）
- ②「武蔵野市議会だより」（年間4回程度発行）（音声版）
- ③「季刊むさしの」（年間4回発行）（音声版）

対 象 市内在住で活字を読むことが困難な方

利 用 料 無料（CD（デージー）、カセットテープは、聞き終わったら返送していただきます。）

窓 口 ①「市報むさしの」③「季刊むさしの」 秘書広報課 ☎ 60-1804
②「武蔵野市議会だより」 議会事務局 ☎ 60-1883

広報東京都・都議会だより（点字版・テープ版・デージー版）

「広報東京都」（毎月1回発行）、「都議会だより」（年間4回送付）を視覚障害者用に点字版と音声版に編集して、お送りします。

また、東京都公式ホームページの「WEB 広報東京都」のページ、都議会ホームページの「都議会だより」のページでも、音声を聞くことができます。

- ・WEB 広報東京都 <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・都議会ホームページ <https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

対 象 都内在住の視覚障害者

利用料 無料

窓 口 ・「広報東京都」東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課 ☎ 03-5388-3093 FAX 03-5388-1329
・「都議会だより」東京都議会議会局管理部広報課 ☎ 03-5320-7126 FAX 03-5388-1779

*この他、視覚障害に関する情報については、下記へお問い合わせ下さい。

日本視覚障害者団体連合 ☎ 03-3200-0011（代表）

〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2

盲ろう者通訳・介助者派遣

盲ろう者のコミュニケーション及び移動手段を確保し、社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。

対 象 都内に住所を有する盲ろう者（視覚障害と聴覚障害が重複している身体障害者（児）であって、身体障害者手帳をお持ちの方）

利用料 無料

窓 口 東京都盲ろう者支援センター
〒162-0832 東京都新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階
☎ 03-6228-1282 FAX 03-6228-1283
E-mail tokyo-db@tokyo-db.or.jp

●聴覚（言語）障害のある方へ

聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し

聴覚障害のある方が健聴者と意思疎通、又は社会活動についての知識の習得のために必

要なときに機器をお貸しします。

対 象 聴覚障害者で身体障害者手帳を所持している方及びその保護者、または聴覚障害者団体等。

貸出機器 オーバーヘッドプロジェクター（オーバーヘッドカメラも含む）、ヒアリンググループ、プロジェクター

利 用 料 無料。ただし運搬費用等は自己負担。

窓 口 東京手話通訳等派遣センター ☎ 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5F

手話ガイド

障害者福祉課窓口の手話通訳者が、市役所内での手話通訳を行います。

対 象 市役所内で手話通訳を必要とする方

利 用 日 月・水・金曜日 午前10時～午後3時
木曜日 正午～午後5時

窓 口 障害者福祉課

手話通訳者の派遣

日常生活を営む上で手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣します。

対 象 身体障害者手帳（聴覚障害・言語障害等）をお持ちで、手話通訳を必要とする方

制 限 営利活動・宗教活動・政治活動の場合はご利用になれません。
また、派遣者の指名は出来ません。

利 用 料 無料。ただし、外出に伴う交通費は申請者の負担となります。

手 続 派遣希望日の（土日祝を除く）3日前までに所定の用紙（障害者福祉課で配付）にて下記窓口へ申請して下さい。（FAXでも常時受け付けます）
※申請書は、市ホームページ（手話通訳者の派遣）からもダウンロードできます。メールによる申請方法については、ホームページをご覧ください。

窓 口 障害者福祉課

要約筆記者の派遣

中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段としての要約筆記者を派遣します。

対 象 身体障害者手帳（聴覚障害・言語障害等）をお持ちで、要約筆記を必要とする方

制 限 営利活動・宗教活動・政治活動の場合はご利用になれません。
また、派遣者の指名は出来ません。

利 用 料 無料。ただし、必要な機材等は申請者に用意していただきます。

手 続 派遣希望日の（土日祝を除く）3日前までに所定の用紙（障害者福祉課で配付）にて下記窓口へ申請して下さい。（FAXでも常時受け付けます）
※申請書は、市ホームページ（要約筆記者の派遣）からもダウンロードできます。メールによる申請方法についてはホームページをご覧ください。

窓 口 障害者福祉課

「電話お願い手帳」の利用

耳や言葉の不自由な方が外出先でお手持ちの携帯電話・スマートフォンを使い近くにいる方にお願いを伝えることができる「電話お願い手帳（Web版 / アプリ版）」をNTT東日本が提供しています。NTT東日本ホームページにてご利用方法をご確認ください。

対 象 耳や言葉の不自由な方

利用方法 NTT東日本のホームページをご確認ください。
<https://www.ntt-east.co.jp/tokyo/csr/>

7-6 機関紙の発行

「つながり」の発行

心身障害のある方に対して様々な情報の載った「つながり」（年3回）をお届けします。点字版、音声版もあります。

対 象 ①身体障害者手帳1～6級の方
②愛の手帳1～4度の方

手 続 手帳を取得された方に郵送いたします。点字版やテープ・SPコード・デイジー版をご希望の方はお申し出下さい。なお、以下の方にはお送りしません。
①施設入所の方
②武蔵野市内に住所を有しない方
③希望しない方

窓 口 障害者福祉課

「こころのつながり」の発行

精神疾患のある方への広報誌（年1回）をお届けします。

対 象 有効期間内の精神障害者保健福祉手帳、または自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方

手 続 手帳を取得された方、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方に郵送いたします。なお、以下の方にはお送りしません。
①施設入所の方
②武蔵野市内に住所を有しない方
③希望しない方

窓 口 障害者福祉課

7-7 選 挙

郵便等による不在者投票

身体が不自由で投票所へ行くことができない方や介護を必要とされる方には、郵便等により自宅等で投票することができる「郵便等による不在者投票」の制度があります。

対 象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれかをお持ちで、障害の程度又は要介護状態区分が表①に該当し、選挙人名簿に登録のある方
また、郵便等による不在者投票ができる方で、自署できない方（表②に該当する方）は、あらかじめ指定した代理人（選挙権を有する方）に記載をしてもらう代理記載制度もあります。

表①

障害の区分	障 害 の 程 度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証の要介護状態区分		要介護5

*または両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき、都道府県知事が書面により証明した者

表②

障害の区分	障 害 の 程 度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

いずれの制度をご利用になる場合も事前に郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。

- 手 続**
- ①あらかじめ市選挙管理委員会へ郵便等投票証明書の交付を郵便または代人等による使達で申請してください。申請書は、市選挙管理委員会のホームページからダウンロードするか、市選挙管理委員会までご連絡ください。申請の際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証（原本／コピー不可）を添付してください。
 - ②市選挙管理委員会で審査した後、郵便等投票証明書を交付します。
 - ③②で交付を受けた証明書を添えて、選挙期日の4日前までに投票用紙等一式の請求をし、交付を受けます。
 - ④自宅等で投票用紙に記入後、所定の封筒に入れ、必要事項を記載して送付してください。
- ※既に郵便等投票証明書の交付を受けている方は、③以下の手続で投票できません。

※選挙公報のCD版・テープ版を用意しています。詳しくは市選挙管理委員会にお問合せください。

7-8 スポーツ・レクリエーション活動

スポーツプログラムの実施

温水プール、総合体育館、コミセンで実施している、障害のある方を対象としたスポーツ教室です。

教室名	実施時期	曜日	時間	参加費	場所
障がい者初心者水泳※1	①9月24日～11月19日(8回) ②1月21日～3月18日(7回)	火	19:30～20:30	①3,500円 ②3,300円	温水プール
ジュニア水泳(障がい児)※2	10月6日～11月24日(6回) 2月2日～3月9日(6回)	日	9:30～10:30	2,400円	
【ワンデースポーツ】障がい者のためのスポーツ広場※3	7月1・22日、8月26日、9月2・30日、10月7・28日、11月11・25日、12月2・23日、1月20日、2月3日、3月3・24日 11月9日	月	14:00～18:00	410円(子供100円) 介助者1名まで無料 ※4	総合体育館
		土	14:00～17:00		吉祥寺南町 コミセン
【ワンデースポーツ】出張障がい者のためのスポーツ広場※3	7月17日、8月21日、9月18日、10月16日、11月20日、12月4日、2月19日、3月19日	水	13:30～15:30		

- ※1 障害があり自力歩行が可能な中学生以上の方対象。一人でプールに入れない方は介助者同伴。
- ※2 障害のある小学生と保護者の方対象(一緒にご参加いただきます)。
- ※3 障害のある方・特別支援学級に通っている方とその介助者・保護者・引率者(一緒にご参加いただきます)。
- ※4 プラチナカード所持で開催時間内ならいつでも参加可で無料。
- *スポーツ教室以外にも、武蔵野市立体育施設(総合体育館、プール、陸上競技場等)は個人開放や団体貸切でご利用いただくことができます。目的に応じてご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。
- *武蔵野総合体育館・プールの個人使用料免除については147頁をご覧ください。

申込み 事前申し込みが必要です。詳細は下記窓口へお問い合わせください。

※障がい者のためのスポーツ広場は事前申し込み不要。

窓 口 武蔵野総合体育館 ☎ 56-2200 FAX 51-5493

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町5-11-20

スポーツ推進委員によるスポーツレクリエーション活動の支援

地域のスポーツ推進委員が、運動・スポーツ実施やレクリエーション活動をサポートします。用具の手配や審判も行います。パラスポーツ指導員の資格を持つ委員もいますので、お気軽にご相談ください。

種目例 ボッチャ、ドッチビー、プチテニス、パラバレー、風せんバレー、モルック、軽体操、ストレッチほか

費用 無料

窓口 生涯学習スポーツ課 ☎ 60-1903

ファミリースポーツフェアの開催

障害の有無にかかわらず、幼児から高齢者まで誰もが一緒にニュースポーツやレクリエーションスポーツを楽しむ機会として、毎年4月29日（昭和の日）に開催しています。

会場 武蔵野総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、軽体操ダンス室）、陸上競技場

内容（参考）令和6年度実施種目 ボッチャ、モルック、走ってみよう！50メートル、ボール投げ、ストラックアウト、グラウンド・ゴルフ、スポーツリバーシ、ミニサッカー、ラグビー体験、野外活動体験、バドミントン、バスケットボール、ホップボールほか

開催日 毎年4月29日

参加費 無料

申込み 不要

その他 同日、卓球室と温水プールを無料開放

窓口 生涯学習スポーツ課 ☎ 60-1903

8 お出かけの際に

8-1 外出支援

移動支援(知的障害、精神障害、全身性障害)

知的障害、精神障害、全身性障害のある方が外出するときに、外出の付き添いをするガイドヘルパーを利用できます。

※視覚障害については、同行援護（⇒29頁）参照。

※事業所の一覧は198頁参照

対 象 市内に住所を有し学齢に達している方で、次に該当する方。
申請により移動支援の支給決定を受け、地域生活支援事業受給者証（紫色）が交付されている方。

知的障害児・者：愛の手帳所持者

精神障害児・者：精神障害者保健福祉手帳所持者

全身性障害児・者：身体障害者手帳1・2級（肢体）で全身性障害を有する者（重度訪問介護対象者を除く）

手 続 地域生活支援事業の受給者証の申請が必要です。

利 用 料 所得により自己負担が生じる場合があります。
外出に伴う交通費は申請者の負担となります。

窓 口 障害者福祉課

盲ろう者通訳・介助者派遣

※ 詳しくは、95頁をご覧ください。

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付

都内におおむね1年以上居住している18歳以上の在宅の身体障害者手帳をお持ちの方に、盲導犬、介助犬、聴導犬を無償で給付します。ただし、給付にあたっては、東京都による審査がありますので、事前に障害者福祉課にお問い合わせ下さい。

- ・盲導犬：視覚障害 1 級の方
- ・介助犬：肢体不自由 1、2 級の方
- ・聴導犬：聴覚障害 2 級の方

窓 口 障害者福祉課

8-2 交通機関の割引

鉄道旅客運賃の割引

J R 運賃等の割引（J R 以外の民営鉄道についての取扱いは J R に準ずる）

「第 1 種身体障害者」と「第 1 種知的障害者」を合わせて「第 1 種障害者」、「第 2 種身体障害者」と「第 2 種知的障害者」を合わせて「第 2 種障害者」と呼んでいます。

		第 1 種障害者	第 2 種障害者		
身 体 障 害 者	視覚障害	1 級から 3 級及び 4 級の 1	4 級の 2、4 級の 3、 5 級及び 6 級		
	聴覚又は平衡機能 の障害	聴覚障害	2 級及び 3 級	4 級及び 6 級	
		平衡機能障害	—	3 級及び 5 級	
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		—	3 級及び 4 級	
	肢 体 不 自 由	上肢	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	2 級の 3、2 級の 4 及び 3 級から 6 級	
		下肢	1 級、2 級及び 3 級の 1	3 級の 2、3 級の 3 及び 4 級から 6 級	
		体幹	1 級から 3 級	5 級	
		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級	3 級から 6 級
			移動機能	1 級から 3 級	4 級から 6 級
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害	1 級、3 級及び 4 級	—	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害		1 級から 4 級	—		
知的障害者		愛の手帳 1・2 度、 愛の手帳 3 度 + 身 体障害者手帳 1 級か ら 3 級	愛の手帳 3・4 度		

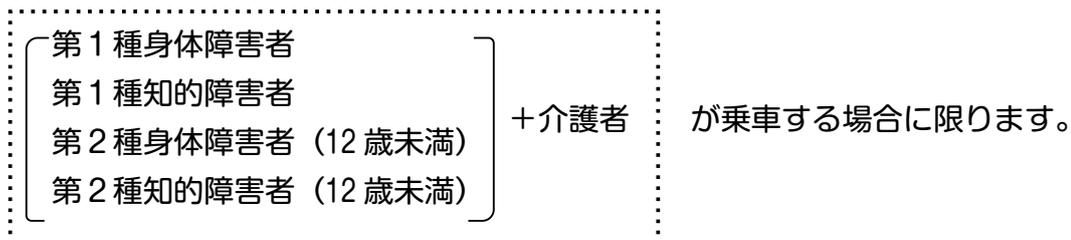
■運賃割引表

		対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
身体障害者・知的障害者	J R	第1種障害者とその介護者が同一行程で乗車する場合（障害者お一人で乗車の場合は対象外）	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等、他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売。
		第1種障害者とその介護者 12歳未満の第2種障害者とその介護者	定期乗車券	50%	私鉄等、他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小学生の場合は「小児用通学定期券（大学等）」を発売。
		第1種、第2種障害者がお一人でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが101キロ以上の場合（私鉄等、他鉄道会社線にまたがる場合を含む。）
身 精 体 神 ・ 障 害 者 知 的 障 害 者	都 電 都 営 地 下 鉄		普通乗車券	100% (無料)	詳細は都営交通無料乗車券 (⇒ 109 頁)

○JR定期乗車券購入時の身体障害者及び知的障害者旅客運賃割引の適用について

1 購入条件

(1)



※標記の障害者であっても単独乗車の場合は定期乗車券の割引購入はできません。

(2) 障害者と介護者は同時に同区間の定期乗車券を購入すること。

2 使用条件

障害者と介護者は同一行程で乗車すること。

3 障害者・介護者に適用される運賃

		障 害 者		介 護 者
		通学目的	通学以外	
こども	未就学児	無 賃	無 賃	小児通勤定期乗車券
	小学生	小児通学定期乗車券	小児通勤定期乗車券	小児通勤定期乗車券
おとな	中学生	通学定期乗車券の 5割引	通勤定期乗車券の 5割引	通勤定期乗車券の 5割引
	高校生			
	大学生・専門学校			
	上記以外の大人	—		

※「おとな」…12歳以上（ただし、小学生は「こども」）

※「こども」…6歳から12歳未満（ただし、小学校入学前は「未就学児」）

（例1）「4歳の障害者」と「介護者である中学生の兄」が定期券を購入する場合

〔 障害者…無賃
 介護者…通勤定期乗車券の5割引

（例2）「障害者で通学が目的の小学生」と「介護者である母親」が定期券を購入する場合

〔 障害者…小児通学定期乗車券
 介護者…通勤定期乗車券の5割引

※各鉄道の窓口で手帳を呈示し乗車券を購入するか、第1種障害者と介護者が大人の場合、自動券売機等で所要区内の小児（半額）乗車券を購入し、改札口で、乗車券といっしょに手帳を呈示してください。

※特急料金、グリーン料金は対象になりません。

※12歳未満の第1種障害児については小児運賃から50%引きとなります。

※JR線と私鉄線等、他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

※民営鉄道の障害者割引についてはJRに準じていますが、詳しくは、各社へお問い合わせ下さい。

※障がい者用Suicaについて

Suicaエリア内のJR東日本の「みどりの窓口」および「話せる指定席券売機」で障がい者用Suicaを発売しています。詳しくは同社ホームページまたは駅窓口へお問い合わせください。

○ J R 通勤定期乗車券の割引（児童扶養手当受給者）

通勤定期乗車券を3割引で購入するための証明書を発行できます。

対 象 児童扶養手当受給者又は児童扶養手当受給者と住民票上の同一世帯員で、通勤定期乗車券を必要とするすべての方（全部支給停止の方を除く）

手 続 武蔵野市の児童扶養手当のホームページから、オンライン申請できます。
申請には次のものが必要です。

- ① 定期乗車券を必要とする方の顔写真データ（背景なし、正面、無帽、6ヶ月以内に撮影したもの）
- ② 児童扶養手当証書
- ③ 顔写真付き本人確認証明書を撮影したデータ（運転免許証、マイナンバーカード、学生証等）

■ 近隣の主な鉄道線のお問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口	電話番号	ご案内時間
J R 東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600	6:00 ~ 24:00
京王お客さまセンター	042-357-6161	9:00 ~ 18:00 (12月30日~1月3日は除く)
西武鉄道お客さまセンター	04-2996-2888	9:00 ~ 17:00 (12月30日~1月3日は除く)
東京メトロお客様センター	0120-104-106	9:00 ~ 17:00
都営交通お客様センター	03-3816-5700 FAX 03-3812-7640	9:00 ~ 20:00 (年中無休)

その他の交通機関の運賃割引

◆バス運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方はバス運賃が割引になることがあります。

種類		対象者		割引率	備 考
民営バス (例 関東バス、小田急バス、西武バスほか)	普通運賃	第1種身体障害者	本人	50%	障害者手帳を提示し乗車。
		愛の手帳所持者	介護者	50%	「民営バス乗車割引証 ^① 」の提示が必要。申し込みは手帳、印鑑を持って障害者福祉課へ。
		第2種身体障害者 精神障害者保健福祉手帳所持者	本人	50%	精神障害者保健福祉手帳の場合、本人写真が添付されていること。
	定期券	身体障害者手帳所持者	本人	30%	割引申込書が必要。 申込みは手帳、印鑑を持って障害者福祉課へ。 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象になる場合があります。各バス会社へお問い合わせ下さい。
		愛の手帳所持者	介護者	30%	
	JRバス	普通運賃	第1種身体障害者	本人	50%
第1種知的障害者			介護者	50%	
第2種身体障害者 第2種知的障害者			本人	50%	
都営バス	普通運賃	身体障害者手帳所持者	本人	50% ※100%	障害者手帳（マイナポータルと連携済みのマイロIDを含む）を提示して乗車。 ※都営交通無料乗車券（⇒109頁）を提示して乗車する場合は無料。
		愛の手帳所持者		介護者	
		精神障害者保健福祉手帳所持者	本人	50% ※100%	障害者手帳（マイナポータルと連携済みのマイロIDを含む）を提示して乗車。 ※都営交通無料乗車証（⇒110頁）を提示して乗車する場合は無料。
			介護者	50%	障害者本人が、障害者手帳（マイナポータルと連携済みのマイロIDを含む）を提示して乗車する際、その介護者1人に限り、50%引きを適用。
	定期券	身体障害者手帳所持者	本人	30%	障害者手帳（マイナポータルと連携済みのマイロIDを含む）を提示して定期券発売窓口で購入。購入者のみ使用可
		愛の手帳所持者	介護者	30%	
		精神障害者保健福祉手帳所持者	本人	30%	
	ムーバス	運賃の割引はありません			

■近隣の主なバス会社のお問い合わせ窓口

問合せ窓口	電話番号	案内時間
関東バス お客様窓口	03-3371-1225	10:00～12:00、13:00～16:00 (土日祝、年末年始は休み) *お急ぎの方は各営業所へ
小田急バス お客さまセンター	03-5313-8330 0422-46-6124 (吉祥寺営業所) 0422-31-6191 (武蔵境営業所)	10:00～16:00 (土日祝、年末年始・5/1は休み) *それ以外の時間は各営業所へ
西武バス	042-461-4450 (西原車庫営業所)	9:00～18:00
JRバス 関東高速バス 案内センター	0570-048905	10:00～17:00
都営交通 お客様センター	03-3816-5700	9:00～20:00 (年中無休)

◆タクシー

タクシーを利用した際に、運賃が10%割引になります。福祉タクシー利用券(⇒110頁)との併用が可能です。

対 象 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方
※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、乗車の際乗務員へお問い合わせ下さい。

手 続 乗車の際に障害者手帳とそこに貼付された写真を提示することにより運賃の割引(10%割引)が受けられます。

問合わせ 障害者福祉課
(一般社団法人) 東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 03-3264-8080

◆航空旅客運賃

12歳以上の方が国内の航空機を利用する際の運賃の割引です。

対 象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者1人等。

問合わせ ※内容は会社により異なります。
各航空会社、営業所など
※各航空会社によって実施内容が異なりますので、ご利用の際はご確認下さい。

◆旅客船・フェリー

乗船券購入の際、運賃が割引されます。

対 象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、手帳に第1種の表示のある方の介護者1人等。※内容は会社により異なります

問合わせ 各フェリー会社

※各フェリー会社によって実施内容が異なりますので、ご利用の際はご確認下さい。

都営交通無料乗車券等の発行

◆身体障害者・知的障害者

都内に居住する心身障害のある方が都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）にご乗車の際、無料乗車券のご利用で記名人に限り運賃が無料になります。シルバーパスをお持ちの方は対象外です。磁気券をお持ちの方は 都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券販売所で IC カード（PASMO）に変更することができます。

同乗の介護人割引の取り扱いは、下記のとおりです。

適用対象者	割引率	駅係員・バス乗務員に提示するもの	備考
身体障害者の介護人	乗車料金・定期券ともに5割引 (都営バスの定期券は3割引)	身体障害者手帳	ただし、都営地下鉄をご利用の場合は、手帳所持者が第1種身体障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2種身体障害者の介護人に限る
知的障害者の介護人		愛の手帳	

なお、第1種の身体障害者手帳・第1種の知的障害者手帳をお持ちの大人の方は、介護人と同時かつ同一行程で乗車する場合に、手帳を呈示することなく割引運賃でご乗車できる「障害者用 PASMO」を都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券販売所でご購入できます。また、都営交通無料乗車券の情報を「障害者用 PASMO」に搭載することもできます。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方

手 続 ・新規で発行される方、更新の方で磁気券をご利用の方

障害者手帳、無料乗車券（更新の場合のみ）をお持ちになって障害者福祉課へ申請して下さい。

- ・磁気券をPASMOに変更される方、PASMOの更新の方、障害者用PASMOをご購入の方
都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券販売所でご申請ください。なお、持ち物は下記の窓口へお問い合わせください。

窓 口 ・新規で発行される方、更新の方で磁気券をご利用の方
障害者福祉課

- ・磁気券をPASMOに変更される方、PASMOの更新の方、障害者用PASMOをご購入の方
都営交通お客様センター ☎ 03-3816-5700

◆精神障害者

都内に居住する精神障害のある方が都営交通（都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）にご乗車の際、乗車証のご利用で記名人に限り運賃が無料になります。シルバーパスをお持ちの方は対象外です。紙券をお持ちの方は都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券販売所で磁気券・ICカード（PASMO）に変更することができます。

対 象 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手 続 有効期限内の手帳、乗車証（更新の場合）をお持ちの上、下記窓口でご申請ください。

- 窓 口** ・紙券をご利用になる方
都電、都営バスの定期券販売所または障害者福祉課
- ・磁気券、PASMOをご利用になる方
都営地下鉄・日暮里ライナーの定期券販売所

福祉タクシー利用券の交付

心身障害者の外出を支援するため運賃の一部を助成します。

※認定を受けたご本人が乗車の際に利用できる福祉タクシー利用券を交付します。市と協定を結んだタクシー事業者で利用できます。

タクシーの運賃割引（⇒108頁）との併用が可能です。

対 象 市内に住所を有し、かつ、現に居住する方で、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 1～4級
- ②愛の手帳 1～3度
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級

制 限 次のいずれかに該当する方は助成できません。

- ①障害者本人（本人が20歳未満のときは扶養義務者）の前年の所得が基準額を超える方
- ②自動車ガソリン費の助成（⇒112頁）を受けている方
- ③以下の施設に入所されている方
 - ・障害者（児）支援施設（入所施設）
 - ・療養介護施設（市の支給決定を受け、指定の病院等を利用されている方）
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・生活保護法に規定する救護施設

利用方法 乗車料金を福祉タクシー利用券で精算してください（障害者手帳による割引がある場合はその適用後の料金）。1回の乗車につき必要な枚数だけ使用できますが、おつりは出ません。この券を利用できるのは認定を受けた方のみです。タクシー利用券の転売、譲渡は禁止されています。

手続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑

窓 口 障害者福祉課

リフトタクシー「つながり」

車いすのまま、あるいは寝台で寝た状態のまま乗降できるタクシーです。

対 象 市内に住所を有し、日常外出時車いすを利用する方又は寝たきりで外出にお困りの方

手続 利用する前月の初日から利用する日の前日までに電話で予約して下さい。また、予約状況にもよりますが当日でもお申込みできます。

予約時間 月～金曜日 午前8時～午後5時
土曜日 午前8時～午後1時（日曜祝日は休み）

利 用 料 初乗り740円から始まるタクシー料金（予約料金、迎車料金は不要です。別途介添え料金がかかる場合があります）

- ・福祉タクシー利用券利用可能
- ・障害者手帳をお持ちの方は10%割引で利用可能

運行時間 午前8時～午後5時（元日を除く）

運行時間外は、別料金で対応できる場合もありますのでご相談下さい。

運行範囲 出発地または到着地が武蔵野市であること。
都外近郊地域への運行も可能です。ご相談ください。

窓 口 リフトタクシーつながり ☎ 0120-77-4481

レモンキャブ

バスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方（要介護者や障害者手帳取得者等）の外出を支援するための移送サービス（レモンキャブ）事業です。地域のボランティアが福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運転し、地域を支えるサービスを提供しています。

対 象 市内在住で、公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害のある方

利用方法 事前に武蔵野市民社会福祉協議会で会員登録を行ってください。
※事前登録制のため、利用までに時間がかかることがあります。ご利用になる場合は、ご利用日の前日までに電話での予約が必要です。

利用料等 ご利用 30 分ごとに 1,000 円 年会費 1,000 円
※お支払いは全て口座引き落とし

運行範囲 市内と隣接市区（三鷹市、小金井市、西東京市、練馬区、杉並区）
※出発地または到着地が武蔵野市であること

運行時間 月～土曜日の午前 8 時から午後 6 時まで（ただし、祝日、年末年始等を除く）

車 両 9 台
スロープ式（車いすのまま乗車可）とシートリフト式（座席が電動で動く）があります。

窓 口 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

8-3 自動車に関する助成

自動車ガソリン費の助成

心身障害者の外出を支援するため、使用したガソリンまたは軽油 1 リットルにつき 55 円、

月 65 リットルまでを助成します（障害者本人が乗車していない場合は助成できません）。

対 象 市内に住所を有し、かつ、現に居住する方で次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳 1～4 級
- ②愛の手帳 1～3 度

制 限 次のいずれかに該当する方は助成できません。

- ①障害者本人（本人が 20 歳未満のときは扶養義務者）の前年の所得が基準額を超える方
- ②福祉タクシー利用券（⇒ 110 頁）の交付を受けている方
- ③以下の施設に入所されている方
 - ・ 障害者（児）支援施設（入所施設）
 - ・ 療養介護施設（市の支給決定を受け、指定の病院等を利用されている方）
 - ・ 特別養護老人ホーム
 - ・ 生活保護法に規定する救護施設

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請してください。

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②本人名義の銀行口座のわかるもの
- ③印鑑

支給方法 おおむね月を単位とし、請求書を審査の上、本人の銀行口座に振り込みます（認定を申請した日の属する月分から該当）。

窓 口 障害者福祉課

自動車運転教習費の助成

自動車運転免許（普通免許）取得に直接必要な経費（入所料、技能講習料、学科講習料、教材費）の 3 分の 2 を助成します（ただし、本人の前年所得税額により助成額の上限があり、最高 164,800 円まで）。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①申請時に引き続き 3 か月以上武蔵野市に住んでいること
- ②身体障害者手帳（下肢・体幹 1～5 級、内部 1～4 級、その他の障害については 1～3 級）をお持ちの方。または、愛の手帳（1 度～4 度）をお持ちの方
- ③道路交通法に定める自動車運転免許試験の受験資格を有し、適性試験に合格していること

制 限 次のいずれかに該当する方は助成できません。

- ①本人の前年（判明していない場合は前々年）所得税額が40万円を超える方
- ②他の制度で費用の助成を受けている方

手 続 免許取得前に、次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請してください。

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②身体適格審査書（身体障害者のみ／運転免許試験場で交付）
- ③本人の前年の所得税を証明する書類（公簿確認で省略可能な場合あり）
- ④本人名義の銀行口座のわかるもの
- ⑤印鑑

窓 口 障害者福祉課

自動車改造費の助成

自動車の操向装置および駆動装置の改造に要する費用に限り、133,900円を限度に助成します。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹機能障害の1級または2級）をお持ちの方
- ②自動車運転免許の交付を受けている方
- ③就労等に伴い自動車を取得する場合で障害者本人が自動車を所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

制 限 本人または扶養義務者の所得が一定額を超える方

手 続 改造前に、次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ①身体障害者手帳
- ②運転免許証
- ③改造の見積書（改造箇所、経費の明らかなもの）
- ④本人及び扶養義務者の前年所得を証明する書類（公簿確認で省略可能な場合あり）
- ⑤本人名義の銀行口座のわかるもの
- ⑥印鑑

窓 口 障害者福祉課

免許取得費・自動車購入費の貸付

①障害者運転技能習得費の貸付

障害者が自動車運転免許を取得する場合、必要な費用をお貸しします。

貸付額……1,300,000 円以内（無利子もしくはは年利 1.5%） 償還期間…… 8 年以内

※ただし、市の「自動車運転教習費の助成（⇒ 113 頁）」が優先されます。

②障害者自動車購入資金の貸付

障害者及びその世帯の方が障害者の通勤・通院・通学等のために自動車を購入する場合、必要な費用をお貸しします。購入予定の自動車は未発注であり、貸付決定まで発注を待てるのが条件となります。

貸付額……2,500,000 円以内（無利子もしくはは年利 1.5%） 償還期間…… 8 年以内

対 象 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の属する世帯。
- 現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方が属する世帯。

窓 口 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

有料道路通行料金の割引

有料道路料金所で、証明を受けた身体障害者手帳、または愛の手帳を提示すると、有料道路が通常料金の半額で利用できます。

対 象 次のいずれかの場合に該当する方。

- ①身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
- ②重度の身体障害のある方または重度の知的障害のある方を乗せて障害のある方以外の方が運転する場合（重度とは、第 1 種の身体障害者手帳または第 1 種の愛の手帳をお持ちの方です。詳細は 103 頁をご覧ください。）

自 動 車 ・事前登録できる自動車はお 1 人について 1 台です。事業用の自動車は原則として対象となりません。また、割賦契約（ローン）や賃借契約（リース）により自動車を利用している場合以外で法人名義の自動車は登録できません。
・事前登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）のご利用時にも一定の要件のもとで割引適用となります。タクシーや福祉有償運送車両は、介護を必要とする重度の障害のある方が同乗する場合のみ割引対象となります。

手 続 ・ オンラインでのご申請

マイナンバーカードをお持ちで、ETC の利用申請をされる方に限り、オンライン申請ができます。マイナポータルにご登録いただき、下記受付サイトからご申請ください。

URL : <https://www.expressway-discount.jp>

・ 窓口でのご申請

下記の窓口で申請をして手帳に証明を受けてください。 その際、次のものが必要となります。

- ①身体障害者手帳または愛の手帳（どちらもお持ちの方は両方ご提示ください）
- ②運転免許証（障害のある方で本人が運転する場合のみ）
- ③車検証（原本）
- ④自動車検査証記録事項
令和5年1月から車検証には所有者等の個人情報に記載されなくなりました。令和7年12月31日までは、車検証と併せて、所有者等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」の紙が交付されますが、令和8年1月1日より交付されなくなり、車検証のみでは所有者の確認ができなくなります。そのため、①ご自身のスマートフォン等で「車検証閲覧アプリ」から電子車検証のICタグを読み取っていただき、所有者の氏名欄をご提示いただくか、②ご自身で「車検証閲覧アプリ」から「自動車検査証記録事項」（左）を印刷してご持参いただく必要があります。
- ⑤車載器管理番号が分かるもの（「車載器セットアップ申込書・証明書」に記載）
- ⑥ ETC カード（障害のある方が18歳以上の場合は本人名義のもの）

※自動車の事前登録をされない場合は③～⑥は不要です。

窓 口 障害者福祉課

駐車禁止規制の除外

障害のある方が車を使用して外出する際、目的地の周辺に駐車場が無いなど、やむを得ず道路に駐車する必要がある場合、「駐車禁止等除外」標章を提示することにより、道路標識で駐車が禁止・制限されている場所における駐車制限が除外される制度があります。

※標章は障害のある方本人に交付されます。車ではありません。

対 象

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳をお持ちの方

手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1級から3級までの各級又は4級の1	
	聴 覚 障 害	2級又は3級	
	平 衡 機 能 障 害	3級	
	肢 体 不 自 由	上 肢 機 能 障 害	1級、2級の1又は2級の2（両上肢に著しい障害のある方）※
		下 肢 機 能 障 害	1級から4級までの各級
		体 幹 機 能 障 害	1級から3級までの各級
		運 動 機 能 障 害	上 肢 機 能
	移 動 機 能		1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害	1級又は3級	
	免 疫 機 能 障 害	1級から3級までの各級	
	肝 臓 機 能 障 害	1級から3級までの各級	
（再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了していること）			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害 肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 （東京都療育手帳）	1度又は2度 （3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）		
精神障害者 保健福祉手帳	1級 （精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）		
小児慢性疾患児 手帳	（色素性乾皮症の認定を受けている方）		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1又は2級の2」に該当する方とは、両上肢に障害のあるかたです。左右いずれかの上肢のみに障害のある方は対象とはなりません。

制 限 公安委員会による駐車禁止規制（交通標識による規制）が行われている道路の部分以外の場所には駐車できません。

○駐車できない場所及び方法

- ・ 駐停車禁止場所の駐車
- ・ 法定駐車禁止場所の駐車
- ・ 駐車の方法に従わない駐車
- ・ 車庫代わり駐車
- ・ 長時間駐車

） 駐車違反として取り締まりの対象です。

○交通の妨害・渋滞の解消、事故防止と危険の排除、災害・緊急時の交通の確保などのため、警察官が運転者に対し指示を行うことがあります。

※不正に使用された場合は、除外標章の交付を取り消す場合があります。

手 続 申請は原則として本人が行ってください。ただし、申請者が未成年者、知的障害者又は精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族若しくは姻族、又はパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請してください。

① 駐車禁止等除外標章交付申請書（身体障害者等用）

② 身体障害者手帳等

③ 住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

④ 代理人による申請する場合は、

・ 申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）

・ 申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

窓 口 警視庁武蔵野警察署交通課交通規制係 ☎ 55-0110
〒180-0006 武蔵野市中町2-1-2

8-4 宿泊の補助

東京都障害者休養ホーム

東京都では家族や仲間とくつろげる保養施設を指定し、その施設の宿泊料の一部を助成しています。（障害者・付添いの方それぞれ同一年度内2泊分まで）

手 続 障害者福祉課で施設案内と利用申込書を配布していますので、希望する施設にこの制度を利用することを伝え、直接予約をしてください。（団体は利用日の3週間前、個人は利用日の2週間前まで。期限を過ぎた利用は助成の対象とはなりません。）

施設から「日本チャリティ協会の助成金が利用できる」と連絡があったら、すぐに日本チャリティ協会に連絡し、利用申込書を同協会へ送付して下さい。後日、日本チャリティ協会より利用券が郵送されます。

対 象 都内に住所を有する身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その付添いの方（障害者1名につき付添い1名まで）

窓 口 (公財) 日本チャリティ協会 ☎ 03-3353-5942
FAX 03-3359-7964 (聴覚障害者専用)
受付時間 月～金 9:00～17:00
土 9:00～15:00
(昼休み 12:30～13:30)
Ⓜ 日曜・祝日等及び年末年始
(12月29日～1月3日)

障害者福祉課

保養施設利用補助

障害者と付添いの方が、東京都障害者休養ホーム事業が指定する保養施設を利用した場合、支払った基本宿泊料の自己負担分の一部(2,000円まで)を障害者・付添いの方それぞれ、同一年度内3泊分まで助成します。(入湯税や特別料理等の料金は助成の対象にはなりません。)

対 象 市内在住の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と、その付添いの方(付添いは1名まで。中学生以上に限ります)。

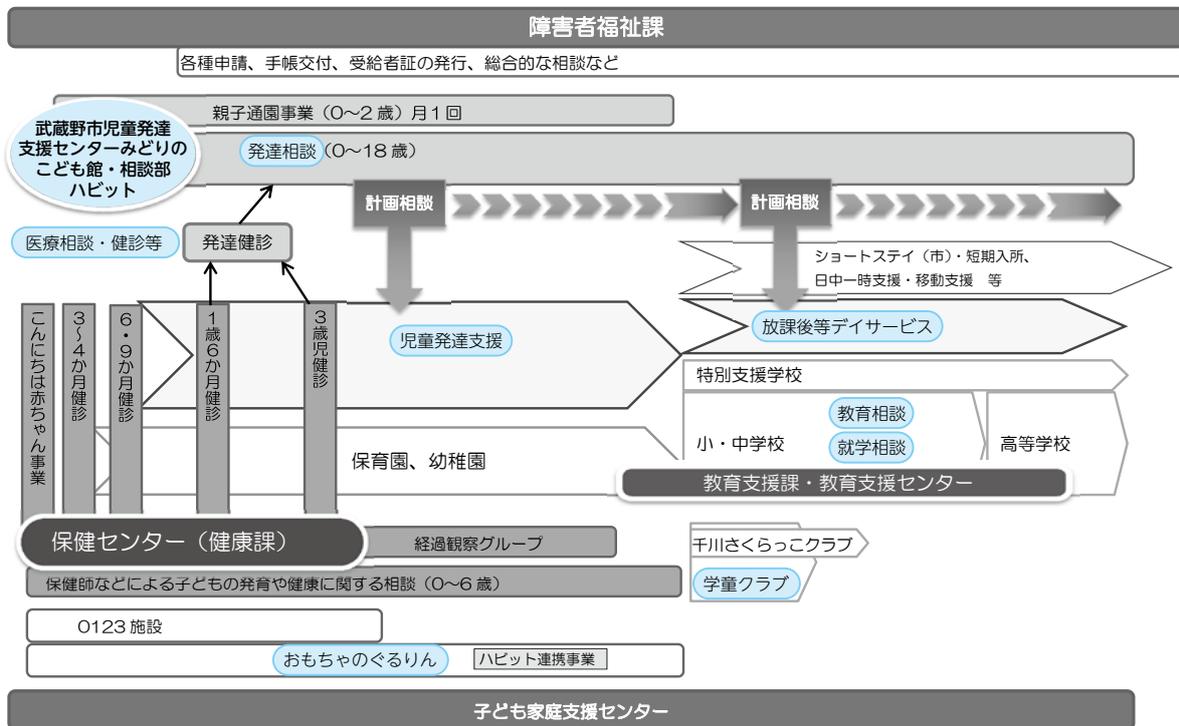
手 続 東京都障害者休養ホーム事業が指定する保養施設を利用した後、次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②支払った宿泊料の領収書(原本)…宿泊日、人数等の内訳のわかるもの
- ③本人名義の振込先のわかるもの
- ④印鑑

窓 口 障害者福祉課

9 子ども

＜ライフステージに応じた地域療育支援 イメージ図＞



9-1 発達相談

武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット

児童発達支援センターとは
 障害児の通園事業をはじめ、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助や助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設として位置づけられています。

- 心身に何らかの障害がある子どもへの専門スタッフによる早期からの支援
- 障害児を育てる保護者の不安を軽減するための支援
- 家庭や地域での生活に即した支援

事業内容 ・発達相談（発達に心配のあるお子さんや保護者の相談や助言）
 ・施設訪問（子ども関連施設・学校等への訪問による発達相談と助言指導）
 ・計画相談支援（通所サービス等の利用計画作成）
 ※相談部ハビットサテライト（桜堤ケアハウス内）でも計画相談、初回相談を実施しています。

スタッフ・職員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 公認心理師 保育士
社会福祉士 相談支援専門員 事務員 (嘱託) 医師

窓 口 武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット ☎ 55-8510 FAX 27-7439
〒180-0012 武蔵野市緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第3アパート8号棟1階

9-2 乳幼児期

医療相談・健診等

※詳しくは、62 頁をご覧ください。

5 医療

5-2 医療相談・健診等

乳幼児の健康診査・育児相談、障害者（児）歯科相談、心身障害者（児）
歯科診療

児童発達支援

※詳しくは、33 頁をご覧ください。

3 障害者総合支援法・児童福祉法

3-1 福祉サービスの内容<児童福祉法によるサービス>

【武蔵野市内の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス・日中一時支援事業所等一
覧は 128 頁】

障害児等の保育

心身に障害のある児童又は個別の配慮を要すると認められた児童を対象に、認可保育所
及び認定こども園で障害児保育を行っています。

対 象 心身に障害のある児童又は個別の配慮を要すると認められた児童で、次のすべ
てに該当する方。

- ①保護者の就労等により保育の必要性がある児童
- ②一般入所児童との統合保育に適する児童
- ③市内に住所を有する0歳から就学前までの児童

受入可能人数 年度により施設毎の受入可能人数が変わります。詳しくは市 HP をご覧下
さい。

保 育 料 一般入所児童と同基準

- 手 続** 一般入所児童の入所申込に必要な書類と併せて、次のものをお持ち下さい。
- ①愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（所持者のみ）
 - ②健康状況表（子ども育成課で配布）
- ※入所を希望される場合は事前に下記の窓口へご相談ください。入所の可否については、利用調整後、障害児保育判定会議により決定します。

窓 口 子ども育成課 ☎ 60-1854

おもちゃのぐるりん

市内在住の未就学児とその保護者が利用できる自由来所型の施設です。

じっくり遊びこめるおもちゃ、コミュニケーションを豊かにするおもちゃ、療育に配慮したおもちゃをコンセプトに様々なおもちゃを用意しています。おもちゃの貸出しや「手作りおもちゃの会」も人気で、“あそぶ”“つくる”両方の楽しみ方ができます。

発達が気になるお子さんについては、隣接の「武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット」とも連携をとり、協力して支援を行っていきます。お気軽にご相談ください。

また、特別支援学級等に通っている小学生のお子さんを対象におもちゃの貸出しも行っています。詳しくはホームページもしくは直接お問い合わせください。

窓 口 〒 180-0012 武蔵野市緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第3アパート8号棟1階
みどりのこども館内 ☎ 37-2016

開館日時 火曜日～土曜日 午前10時～午後4時（日・月曜日、祝日、年末年始はお休みです）

9-3 学齢期

教育相談

子育ての不安や学習面の悩み、子どもの成長・発達や不登校など、子どものさまざまな問題や悩みなどに関して、教育相談員（公認心理師・臨床心理士）による電話相談、来所相談のほか、必要に応じて知能検査、嘱託医（精神科医）の相談などが受けられます。教育相談員は、市立小・中学校においても週1回相談を行っています。

対 象 市内在住の幼児、児童・生徒及び保護者

手続 来所相談に際しては電話予約が必要です。

窓口 教育支援センター ☎ 60-1899 相談専用電話 ☎ 60-1922
武蔵野市吉祥寺北町 4-11-37 市立大野田小学校地下1階

就学相談

お子さんの小中学校入学にあたり、心身の発達に不安や悩みがあり、「特別な支援が必要なのでは」と心配な場合にご相談ください。

窓口 教育委員会教育支援課特別支援教育・教育相談係（市役所5階） ☎ 60-1908

◆市立の特別支援学級

種別	所属学校・電話番号	学級名・学級所在地
1. 知的障害学級	第三小学校 ☎ 43-2322（代表）	ひまわり学級 武蔵野市吉祥寺南町 2-35-9 ☎ 43-0571
	大野田小学校 ☎ 51-0511（代表）	むらさき学級 武蔵野市吉祥寺北町 4-11-37 ☎ 51-0513
	境南小学校 ☎ 32-3401（代表）	けやき学級 武蔵野市境南町 2-27-27 ☎ 34-8371
	第四中学校 ☎ 51-7675（代表）	群咲（むらさき）学級 武蔵野市吉祥寺北町 5-11-41 ☎ 51-7677
2. 肢体不自由学級	大野田小学校 ☎ 51-0511（代表）	いぶき学級 武蔵野市吉祥寺北町 4-11-37 ☎ 51-0513
	第四中学校 ☎ 51-7675（代表）	いぶき学級 武蔵野市吉祥寺北町 5-11-41 ☎ 51-7675（代表）
3. 病弱学級	境南小学校 ☎ 32-3401（代表）	いとすぎ学級 武蔵野市境南町 1-26-1 武蔵野赤十字病院内 ☎ 32-6140
	第六中学校 ☎ 53-6311（代表）	
4. 難聴通級指導学級・ 言語障害通級指導学級	桜野小学校 ☎ 53-5125（代表）	こだま学級 武蔵野市桜堤 1-8-19 ☎ 54-8655
	第一中学校 ☎ 51-8041（代表）	エコールーム（難聴のみ） 武蔵野市中町 3-9-5 ☎ 51-1136

種 別	所属学校・電話番号	学級名・学級所在地
5. 特別支援教室(拠点校)	第四小学校 ☎ 22-1423 (代表)	はなみずき教室 武蔵野市吉祥寺北町 2-4-5 ☎ 22-1443
	千川小学校 ☎ 51-3695 (代表)	あさがお教室 武蔵野市八幡町 3-5-25 ☎ 51-3695 (代表)
	井之頭小学校 ☎ 51-7188 (代表)	かわせみ教室 武蔵野市吉祥寺本町 3-27-19 ☎ 51-7188 (代表)
	桜野小学校 ☎ 53-5125 (代表)	こぶし教室 武蔵野市桜堤 1-8-19 ☎ 53-5651
	第二中学校 ☎ 52-2148 (代表)	こぶし教室 武蔵野市桜堤 1-7-31 ☎ 54-9103

◆近隣の都立特別支援学校

○知的障害(小・中)		
石神井特別支援学校	練馬区石神井台 8-20-35	03-3929-0012
小金井特別支援学校	小金井市桜町 2-1-14	042-384-6881
○知的障害(高)		
田無特別支援学校	西東京市南町 5-15-5	042-463-6262
○肢体不自由(小・中・高)		
府中けやきの森学園	府中市朝日町 3-14-1	042-367-2511
小平特別支援学校	小平市小川西町 2-33-1	042-342-1671
○視覚障害		
久我山青光学園(小・中)	世田谷区北烏山 4-37-1	03-3300-6235
○聴覚障害		
立川学園(小・中・高)	立川市栄町 1-15-7	042-523-1358
○病弱		
光明学園 (小・中・高)	世田谷区松原 6-38-27	03-3323-8421

◆就学援助費

経済的な理由により就学困難と認められる市立及び国公立の小・中学校に在籍する市内在住の児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の一部を援助します（所得制限等あり）。

◆特別支援教育就学奨励費

市立小・中学校在籍で、以下のいずれかに該当する市内在住の児童・生徒の保護者に対して、学用品・給食費等の一部を補助します（通学・通級費を除き、所得制限あり）。

- ①特別支援学級に在籍している方
- ②通級指導学級に通い、交通費がかかっている方
- ③法令に定める程度の障害がある方

支給費目 学用品費、通学用品費、給食費、校外活動・修学旅行参加費等、通学費等（一部負担のある費目もあります）

制限 ①生活保護、就学援助費を受けている場合は対象になりません。
②所得制限があります（通学・通級費を除く）。

窓口 教育支援課 ☎ 60-1900

学童クラブ

心身に障害のある小学生児童を、学童クラブで一般児童といっしょに育成します。

※市立学童クラブでは、障害の専門知識を持った職員を配置していません。

また、医療的な資格を持つ職員の配置もありませんので、医療的処置や看護の必要な児童の受け入れはできません。

◆市立学童クラブ

対象 ①保護者の就労等により監護にかける小学生児童
②障害の程度は概ね軽度及び中程度で、一般児童との集団生活が可能な児童
③小学校1～6年生の児童

定員 在籍児童（障害児を除く）おおむね20人につき1人を限度

育成料 一般の児童と同基準

- 手 続** 入会に必要な書類（入会申請書、就労証明書等）を窓口提出してください。
また、障害者手帳や診断書等の写し及び「学童クラブ障害児枠入会申請書」を提出してください。
※入会の決定は、障害児入会審査会議の意見及び障害の状況等を総合的に判断して行います。

窓 口 児童青少年課 ☎ 60-1853

◆民間学童クラブ

市内民間学童クラブでは、知的障害・発達障害のある児童に対する専門スタッフが配置されているところもあります。入会申請の方法や入会要件などはクラブにより異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

クラブ名	入会対象	住 所	電話番号
元気っこのびのび	小学校1～6年生	境1-16-34 グリーンハイムむさしの101	53-5019
武蔵野eパル	市内在住の小学校1～4年生	緑町2-1-10	53-6211
千川さくらっこクラブ	市内在住で、愛の手帳をお持ちの小学校1～6年生	八幡町4-28-13 障害者福祉センター内	51-4008
武蔵境すみれ学童クラブ	小学校1～6年生	境1-17-16 グレースフラット境3階	28-4775
三楽キッズクラブ 武蔵野	小学校1～6年生	吉祥寺本町2-20-3 Cima 2階	27-6355

放課後等デイサービス

◆ 放課後等デイサービス

※詳しくは、33頁をご覧ください。

【事業所の一覧は、128頁】

9-4 その他の支援

◆日中一時支援

- ※ 詳しくは、85 頁をご覧ください。
【事業所の一覧は、198 頁】

◆移動支援

- ※ 詳しくは、102 頁をご覧ください。
【事業所の一覧は、199 頁】

◆ショートステイ(市)・短期入所

- ※ 詳しくは、82 頁をご覧ください。

◆重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

- ※ 詳しくは、84 頁をご覧ください。

◆手 当

- ※ 詳しくは、41 頁をご覧ください。

◆医療助成

- ※ 詳しくは、53 頁をご覧ください。

◆補装具

- ※ 詳しくは、72 頁をご覧ください。

◆日常生活用具

- ※ 詳しくは、73～81 頁をご覧ください。

◆中等度難聴児の補聴器購入費助成

- ※ 詳しくは、81 頁をご覧ください。

◆ 相談窓口

- ※ 204～207 頁をご覧ください。

◆ 障害程度別対象事業一覧表

- ※ 10 頁～15 頁をご覧ください。

【武蔵野市内の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・日中一時支援事業一覧】

令和6年7月

No	事業所【運営法人】	所在地・電話	児童発達支援	放課後等デイ	日中一時支援	対象	その他
1	武蔵野市児童発達支援センター みどりのこども館 通園部ウイズ 【社会福祉法人武蔵野】	緑町 2-6-8 みどりのこども館内 54-5162	○ 毎日型			未就学児	
2	千川おひさま幼児教室 【社会福祉法人武蔵野千川福祉会】	八幡町 4-28-13 障害者福祉センター 内 51-4008	○ 毎日型			未就学児	
3	発達支援つむぎ吉祥寺ルーム 【社会福祉法人どろんこ会】	吉祥寺南町 2-5-4 40-2260	○ 非毎日型			未就学児	個別・集団指導 リズム体操等
4	発達支援教室スマイル吉祥寺校 【株式会社発達支援教育研究会】	吉祥寺本町 4-25-7 尾張屋ビル 2F 27-1945	○ 非毎日型			未就学児	個別・集団指導 H30.11 開設
5	GIFTED キッズ 【株式会社 GIFTED】	吉祥寺南町 2-4-5 69-3218	○ 非毎日型			未就学児	個別・集団指導 R1.5 開所
6	こども発達支援室ハンモック 【株式会社アール・エヌ・シー】	境 1-17-6 106B 27-8848	○ 非毎日型			未就学児	医療的ケア児(重症心身障害含む) 身体障害児 ★一部送迎あり R1.5 開所
7	アートキッズ療育武蔵境	境 1-4-5 早川ビル 1 階	○ 非毎日型			未就学児	個別・運動・制作活動等 R6.5 開所
8	リエブラッツ吉祥寺 【株式会社リエ R】 ※旧おれんじ学園	吉祥寺北町 3-5-8 1F-110 50-0323	○ 非毎日型	○		未就学児 小・中・高校生	個別指導 集団指導
9	スタジオそら武蔵野 【アース・キッズ株式会社】	中町 1-23-12 クレール武蔵野 1F 50-0389	○ 非毎日型	○		未就学児 小・中・高校生	個別指導
10	リエブラッツ武蔵野 【株式会社リエ R】 ※旧おれんじ学園 nico	中町 1-19-8 シティハイツ武蔵野 1F 38-5073	○ 非毎日型	○		未就学児 小学生	★一部送迎あり H29.9 開設
11	KIZUNA 武蔵野 【一般社団法人ライフタイムコン ディション】	西久保 2-12-7 メゾン樺 1F 27-7220	○ 非毎日型	○		未就学児 小学生 (中学生)	運動療育等 R2.5 開設
12	ウイズ・ユー吉祥寺 【株式会社くらや】	吉祥寺北町 4-13-5 53-0820	○ 非毎日型	○		未就学児 小・中・高校生	★送迎あり 毎回幼稚園、保育園、学校、ご自宅までお迎え、帰日も自宅まで送りあり。
13	児童発達支援・ 放課後等デイサービスささえ 【株式会社ささえ】	吉祥寺本町 1-35-14 ユニアス七井ビル 27-1736		○		小・中・高校生	★送迎あり H27.6 開設
14	あすは Kids 【社会福祉法人おおぞら会】	八幡町 1-6-1 36-5151		○		小・中・高校生	★送迎あり
15	千川さくらんぼクラブ 【社会福祉法人武蔵野千川福祉会】	八幡町 2-5-3 080-5458-9175			○	小5～高校生	一部送迎あり(保護者の就労等の利用要件あり) 原則、★の事業所との併用不可
16	ウイングむさしの 【NPO 法人空の翼】	境南町 2-13-5 グレーハイツ泉妻 1 階 30-8431			○	小・中・高校生	★送迎あり H28.11 開設

(放課後等デイ) 月 23 日まで。 障害者手帳をお持ちの方 (ない場合はご相談ください)
★送迎ありの事業所は週 3 日までです (市外の送迎あり事業所は含まれません)
同日に同じサービスを複数事業所で受けることはできません。

No	事業所【運営法人】	所在地・電話	児童発達支援	放課後等デイ	日中一時支援	対象	その他
17	ティーンズ吉祥寺 【株式会社 Kaien】	吉祥寺本町 2-25-12 Santa Fe 1-C 050-2018-2842		○		小・中・高校生	H29.9 開設
18	放課後等デイサービス wacca 【plus it. 株式会社】	八幡町 3-8-6 ニューハイツ武蔵野 1階 38-8919		○		小・中・高校生	★送迎あり H30.2 開設
19	武蔵野市放課後等デイサービス パレット【社会福祉法人武蔵野】	桜堤 1-9-9 桜堤ケアハウス 2 階		○		小・中・高校生	★送迎あり（保護者の就労等の利用要件あり） 肢体不自由児対象
20	アトリエあいおん 【一般社団法人 ION】	緑町 1-5-13 38-7512		○		小・中・高校生	絵画、工作 R3.12 開設
21	ウイング西久保 【NPO 法人空の翼】	西久保 2-27-23 トライコート B 38-5995		○	○	小・中・高校生	集団療育（ドッチビー活動や音楽、アトリエ活動、調理や外出イベントあり） ★送迎あり R3.12 開設
22	花咲 kids 吉祥寺ルーム 【株式会社 SHUHARI】	吉祥寺本町 2-20-12 MU KICHIJOJI 2 階 27-1987		○		小・中・高校生	基礎学力支援、探究学習支援、個別・集団指導 R4.7 開設
23	Workshop RNC 【株式会社アール・エヌ・シー】	西久保 2-6-1 38-5839		○		小・中・高校生	介護保険共生型医療的ケア児・重症心身障害児など ★送迎あり R4.8 開設
24	PE あいおん 【一般社団法人 ION】	桜堤 3-31-18 38-8250		○		小・中・高校生	体育療育（粗大運動・ビジョントレーニング） ★送迎あり R4.10 開設
25	ペピータくらぶ 【NPO 法人ペピータ】	緑町 2-4-38 第 2 清嵐ハイツ 1 階 27-8027			○	小学生～成人	音楽療法、造形、書道、ピアノ、バレエストレッチなど
26	アトリエ銀木星 【NPO 法人アトリエ銀木星】	中町 1-19-10 ルピナス武蔵野 203 52-5395			○	小学生～成人	手織り、草木染、和洋茶事に親しむ会、料理教室など
27	スカイファーム・キッズ 【株式会社 スカイファーム】	御殿山 2-21-14 090-5303-3136			○	小学生～大人	R2.9 開設 パソコン、音楽 & ストレッチ、ピアノ、造形、習字、農園、料理、学習など
学 童	千川さくらっこクラブ 【社会福祉法人武蔵野千川福祉会】	八幡町 4-28-13 武蔵野市障害者福祉センター 3 階 51-4008	放課後児童健全育成事業			小学生	障害児学童保育（毎日型） 原則、★の事業所との併用不可

（日中一時支援） 月 10 日まで 障害者手帳をお持ちの方

10 住まい

10-1 家賃の助成等

住宅費(家賃)の助成

民間の共同住宅等を借りている方の家賃の一部を助成します。実際に支払った家賃の2分の1の額を限度として助成しますが、所得金額により助成額が変わります。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①身体障害者手帳1～4級または愛の手帳1～3度の方、またはその保護者の方
- ②4月1日を基準日として、武蔵野市内に引き続き3年以上在住していること
- ③民間の共同住宅等を借りていること
- ④前年の世帯全員の所得の合計が、一定額以下であること
(ただし1月から7月までの申請の場合は前々年の所得)

手 続 次のものをお持ちになって、下記の窓口へ申請して下さい。

- ①賃貸借契約書の写し
- ②身体障害者手帳または愛の手帳
- ③本人名義の銀行口座のわかるもの
- ④印鑑

支給方法 4、8、12月にそれぞれ前月までの4か月分の請求書を審査の上、受給者の銀行口座に振り込みます。(認定を申請した日の属する月分から該当)

窓 口 障害者福祉課

住宅設備改善

在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするため、住宅設備の改善に必要な費用の一部を助成します。事前の手続きが必要です。着工されていると対象になりません。

対 象 表のとおり

種 目 表のとおり

種 目	対 象 者	設備改善費 基準額(※)
小規模改修	次のいずれかに該当する者（介護保険の対象となる場合介護保険制度が優先） 1. 学齢以上 65歳未満の身体障害者で、下肢、体幹または移動に係る障害の程度が1級から3級までであるもの（特殊便器への取替えについては上肢機能障害の程度が1級又は2級であるものに限る。） 2. 学齢以上 65歳未満の身体障害者で、補装具として給付を受けた車いすを使用する内部の機能に障害を有するもの（特殊便器への取替えについては上肢機能障害の程度が1級又は2級であるものに限る。） 3. 学齢以上65歳未満の難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害のある者で、医師により住宅改修の必要があると認められたもの	200,000 円
中規模改修	学齢以上 65歳未満の身体障害者で、下肢・体幹または移動に係る障害の程度が3級以上の者又は補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	641,000 円
屋内移動設備	学齢以上の身体障害者のうち、歩行をすることができないもので、上肢・下肢・体幹または移動に係る障害の程度が1級または2級の者または補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体 979,000 円 設置費 353,000 円

(※) 設備改善費基準額は助成対象額の上限です。

利 用 料 世帯所得により費用負担が発生する場合、または対象外になる場合があります。

制 限 次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。

- ①病院へ入院または施設へ入所している方
- ②借家等に居住している方で、家屋の所有者から設備改善の承諾が得られない方
- ③原則すでに同じ種目の助成を受けた方

窓 口 障害者福祉課

住宅改造相談

窓 口 障害の状況に合わせた適切な住宅の改造についての相談をお受けしています。

- ・18歳から65歳未満

障害者相談支援事業所 ほくと ☎ 55-3616（障害者福祉センター内）

- ・就学から18歳未満

武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット ☎ 55-8510

10-2 公営住宅の支援

※都営住宅、市営住宅、福祉型住宅の入居者募集の際は、「市報むさしの」でお知らせします。

市営住宅の入居申込み

障害者世帯向（家族向）の住宅は8戸あります。

市営住宅の入居者募集は、空き家が生じたときに実施します。

詳しくは、募集の際に配布する「申込みのしおり」をご覧ください。

窓 口 住宅対策課 ☎ 60-1905

市営住宅（一般世帯用）の優遇抽せん

市営住宅（一般世帯用）の募集の際に、障害の程度により、優遇抽せんが受けられる場合があります。

詳しくは、募集の際に配布する「申込みのしおり」をご覧ください。

窓 口 住宅対策課 ☎ 60-1905

福祉型住宅の入居申込み

障害者用の住宅は8戸あります。

福祉型住宅の入居者募集は、空き家が生じたときに実施します。

窓 口 住宅対策課 ☎ 60-1905

都営住宅(家族向)の優遇抽せん

都営住宅(家族向)の募集の際に、障害の程度等により、優遇抽せんが受けられる場合があります。

詳しくは、募集の際に配布する「入居者募集のご案内」をご覧ください。

窓 口 東京都住宅供給公社募集センター ☎ 03-3498-8894
住宅対策課 ☎ 60-1905

都営住宅(心身障害者世帯等)の入居申込み

心身障害者世帯及び車いす使用者向の募集があります。

詳しくは、募集の際に配布する「入居者募集のご案内」をご覧ください。

窓 口 東京都住宅供給公社募集センター ☎ 03-3498-8894
住宅対策課 ☎ 60-1905

都営住宅使用料の減免

都営住宅に入居している方で、一定の要件を満たしている世帯については、申請により使用料を減免します。

なお、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された障害者のいる世帯は、世帯所得から一定の控除を受けられる等有利になります。

また一定の要件を満たしている世帯のうち難病患者等世帯については特例に該当する場合があります。

窓 口 J K K東京お客様センター ☎ 0570-03-0071

公的住宅募集についての通知登録制度

公的住宅は募集ごとに毎回申し込みが必要です。登録をしていただきますと、公的住宅の募集時期のお知らせを送付します。

対 象 市内在住で、障害者手帳を所持している世帯

費 用 無料

手 続 下記窓口で、住所・氏名・生年月日・電話番号などを登録してください。なお、登録期間は3年間になります。期間満了後、再度案内を希望する場合はあらかじめ申し込みが必要です。(電話申込み可)

窓 口 住宅対策課 ☎ 60-1905

10-3 民間賃貸住宅入居支援

あんしん住まい推進事業

障害者などの住宅確保要配慮者の方が、住みなれた地域で暮らすために、民間賃貸住宅への入居支援を行います。

内 容 ①入居支援希望者及び入居者への支援

- ・入居等に関する相談や部屋探しの手伝いをしてくれる協力不動産店の紹介
- ・サポートが必要な場合は協力不動産店に支援事業者が同行（原則ひとり1回まで）
- ・電話や訪問による見守り支援（月1回程度）
- ・連帯保証人がいない場合の家賃債務保証会社の紹介
- ・家賃債務保証会社の保証委託料について初回最大2万円（初回更新時は最大1万円）の助成（生活保護受給者を除く）

②賃貸住宅所有者向け

- ・緊急時に警備員が駆け付ける緊急通報システムの設置及び利用費助成
- ・死亡事故発生時の原状回復（清掃等）・家賃損失に備える保険に市が加入
- ・保険で補償されない残置物処理費用発生の場合の最大20万円の助成
- ・バリアフリー改修について最大50万円の助成

対 象 次のいずれにも該当する方

- ①住宅確保要配慮者であること。
- ②武蔵野市民であること。
- ③住宅に困っていること。
- ④世帯全員が自立して日常生活を営むことができること。

- ⑤必要に応じて電話・訪問による見守り支援や緊急通報装置の利用について同意すること。
- ⑥緊急連絡先となる親族、知人がいること。

窓 口 住宅対策課 ☎ 60-1905

11 仕事

11-1 就労相談

あいる（武蔵野市障害者就労支援センター）

企業の就労へチャレンジしたい方、現在働いている方、以前働いていて再就職を目指す方等を全面的に応援します。「あいる」は働きながら生き生きとした毎日を送るための心のサポーターです。

■こんな支援をします

- ・働きたいけど、何から始めてよいか分かりません。
 - ・障害者雇用について教えてください。
 - ・いま、働いていますが、このまま続けられるか不安です。
- ⇒ 希望を伺い、一人ひとりに合った支援の方法を考え、就職活動を支援します。
- ⇒ 障害のある方のための支援体制や制度について情報提供します。
- ⇒ 定期的に職場を訪問し、安心して働き続けられるようにサポートします。

■利用できる方（次の3つにすべて当てはまる方）

- 1 市内にお住まいの方。
- 2 障害がある方、またはあると思われる方。
（障害の種別、手帳の有無は問いません。）
- 3 一般の企業、事業所などへの就職を希望する方、または既に就職している方。

■相談料

無料（予約制）

■支援の流れ

- 1 初回面談（要予約）
- 2 登録面談（要予約）
- 3 支援計画作成
- 4 就職準備（評価機関・訓練先の情報提供・就職活動支援）
- 5 職場体験実習（必要なときのみ、市補助制度有）
- 6 採用面接同行（必要な方のみ）
- 7 職場定着支援
- 8 離職に際しての支援・再就職支援

■事業主の方からの相談にもお応えします。

- ・ 障害者を雇用する意欲はあるが、まずは何をすればよいか相談したい。
 - ・ 障害者を新規に採用したいので、フォローして欲しい。
 - ・ 雇用中の障害者が悩んでいるようなので、相談したい、など。
- ※ 障害者の雇用にあたっては、事業主の方にとって有効な各種の助成制度が設けられています。(トライアル雇用制度等)
- ※ 職場体験の受け入れにあたって実習受入報酬金制度もあります。(市制度)
- まずは、お電話、ファックス、Eメール等でご連絡下さい(⇒ 204 頁)。面談は予約制です。

窓 口 武蔵野市障害者就労支援センター「あいる」 ☎ 26-1855 FAX 26-1863
境南町 2-5-8 ヴィラージュ武蔵野 102 号室

求職・就労支援の相談

窓 口	住 所・電 話	内 容
ハローワーク三鷹 分庁舎	〒181-0013 三鷹市下連雀 4-15-31 KDX レジデンス三鷹 1F ☎ 47-8618 FAX 76-3490	障害のある方に対して、専門職員による職業相談・職業紹介や就職後の職場定着支援などを実施(手話通訳付きの相談日有)
東京 障害者職業センター 多摩支所	〒190-0012 立川市曙町 2-38-5 立川ビジネス センタービル 5 F ☎ 042-529-3341 FAX 042-529-3356	ハローワーク等と連携をしながら次の業務を実施 〔障害者に対して〕①職業相談 ②職業評価 ③職業準備支援 ④ジョブコーチ支援 ⑤精神障害者総合雇用支援(雇用促進支援、雇用継続支援、職場復帰支援)等 〔事業主に対して〕障害者の雇用管理に係る助言・援助 〔関係機関に対して〕職業リハビリテーションに係る技術的な助言・援助

窓 口	住 所・電 話	内 容
(公財)東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8F ☎ 03-5211-2681 ホームページ https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/	障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援等の様々な事業を行っています。 ○障害者雇用就業サポートデスク 就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他、障害者雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です）。 飯田橋 月～金 午前9時～午後5時 多摩 月・水・金 午前9時～午後5時 【電話】03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）
(社福)日本視覚障害者 職能開発センター	〒160-0003 新宿区四谷本塩町 2-5 ☎ 03-3341-0900 FAX 03-3341-0967	視覚障害者の職業指導や相談 ・自立訓練（生活訓練）（定員6名） ・就労移行支援（定員30名） ・就労継続支援B型（定員24名） ・就労定着支援 ・OA実務科（定員5名）

11-2 職業訓練

名称・場所	対 象	内 容	窓 口
東京障害者 職業能力開発校 〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1 ☎ 042-341-1427 FAX 042-341-1451	①身体障害者 ②精神障害者・発達障 害者 ③知的障害者 ・ 障害者手帳をお持ち の方 ・ 障害もしくは症状 が固定、安定して いる方 ・ 職業的自立の見込 みのある方 ・ 就職に必要な基本 的な能力、意欲の ある方 なお、重度視覚障害 者の方は"OA実務科" 訓練のみ。(委託訓練)	①②ビジネスアプリ開発 科、ビジネス総合事務科、 グラフィック DTP 科、 ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科 (以上、 訓練期間 1 年)、調理・ 清掃サービス科、オフィ スワーク科 (以上、6 か 月)、就業支援科 (3 か月) ②職域開発科 (6 か月) ③実務作業科 (1 年) 重度視覚障害者対象・OA 実務科 (委託訓練・1年) 学科及び実技の訓練に より就労に必要な基本知 識、技術等を学ぶ。また、 修了後の企業などにおけ る適応性、協調性を身に つけるための生活指導を 実施。	ハローワーク 三鷹 ☎ 47-8618

名称・場所	対 象	内 容	窓 口
<p>(公財)東京しごと財団 障害者委託訓練事業</p> <p>※訓練実施場所については、それぞれのコースによって異なります。</p>	<p>身体障害者 知的障害者 精神障害者 発達障害者 高次脳機能障害者 難病者 ※詳しくはホームページをご覧ください。</p>	<p>ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。</p> <p>○知識・技能習得訓練コース(パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など)</p> <p>○障害者向け日本版デュアルシステム(事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など)</p> <p>○実践能力習得訓練コース(事務補助、清掃など)</p> <p>○e-ラーニングコース(都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web制作実践講座など)</p> <p>○在職者訓練コース(雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど)</p> <p>受講料…無料(交通費、食事代等は訓練生負担)</p>	<p>(公財)東京しごと財団 総合支援部障害者就業支援課 委託訓練推進班</p> <p>☎ 03-5211-2683</p> <p>ホームページ https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/</p> <p>ハローワーク 三鷹 ☎ 47-8618</p>

名称・場所	対 象	内 容	窓 口
国立職業リハビリテーションセンター 〒359-0042 埼玉県所沢市 並木 4-2 ☎ 04-2995-1201 FAX 04-2995-1277 ホームページ https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/	①身体障害、高次脳機能障害または難病のある方(通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの宿舍が利用可) ②通所が可能な、発達障害、精神障害、知的障害のある方	障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。 企業ニーズや障害状況に合わせた訓練と並行して就職に向けた種々の支援を実施。職場復帰をめざす休職者の訓練や在職している障害のある方のレベルアップを図るための短期間の訓練(能力開発セミナー)も実施。	国立職業リハビリテーションセンター ☎ 04-2995-1201 FAX04-2995-1277
国立障害者リハビリテーションセンター (就労移行支援) 〒359-8555 埼玉県所沢市 並木 4-1 ☎ 04-2995-3100 FAX 04-2992-4525	主に身体障害・高次脳機能障害、発達障害がある方で、障害者総合支援法による福祉サービスの支給決定を受けている方(⇒ 34 頁)	企業への就職、また復職に向けて各種訓練や職場実習などの働くための力を付ける支援や就職活動のための支援を実施。	国立障害者リハビリテーションセンター ☎ 04-2995-3100 FAX04-2992-4525 障害者総合支援法に関する手続きについては 障害者福祉課
	視覚に障害がある方で、障害者総合支援法による福祉サービスの支給決定を受けている方(⇒ 34 頁) 養成施設専門課程は、高卒以上の方で修業年限は3年。高等課程は中卒以上の方で、修業年限は5年。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格の取得に向けた学習。	

11-3 雇用促進

障害者の雇用促進制度

ハローワークの紹介等により障害者を雇用する場合に、公的な助成が受けられます。

(特定求職者雇用開発助成金)

(トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース))

窓口：ハローワーク

(障害者委託訓練事業)

※ハローワークと連携し障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。(詳細は 140 頁)

(公財) 東京しごと財団総合支援部障害者就業支援課・委託訓練推進班

☎ 03-5211-2683

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

障害者を雇用する事業主への助成制度

対 象 障害者を常用労働者として雇い入れるもしくは継続して雇用する事業主

内 容 障害者雇用納付金関係助成金は、事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、これらの事業主等に対して予算の範囲内で助成金を支給することにより、その一時的な経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としております。

なお、詳細につきましては当機構ホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>

窓 口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部
高齢・障害者窓口サービス課
〒130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5階
☎ 03-5638-2284 FAX03-5638-2282

11-4 資金の貸付

生活福祉資金の貸付

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、もしくは現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方がいる世帯に、低利もしくは無利子で各種資金をお貸しする制度があります。諸要件がありますので詳しくは、下記の窓口までご相談下さい。

資金種類 生業費、技能習得費、転居費、福祉用具購入費、障害者自動車購入費、介護費、住宅の増改築・補修費等

窓 口 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

12 税金・公共料金

12-1 税金

軽自動車税（種別割）の減免

減免の対象となる軽自動車等（バイクも含みます）は、期限までに軽自動車税（種別割）の減免申請をすることで減免を受けることが可能です。減免の割合は税額の100%（全額）です。

対 象

(1) 身体障害者手帳で次表に掲げる障害の程度に該当するかた

障害の区分	身体障害者手帳
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級及び5級
音声機能又は言語機能障害	3級（喉頭摘出に係るものに限る）
上肢不自由	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能：1級及び2級 移動機能：1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級及び4級
じん臓機能障害	1級、3級及び4級
呼吸器機能障害	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級
小腸機能障害	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級

(2) 愛の手帳で障害の程度が総合判定1度から3度のかた

(3) 精神障害者保健福祉手帳で障害の程度が1級に該当するかた

上記いずれかの障害の程度に該当し、

○身体障害者が所有し、運転するもの

○身体障害者と生計を同一にするかたが所有する車両で身体障害者のために使用するもの

○身体障害者等（身体障害者のみで構成される世帯の者に限る）が所有する車両で、常

時介護する者が運転するもの

または、

○自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」と記載されている、標識番号が「80・880 ナンバー」登録の車両。

(障害の程度による制限はありません)

制 限

- 減免可能な台数は普通自動車・バイクなどを含めて1台です。
- 期限（5月31日（補足）31日が土曜日・日曜日の場合は翌月曜日）までに市に減免申請書を提出しなかった場合は、減免を受けられません。

手 続

初めて申請する方は次のものをお持ちになって下記の窓口申請してください。

- (新規用) 軽自動車税（種別割）減免申請書（市ホームページから印刷または窓口で渡しています）
- 最新年度軽自動車税（種別割）納税通知書（毎年5月1日前後に発送します）（税金を納めないでお持ちください）
- 障害者手帳
- 車検証または標識交付証明書
- 運転されるかたの運転免許証又はそのコピー（表裏両面）

※軽自動車税（種別割）の減免は毎年継続の申請が必要です。継続の際の手続きについては新規申請時に説明致します。

窓 口 市民税課 ☎ 60-1822

自動車税（種別割）の減免

障害者手帳等をお持ちの方が使用する車で、一定の要件を満たすと税が減免されます。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

窓 口 東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066

自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

環境性能割は、自動車や軽自動車を取得したときに課税される税金です。障害者手帳等をお持ちの方などで、一定の要件を満たすと税が減免されます。詳しくは下記にお問合わせ下さい。

窓 口 東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066

利子所得の非課税（マル優制度）

身体障害者手帳の交付を受けている方や障害者年金を受給中の方など一定の要件を満たす方が銀行などで普通預金等する場合、350万円以下の元本に対する利子は非課税になります。

窓 口 詳しくは各金融機関でご相談下さい。

その他の税の控除

下記のような税の控除、非課税制度があります。詳しくは各窓口にお問い合わせ下さい。

		身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～2度 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3～6級 愛の手帳3～4度 精神障害者保健福祉手帳2～3級	窓 口
国 税	所得税	特別障害者控除（本人控除） 扶養控除、配偶者控除	障害者控除（本人控除） 扶養控除、配偶者控除	確定申告の場合… 武蔵野税務署 源泉徴収の場合… 勤務先の給与担当課
	相続税	障害者控除（本人控除）	障害者控除（本人控除）	武蔵野税務署 吉祥寺本町3-27-1 ☎ 53-1311
	贈与税	非課税制度	—	
都 税	個人 事業税	障害者控除（本人控除） 扶養控除	障害者控除（本人控除） 扶養控除	東京都 立川都税事務所 立川市錦町4-6-3 ☎ 042-523-3171
市 税	住民税	特別障害者控除 （本人および被扶養者）	障害者控除 （本人および被扶養者）	市民税課 ☎ 60-1823
		所得金額によって、非課税となることがあります。		

12-2 公共料金等

水道料金・下水道使用料の一部減免

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯では、水道料金は基本料金と1か月10m³以下の使用量にかかる料金が、下水道使用料は1か月10m³以下の汚水排出量にかかる使用料が免除されます。

対 象 児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯（全部支給停止は除く）で受給者本人が契約している場合に限る。
（手当については44頁及び45頁をご覧ください）

手 続 次のものをお持ちになって下記の窓口へ申請して下さい。
①児童扶養手当の証書または特別児童扶養手当の受給証明書
②水道料金等領収書

窓 口 水道お客様センター ☎ 52-0733

武蔵野総合体育館・プールの個人使用料免除

武蔵野市内在住の障害者が武蔵野総合体育館を利用する場合、メインアリーナ・卓球室・トレーニング室・プール等施設利用（個人使用に限る）料金および駐車場料金が無料になります。

※ご利用につきまして、不明な点やご不安な事等ございましたら、お気軽にご相談ください。

※スポーツ・レクリエーション活動については100頁をご覧ください。

※介助者は原則1名まで施設利用料金が無料になります。

対 象 市内在住で以下の手帳又は受給者証をお持ちの方。
・身体障害者手帳 ・愛の手帳（東京都療育手帳） ・精神障害者保健福祉手帳
・被爆者健康手帳 ・介護保険被保険者証（要介護1以上）
・障害者総合支援法で定める特定医療費（指定難病）受給者証
・医療券（指定難病）

手 続 上記の手帳をお持ちになってあらかじめ「プラチナカード」の交付を受けて下さい。以後、利用の際カードを提示して下さい。

窓 口 武蔵野総合体育館 ☎ 56-2200

N H K 受信料の減免

(1) 全額免除

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が住民税非課税の場合。

(2) 半額免除

対 象 世帯主に次のいずれかの障害があり、世帯主本人が放送受信契約者である場合。

- ①視覚障害 1～6 級
- ②聴覚障害 2～6 級
- ③視覚・聴覚以外の身体障害 1～2 級
- ④知的障害 1～2 度
- ⑤精神障害 1 級

手 続 ・障害者福祉課で手続きする場合
対象の障害者手帳をお持ちになって、障害者福祉課の窓口へ申請して下さい。
「放送受信料免除申請書」は市で証明の上、NHK に提出します。
・NHK へ手続きする場合（郵送、窓口、マイナポータル）
手続き方法や必要書類は NHK ホームページまたは下記の電話番号にてご確認ください。
※マイナポータルでの申請は、下記の「(2) 半額免除」の①②③⑤の方で、マイナンバーカードをお持ちの方が対象です。

窓 口 障害者福祉課
NHK 首都圏局視聴者リレーションセンター東京西オフィス ☎ 042-528-6000
〒190-0012 立川市曙町 2-22-20 立川センタービル 12 F

N T T 電話番号の無料案内

NTT の電話番号案内の「104」を回した後、「ふれあい案内」と申し出、登録済みの電話番号と暗証番号を伝えると、案内料が無料になります。ご利用には、事前に登録が必要です。

対 象 次のいずれかに該当する方。
①身体障害者手帳をお持ちで、次の障害を有する方
(1) 視覚障害
1～6 級

- (2) 肢体不自由（上肢）（体幹）（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1～2級
- (3) 聴覚障害
2～4級、6級（1級、5級はなし）
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
3～4級（1級、2級はなし）
- ②戦傷病者手帳をお持ちで、次の障害を有する方
 - (1) 視力の障害
特別項症～第6項症
 - (2) 上肢の障害
特別項症～第2項症
*上肢に対する障害にのみ適用
 - (3) 聴覚障害
第2項症、第4項症
 - (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
第1項症、第2項症、第4項症
- ③愛の手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

窓 口 NTT 東日本ふれあい案内担当フリーダイヤル ☎ 0120-104174
(年未年始・土日祝を除く 9:00～17:00)

携帯電話基本料金の割引

基本使用料の割引等が受けられます。(内容は携帯電話各社によって異なります。)

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等

窓 口 各携帯電話の取扱店

郵便料金の免除・特例

免 除 以下の郵便物は郵便料金が無料になります。

- ①点字郵便物（点字のみを掲げた内容で開封のもの、3kg以内）
- ②録音物（視覚障害者用）、点字用紙で日本郵便（株）が指定する施設から差出または施設宛のもの。（3kg以内）

特 例 以下の郵便物は郵便料金等に特例が設けられています。

- ①点字ゆうパック（サイズにより料金が異なりますので、詳細はお問い合わせ下さい。）
- ②心身障害者用ゆうメール 3 kgまで（身体に重度の障害のある方又は知的障害の程度の重い方と一定の図書館との間で発受されるものに限る。）
- ③聴覚障害者用ゆうパック（聴覚障害者と日本郵便（株）が指定する施設との間で発受されるビデオテープ（CD・DVD含む）。重量が30 kgを超えないこと。料金が異なりますので詳細はお問い合わせ下さい。）
- ④心身障害者団体発行の第三種郵便物

窓 口 日本郵便株式会社 武蔵野郵便局 ☎ 53-4444

駐輪料金（定期利用）の減額

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、市内駐輪場の定期利用料金が減額されます。詳しくは駐輪場を管理・運営する公益財団法人自転車駐車場整備センターへお問い合わせ下さい。また、市内の駐輪場マップ（料金等も記載）は市のホームページでダウンロードできるほか、交通企画課で配布しています。

※駐輪場の定期利用を保証するものではありません。

窓 口 公益財団法人 自転車駐車場整備センター ☎ 03-6262-5773
交通企画課 ☎ 60-1860

都立公園・文化施設等の入場料の免除

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添いの方。なお、付添人は必要な範囲に限ります（原則1人）。

手 続 公園や博物館・美術館の受付窓口到手帳を提示すると無料（一部有料となる場合あり）で入場できます。また、車椅子の貸し出しを行っている所もあります。

窓 口 詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。

※映画館や民間の文化施設でも障害者割引制度がある場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。

13 地域団体・市内障害福祉施設・その他の相談窓口

13-1 地域団体

障害者団体・ボランティア団体

団 体 名	連 絡 先	
子どもおとなも楽しむ生活プロジェクト モモプロジェクト ※1	福本千晴(窓口)	36-0377
手話サークルむさしの(昼)	三 村 寧 々	090-8056-9304
手話サークルむさしの(夜) ※2	岩 城 泰 徳	0422-55-3300 (FAX 兼)
NPO法人むさしの発達障がい支援サークル しょーとてんぱー	田 中 由 佳	090-5805-9783
第二金曜会 ※3	北 山 千 恵	090-1462-2890
中途失聴・難聴者の会「むさしの」	小美濃 香代子	22-2325 (FAX)
つばさ音楽クラブ ※3	東海林 未 季	37-4815
ひまわり友の会 ※3	阿 部 毅 彦	080-2032-2235
ふれあいくらぶ	吉 川 信 子	55-0622
失語症会話パートナーズ武蔵野	木 下 裕 子	36-8129
武蔵野 SMC	岩 永 孝 志	070-2162-1221
武蔵野市視覚障害者福祉協会 ※3	山 口 和 彦	21-7296
武蔵野市肢体不自由児者父母の会 ※3	薦 原 真紀子	52-5467
武蔵野市障害児水泳クラブ いるか	児島久美子(窓口)	090-2407-8306
武蔵野市障害者福祉協会 ※3	井 原 潮 理	080-5495-2871

団 体 名	連 絡 先	
武蔵野市身体障害者協会 (武蔵野市障害者福祉協会・武蔵野市視覚障害者福祉協会・武蔵野市聴覚障害者協会の連合体)	井 原 潮 理	080-5495-2871
武蔵野市聴覚障害者協会 ※3	千 葉 正 巳	90-6167 (FAX)
武蔵野市パーキンソン病友の会	河 野 都	51-0773
群咲学級日曜水泳クラブ	水 野 久 子	52-1449
武蔵野市立図書館 朗読奉仕の会	小 林 登志子	080-3504-3291
武蔵野ひまわりの会 ※1	五月女 優 子	53-3649 (FAX 兼)
山彦の会 (武蔵野市心身障害児・者をもつ親の会)	中 山 昭 子	54-9703
広報音訳の会 むさしの	森 弘 子	38-7531
ワークセンター大地 親の会	魚 津 ちひろ	37-2958
NPO法人 むさしの成年後見サポートセンター こだまネット	後 藤 明 宏	080-4343-8722

武蔵野市民社会福祉協議会助成対象団体のうち、掲載を承諾した団体および障害者団体等バス借上料補助金交付団体等です。

活動内容などのお問い合わせは直接団体連絡先へ。

- ※1 子ども・子育て支援助成 (令和5年度)
- ※2 地域福祉活動助成 (令和5年度)
- ※3 障がい者団体活動助成 (令和5年度)

障害者団体等に対するバス借上料補助金

障害のある方やその支援者で構成された団体等が、貸切バスを使用して活動等を行う場合、市が借上料に要する経費の一部を補助します。

対 象 次のいずれにも該当する団体

- ① 障害者福祉に関する活動を継続的、計画的に行う団体 (営利団体は除く)
- ② 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること
 - ア 団体の構成員が10人以上で、かつ、構成員の2分の1以上が武蔵野市内に在住・在勤または在学していること
 - イ 団体の主たる活動の場又は事務所の所在地が市内であること
 - ウ 団体の代表者が市内に在住・在勤または在学していること
 - エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること

補助対象経費 補助の対象となる経費は、障害者団体等のバス借上料（バスガイドにかかる経費を含む）のみです。通行料や駐車場使用料、団体の都合によるキャンセル料などは補助の対象となりません。

補助限度額 補助限度額は、日帰り 10 万円、宿泊 20 万円です。リフト付きバスの場合、日帰り 11 万円、宿泊 21 万円が上限です。補助金の交付は、1 団体につき年度内 1 回までとなります。

手 続 バス会社等から見積もりをとったうえで、バスを使用する 2 か月前までに申請してください。詳細は下記窓口までお問い合わせ下さい。

窓 口 障害者福祉課

障がい者団体活動助成

障害のある方やその家族等で構成された団体が、市内で活動等を行う場合、活動に要する経費の一部を助成します。新規に立ち上げる団体も申請可。

対象団体 次のいずれにも該当する団体

- ①市内で活動する障害者（その家族等で構成される）団体
- ②会則（規約）がある団体
- ③歳末たすけあい・地域福祉活動募金に協力する団体

対象活動 次のいずれかに該当する活動

- ①障害当事者やその家族同士の親睦、交流を深めるための活動等
- ②障害特性や病気に対する理解を深めるための市民啓発活動（講演会等）

補助限度額 上限 15 万円

手 続 4 月に市民社協ホームページ等で募集要項や申請書を公開します。申請を希望する団体は締切（5 月下旬予定）までに申請書をご提出ください。

窓 口 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

13-2 市内障害福祉施設

複合施設

武蔵野市障害者福祉センター

障害者福祉センターは在宅障害者の通所訓練施設として建設され、市内に居住する障害を持つ方がたが、地域の皆さんと相互理解と連帯を深めながら、センターの各事業を通じて、社会参加と自立を目指し、福祉の増進を図ることを目的として運営されています。

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
生活リハビリサポートすばる (自立訓練[機能訓練]・生活介護)	事故や疾病などによる中途障害者を中心として、機能訓練、デイサービスを総合的に行います(概ね65歳までの方を対象)。 ・機能訓練 日常生活または社会生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などの支援(日常生活訓練、作業活動、体操など)を通じて地域生活への移行を図ります。 視覚障害リハビリ訓練として歩行・点字・日常生活動作など。 ・中途障害者デイサービス 中途障害の方に対して日中活動の場を提供し、余暇活動の提案や社会活動の参加などをお手伝いします。 ◆subaru@fuku-musashino.or.jp
障害者相談支援事業所ほくと (指定特定相談支援事業者)	中途障害者を中心として、専門相談を行います。また、サービス等利用計画を作成します。 ・専門相談 専門スタッフによる日常生活用具、補装具、住環境整備の相談① 視覚障害に関する相談② 高次脳機能障害相談支援事業『ゆいっと』③ 相談の他に集団での点字教室、サロンも開催します(登録制) ・計画相談 ① hokuto@fuku-musashino.or.jp ② subaru-reha@fuku-musashino.or.jp ③ subaru-eye@fuku-musashino.or.jp ④ huit@fuku-musashino.or.jp
千川作業所 (生活介護)	就労が生活の柱になりにくい方を対象とし、作業活動を含めた諸活動(アート、調理、ウォーキング等)を行い、生活の安定と広がりを目指します。 ◆senkawa@musashino.sankawa.com
千川おひさま幼児教室 (児童発達支援)	・発達のゆっくりな未就学児を対象にした療育事業 ◆ohisama-sakurakko@musashino-senkawa.com

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター内 ☎ 55-3612 FAX 55-3818	9:00 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	自立訓練 10名 生活介護 10名	(社福) 武蔵野
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター内 ☎ 55-3616 FAX 55-3818 ゆいっと専用 ☎ 55-5018	9:00 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始		(社福) 武蔵野
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター 2 階 ☎ 55-3826 FAX 同 上	9:00 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年 末年始	20 名	(社福) 武蔵野千川福祉会
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター 3 F ☎ 51-4008 FAX 同 上	9:00 ~ 18:00 Ⓢ土・日・祝日 8 月と年末年始に各 5 日の 夏期休暇、冬期休暇	10名 /1日	(社福) 武蔵野千川福祉会

武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館

「武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット、通園部ウイズ」と「おもちゃのぐるりん（地域開放型事業）」が設置されています。

※詳細は 120 頁をご覧ください。

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部 ハビット (発達相談)	<ul style="list-style-type: none"> 発達気になる子どもとその保護者からの相談を受け付けています。専門スタッフが子どもの発達や地域生活をサポートします。またサービス等利用計画を作成します。 ◆ habit@fuku-musashino.or.jp
武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・通園部 ウイズ (児童発達支援)	<ul style="list-style-type: none"> 心身の発達が気になる子どもの、児童福祉法に基づく通園事業です。児童福祉法に基づく費用負担があります。 ◆ with@fuku-musashino.or.jp
おもちゃのぐるりん	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の就学前の子どもと保護者の地域開放型施設です。いろいろなおもちゃで遊べます。

所在地 電話 /FAX	開館時間 Ⓢ休館日	定員	運 営
緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第3アパート 8号棟1階 みどりのこども館内 ☎ 55-8510 FAX 27-7439	受付：9:00～17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始 ※ただし土曜日は月1回開館		(社福) 武蔵野
緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第3アパート 8号棟1階 みどりのこども館内 ☎ 54-5162 FAX 54-5238	9:30～15:30 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20名	(社福) 武蔵野
緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第3アパート 8号棟1階 みどりのこども館内 ☎ 37-2016	10:00～16:00 Ⓢ日・月・祝日・年末年始		(公財) 武蔵野市子ども協会

武蔵野障害者総合センター

障害者総合センターは心身障害者の就労の場、重度あるいは重複障害者の昼間の通所の場の確保を目的として設置された、社会福祉法人武蔵野が運営する障害者福祉の複合施設です。

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ワークセンター大地 (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中心の活動を提供し、相互の関係を大事にしながら充実した社会生活が送れるような支援を行います。 ・受注作業、ポスティング、公園清掃、刺繍、押し花の製品作りなどに取り組みます。 ◆ daichi@fuku-musashino.or.jp
デイセンターふれあい (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害や重複障害のある方に対して、充実した生活を送れるようにさまざまな支援を行っています。 ・革細工、織物、フリーアートなどの創作活動、リハビリなどの健康維持活動等を行っています。 ◆ fureai@fuku-musashino.or.jp
デイセンター山びこ (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害や自閉症などの障害があり、きめ細かく個別対応を必要とする方々を支援する場です。 ・利用者の意思を尊重し、安心感や安全感が持てるような環境に配慮しながら作業や創作活動などを行っています。 ◆ yamabiko@fuku-musashino.or.jp
ワークセンターけやき (就労継続支援A型・B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲を持ちながら、企業就労が困難な方たちに仕事をする環境と機会を提供します。 ・印刷、封入封かん等軽作業、製パン、喫茶店、飲食店での作業を通し、働く力を高める支援をしています。 ◆ keyaki@fuku-musashino.or.jp
パールブーケ (ワークセンターけやき)	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野障害者総合センター1Fで、焼きたてのパンやクッキー、挽きたてのコーヒーなどの販売をしています。 ・作業内容は、ホールでの接客作業と製パン作業です。

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 / FAX	Ⓢ休館日		
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター内 ☎ 54-5112 FAX 54-5218	開館時間 8:30 ~ 17:00 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	40名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター 3F ☎ 54-5134 FAX 54-5241	開館時間 8:30 ~ 17:00 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター内 ☎ 54-5102 FAX 54-5192	開館時間 8:30 ~ 17:00 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	40名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター 1F ☎ 54-5096 (代表) FAX 54-5097 (代表)	8:30 ~ 17:00 (作業によつてサービス提供時間は異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。)	40名	(社福) 武蔵野
	Ⓢ土・日・祝日・年末年始		
	営業時間 10:00 ~ 16:00 (製パン作業は 8:00 から)		(社福) 武蔵野
	Ⓢ土・日・祝日・年末年始		

市内障害者福祉(通所)施設(福祉サービス別)

生活介護

【内容】 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【対象者】 1 障害支援区分3以上(障害者支援施設入所者は区分4以上)の方
2 50歳以上で、障害支援区分2以上(障害者支援施設入所者は区分3以上)の方

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ワークセンター大地 (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中心の活動を提供し、相互の関係を大事にしなが ら充実した社会生活が送れるような支援を行います。 ・受注作業、ポスティング、公園清掃、刺繍、押し花 の製品作りなどに取り組みます。 <p>◆ daichi@fuku-musashino.or.jp</p>
デイセンター山びこ (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害や自閉症などの障害があり、きめ細かく個 別対応を必要とする方々を支援する場です。 ・利用者の意思を尊重し、安心感や安全感が持てるよ うな環境に配慮しながら作業や創作活動などを行って います。 <p>◆ yamabiko@fuku-musashino.or.jp</p>
デイセンターふれあい (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害や重複障害のある方に対して、充実した生 活を送れるようにさまざまな支援を行っています。 ・革細工、織物、フリーアートなどの創作活動、リハ ビリなどの健康維持活動等を行っています。 <p>◆ fureai@fuku-musashino.or.jp</p>
武蔵野福祉作業所 (就労継続支援B型・生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月に、東京都から移譲された福祉施設で す。菓子の箱形成や詰め作業、封入作業等の福祉的就 労を中心に活動しています。 <p>◆ fukusaku@fuku-musashino.or.jp</p>
障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 介護を要する知的障害者に対して、創作活動やリ ハビリ等のプログラムを構成し充実した生活を送 れるよう日中支援を行い、併せて生活能力向上の ための支援も行います。 <p>◆ wakurasu@fuku-musashino.or.jp</p>
ワークイン中町 (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> 働く意欲・体力に課題がある方を対象とし、就労を生 活の柱に置きながらも、健康で安定して活動できるこ とを目指します。 <p>◆ nakamachi@musashino-senkawa.com</p>

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター内 ☎ 54-5112 FAX 54-5218	開館時間 8:30 ~ 17:00 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	40名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター内 ☎ 54-5102 FAX 54-5192	開館時間 8:30 ~ 17:00 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	40名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター 3F ☎ 54-5134 FAX 54-5241	開館時間 8:30 ~ 17:00 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-12-20 ☎ 53-1782 FAX 53-9337	8:30 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	80名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 5-7-5 ☎ 54-7673 FAX 38-5529	9:00~17:00 問い合わせ時間 平日 9:00 ~ 17:00	生活介護 50名	(社福) 武蔵野
中町 2-6-5 ☎ 27-7519 FAX 同 上	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末 年始	20名	(社福) 武蔵野千川福祉会

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ゆうあい製作所 (就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援)	(生活介護) レクリエーションやクラブ活動、生産活動を通じて、快適で充実した時を過ごせる場となるよう努めています。 ◆ yu-ai.center@tea.ocn.ne.jp
生活リハビリサポートすばる (自立訓練[機能訓練]・生活介護)	事故や疾病などによる中途障害者を中心として、機能訓練、デイサービスを総合的に行います(概ね65歳までの方を対象)。 ・機能訓練 日常生活または社会生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などの支援(日常生活訓練、作業活動、体操など)を通じて地域生活への移行を図ります。 視覚障害リハビリ訓練として歩行・点字・日常生活動作など。 ・中途障害者デイサービス 中途障害の方に対して日中活動の場を提供し、余暇活動の提案や社会活動の参加などをお手伝いします。 ◆ subaru@fuku-musashino.or.jp
千川作業所 (生活介護)	就労が生活の柱になりにくい方を対象とし、作業活動を含めた諸活動(アート、調理、ウォーキング等)を行い、生活の安定と広がりを目指します。 ◆ senkawa@musashino-senkawa.com
ななほしワークス (生活介護)	働く意欲・体力に課題がある方を対象とし、就労を生活の柱に置きながらも、健康で安定して活動できることを目指します。
ワークセンター福咲く (生活介護)	令和5年4月に開所し、“それぞれの「はたらく」を大事に”をコンセプトにしています。作業活動(受注作業・資源回収)を中心に日中の当たり前の生活リズム(朝起きて・昼はそれぞれの役割と責任で働いて・心地よい疲れで夜寝る)の提供を行っています。 ◆ w.fukusaku23@hyuman.com

所在地 電話 /FAX	開館時間 Ⓢ休館日	定員	運 営
就労移行支援・就労定着支援 西久保 2-28-3 KONAGAI ハウス 108 ☎ 38-9781 就労継続支援B型・生活介護 緑町 1-5-16 ☎ 60-5353 FAX 60-5355	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末年始 (年間 10 日程度の土曜日開所あり)	55 名	NPO法人ゆうあいセンター
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター内 ☎ 55-3612 FAX 55-3818	9:00 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	自立訓練 10 名 生活介護 10 名	(社福) 武蔵野
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター 2 F ☎ 55-3826 FAX 同 上	9:00 ~ 18:00 Ⓢ土・日・祝日 8 月と年末年始に各 5 日の 夏期休暇、冬期休暇	10名 /1日	(社福) 武蔵野千川福祉会
境 2-11-3 ☎ 38-8083 FAX 同 上	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末年始	20 名	(社福) 武蔵野千川福祉会
吉祥寺北町 2-6-13 ☎ 29-3903 FAX 29-3904	開館時間 8:30 ~ 17:30 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00	20 名	(社福) 同愛会

自立訓練（機能訓練）

【内 容】 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】 上記の支援が必要な身体障害のある方

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
生活リハビリサポートすばる (自立訓練[機能訓練]・生活介護)	<p>事故や疾病などによる中途障害者を中心として、機能訓練、デイサービスを総合的に行います（概ね 65 歳までの方を対象）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練 日常生活または社会生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などの支援（日常生活訓練、作業活動、体操など）を通じて地域生活への移行を図ります。 視覚障害リハビリ訓練として歩行・点字・日常生活動作など。 ・中途障害者デイサービス 中途障害の方に対して日中活動の場を提供し、余暇活動の提案や社会活動の参加などをお手伝いします。 <p>◆ subaru@fuku-musashino.or.jp</p>

自立訓練（生活訓練）

【内 容】 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】 上記の支援が必要な知的障害または精神障害のある方

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ルンアルン1 (就労移行支援・自立訓練 [生活訓練])	<p>「働く」をマンツーマンで応援します。 担当スタッフがお話をお伺いし、あなたに合ったオーダーメイドの活動を共に考え、一緒に取り組みます。 決められた訓練や利用のスケジュールはありません。 利用の仕方や就労までの道のり、職業生活のサポートについては一緒に考えましょう。</p> <p>◆ r@roongarun.com</p>

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター内 ☎ 55-3612 FAX 55-3818	9:00 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	自立訓練 10名 生活介護 10名	(社福) 武蔵野

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
中町 1-34-5 武蔵野第二パークマンシ ョン 303 ☎ 59-0081 FAX 59-0082	月 8:30 ~ 17:30 火・水・木・金 9:30 ~ 15:30 サービス提供時間 月……………10:00 ~ 17:30 火水木金…10:00 ~ 15:30 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20名	一般社団法人 ルンアルン

就労移行支援

【内 容】 一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】 65歳未満で、雇用が見込まれる方

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
ニューロリワーク 吉祥寺センター (就労移行支援)	<p>私たちは「気づきを得る場所・自立(自律)をする場所」この2点をモットーに支援をしております。皆さんの「就労したい!長く働きたい!」という思いを大切に手厚い支援を心がけています。</p> <p>○支援内容 脳の健康に良い生活習慣を会得するブレインフィットネスプログラムを導入。知的刺激・運動・睡眠・食事・ストレスケア(マインドフルネス等)これらを習慣化することで就労に不可欠な生活基盤を整えます。そして私たちの支援の特徴である、個別化したプログラム構成に加え、実務に即した作業を数多く取り入れております。また、自己理解のための定期アセスメント実施。これらで継続した就労を可能としています。</p> <p>◆ kichijoji-info@neurorework.jp HP https://neurorework.jp</p>
manaby 吉祥寺事業所 (就労移行支援)	<p>ITスキルとらしさを学び自分らしい働き方を見つける就労移行支援事業所です</p> <p>●在宅訓練・テレワークという選択肢を広げるeラーニング manabyで独自開発したeラーニングによって、自宅で学ぶ、自宅で働くという選択肢が広がります。デザイン・Web制作スキル、プログラミングスキル、事務系スキルなど豊富なコンテンツから必要なものを選び、パソコンスキルやセルフケアスキルを自分のペースで身に付けていきます。</p> <p>●自由で豊富なレクリエーション 生活リズムを整えるセルフケア勉強会、コミュニケーションスキル向上のためのゲームや茶話会、ビジネスマナーや最新動向を学ぶ講座など定期的開催。参加は自由です。</p> <p>●自分らしさを追求するダイアログ manabyでは、ダイアログ(対話)を大切にしています。支援員との面談やレクリエーションを通して「自分らしさ」や「自分らしい働き方」について考えを深めていきます。</p> <p>◆ kichijoji@manaby.co.jp HP https://manaby.co.jp/shurou/</p>

所在地 電話 /FAX	開館時間 Ⓢ休館日	定員	運 営
御殿山 1-6-11 K2 ビル 3 F ☎ 26-9503 FAX 26-9505	9:00 ~ 18:00 9:30 ~ 15:30 (訓練時間。 就労に向けケースに応じ、 ~ 16:00 まで行う) Ⓢ日・年未年始	20 名	インクルード株式会社
吉祥寺本町 3-21-12 光ビル 1F ☎ 38-7725 FAX 38-7735	開館時間 9:00 ~ 18:00 サービス提供時間 月・火・木・金 ……10:00 ~ 16:00 水…10:00 ~ 14:00 Ⓢ土・日	20 名	AHC グループ株式会社

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
Cocorport 三鷹駅前 Office (就労移行支援)	<p>障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業です。 ココルポートでは一人ひとりの「働きたい」に合わせ、安定した就労に向けた支援を行います。 個別訓練や500種類以上のプログラムへの参加を通じて、ご自身の強みや、働く上での課題を見つけていきます。</p> <p>◆ mitaka-staff@cocorport.co.jp</p>
就労支援センター KITARU (就労移行支援・就労定着支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援、就労体験、プログラムへの参加を通じて、一人ひとりの希望に沿った就労をサポートします。 ・相談支援は精神保健福祉士やピアスタッフが対応し、日常の暮らしの相談から、就労や就労定着についての相談など、幅広くお受けします。 ・プログラムは「職業スキル」「就職活動」「生活リズムを整える」などのテーマで構成し、具体的な内容は、利用される方の意見をうかがいながら組み立てています。 ・就労体験は、誰でも参加できるものから障害者雇用をイメージするものまで、様々な形態を取り入れています。 <p>◆ npo@kitaru.or.jp HP https://kitaru.or.jp/</p>
ジョブアシストいんくる (就労移行支援・就労定着支援)	<p>「自分らしくはたらきたい」を応援します。いんくるでは、利用するお一人おひとりの「自分らしくはたらきたい」を、「パーソナルアシスト」「就労トレーニング」「就活プログラム」の3本の柱を軸にオーダーメイドで支援をしています。</p> <p>DM 封入封緘作業やカフェ・図書館の実習、外部講師による企業就労向けの準備プログラム等を多数用意しています。本人の職業能力を高め、就労継続の力をつけることを目指します。</p> <p>◆ incl@fuku-musashino.or.jp</p>
ルンアルン1 (就労移行支援・自立訓練【生活訓練】・就労定着支援)	<p>「働く」をマンツーマンで応援します。 担当スタッフがお話をお伺いし、あなたに合ったオーダーメイドの活動を共に考え、一緒に取り組みます。 決められた訓練や利用のスケジュールはありません。 利用の仕方や就労までの道のり、職業生活のサポートについては一緒に考えましょう。</p> <p>◆ r@roongarun.com</p>

所在地 電話 /FAX	開館時間 Ⓢ休館日	定員	運 営
中町 1-13-3 ホームスト武蔵野ビル 6 階 ☎ 38-9700 FAX 38-9701	9:00 ~ 18:00 Ⓢ日・年末年始	20 名	株式会社ココルポート
中町 1-19-2 矢島ビル 201 号室 ☎ 36-3577 FAX 38-4776	月～金 9:00 ~ 17:00 サービス提供時間 9:30 ~ 16:45 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20 名	特定非営利活動法人 KITARU
中町 1-28-10 ☎ 50-1701 FAX 50-1702	8:30 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20 名	(社福) 武蔵野
中町 1-34-5 武蔵野第二パークマンシ ョン 303 ☎ 59-0081 FAX 59-0082	月 8:30 ~ 17:30 火・水・木・金 9:30 ~ 15:30 サービス提供時間 月……………10:00 ~ 17:30 火水木金…10:00 ~ 15:30 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20 名	一般社団法人 ルンアルン

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
ミラトレ三鷹 (就労移行支援・就労定着支援)	<p>「はたらく未来をあきらめない」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【講座】や【疑似就労】を通して、就労をサポートします。 ・特例子会社として、障がい者雇用の知識やノウハウを生かしたトレーニングをおこないます。 ・障がい者向け転職サービス『doda チャレンジ』との連携で適性や時期に合わせて求人紹介をします。 ・卒業セレモニー・プレゼン大会・OB との交流会などのイベントもあります。 <p>ぜひお気軽にお問合せ・見学にいらしてください。</p> <p>◆ 812416@persol.co.jp</p>
ゆうあい製作所 (就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援)	<p>(就労移行支援)</p> <p>職場実習の提供、一般教養、パソコン操作、ビジネスマナー等就労や就労後に役立つスキル習得の支援をします。</p> <p>◆ yu-ai.center@tea.ocn.ne.jp</p>
カラース武蔵境オフィス (就労移行支援・就労定着支援)	<p>【就労移行支援】</p> <p>オリジナルのテキストによる、生活訓練、職業基礎訓練、職業実務訓練、就職活動の支援と4段階のステップに分けたカリキュラムを準備しています。PCスキル、コミュニケーション、ビジネスマナーなど一般就労に向け様々なスキルの向上をサポートしております。就労定着率も高く、令和5年度では定着率100%です。</p> <p>【就労定着支援】</p> <p>30年間、総合人材サービスをおこなってきたノウハウと、就労移行支援で培った経験を活かして、各企業様に合わせた課題解決や一人一人の特性に合わせた支援をしております。配慮事項が実施されているかどうか、直接伝えにくいことも我々が間に入ることで円滑な職場環境を構築に貢献いたします。</p> <p>◆ colors-musashisakai@cr2.co.jp (旧メールアドレス musashisakai@dd-career.com)</p>

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓢ休館日	定員	運 営
中町 1-6-7 朝日生命三鷹ビル 6 階 ☎ 38-5820 FAX 38-5821	営業時間 8:45 ~ 17:45 サービス提供時間 10:00 ~ 16:00 Ⓢ土・日・祝日 ※月に 1 ~ 2 回程度、土曜 日に開所する月もあり	20 名	パーソルダイバーズ株式 会社
就労移行支援・就労定着 支援 西久保 2-28-3 KONAGAI ハウス 108 ☎ 38-9781 就労継続支援 B 型・生活 介護 緑町 1-5-16 ☎ 60-5353 FAX 60-5355	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末 年始 (年間 10 日程度の土曜日開 所あり)	55 名	NPO 法人ゆうあいセン ター
境 2-2-19 武蔵境イニシャルハウス 3F ☎ 59-0851 FAX 51-5433	月～金 9:00 ~ 18:00 ※イベント等の開催により 土曜日・祝日の開所有り Ⓢ日	20 名	株式会社パレット

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
アビリティーズジャスコ武蔵境センター (就労移行支援・就労定着支援)	<p>「障がい者が働く姿をあたりまえの社会にするために」イオングループの就労移行支援／定着支援事業所障がいのある方の就労移行をサポートします。</p> <p>【就労移行支援】</p> <p>◆ 就労に向けた訓練 【事務訓練・パソコン訓練・販売接客訓練・ビジネスマナー・面接訓練・SST など】</p> <p>◆ 施設外実習や就職活動支援</p> <p>【就労定着支援】 就労がゴールではなく、あなたらしい継続就労を支援していきます。</p> <p>東京都武蔵野市／ JR 中央線「武蔵境」駅徒歩3分！ 駅周辺には飲食店やショッピングセンター、センターの隣には図書館や公園があります。</p> <p>◆ musashisakai@ajscrum.co.jp HP https://www.ajscrum.co.jp/</p>
チャレンジャー (就労移行支援・就労継続支援B型)	<p>働く意欲、能力、体力が高い方を対象とし、生産性と効率を高めた環境の中で、働く力を高めていくことを目指します。また、一般就労が可能な人には移行支援を進めます。</p> <p>◆ challenger@musashino-senkawa.com</p>

就労継続支援A型(雇用型)

【内容】 一般企業への就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約を結んで働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】 65歳未満で、当該事業所で、雇用契約による就労が可能と見込まれる方

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ワークセンターけやき (就労継続支援A型・B型)	<p>・働く意欲を持ちながら、企業就労が困難な方たちに仕事をする環境と機会を提供します。</p> <p>・印刷、封入封かん等軽作業、製パン、喫茶店、飲食店での作業を通し、働く力を高める支援をしています。</p> <p>◆ keyaki@fuku-musashino.or.jp</p>
印刷企画制作室 (ワークセンターけやき)	<p>・各種印刷物やサインディスプレイなどの製作をしているオフィスです。</p> <p>・作業内容は、DTP（パソコンを使用した編集作業など）、印刷機や製本機を使用した製造作業などです。</p>
さくらごはん (ワークセンターけやき)	<p>・武蔵野市役所8Fにある、旬の素材を使った和食中心のレストランです。</p> <p>・作業内容は、ホールでの接客作業、厨房での洗い物や調理などです。</p>

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 / FAX	Ⓢ休館日		
境南町 2-3-16 武蔵境第一高木ビル 4F ☎ 30-5682 FAX 30-5683	月～土（祝祭日を含む） 営業時間 9:00～18:00 サービス提供時間 10:00～16:00 Ⓢ日・年末年始	20名	イオン(株)特例子会社 アビリティーズジャスコ 株式会社
境南町 4-20-5 ☎ 30-3010 FAX 30-3011	8:30～17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末 年始	36名	(社福) 武蔵野千川福祉会

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 / FAX	Ⓢ休館日		
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター 1F ☎ 54-5096 (代表) FAX 54-5097 (代表)	8:30～17:00（作業によっ てサービス提供時間は異な りますので、詳細について はお問い合わせください。） Ⓢ土・日・祝日・年末年始	40名	(社福) 武蔵野
西久保 2-27-6-1F	営業時間 8:30～17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始		(社福) 武蔵野
緑町 2-2-28 武蔵野市役所 8F	営業時間 11:00～14:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始		(社福) 武蔵野

就労継続支援B型(非雇用型)

【内 容】 一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【対象者】 生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
ワークセンターけやき (就労継続支援A型・B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・働く意欲を持ちながら、企業就労が困難な方たちに仕事をする環境と機会を提供します。 ・印刷、封入封かん等軽作業、製パン、喫茶店、飲食店での作業を通し、働く力を高める支援をしています。 ◆ keyaki@fuku-musashino.or.jp
パールブーケ (ワークセンターけやき)	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野障害者総合センター1Fで、焼きたてのパンやクッキー、挽きたてのコーヒーなどの販売をしています。 ・作業内容は、ホールでの接客作業と製パン作業です。
ワークステージりぷる (就労継続支援B型)	仲間とともに働くことで得られる成長や元気を大切に活動しています。 仕事を通じて人と人との関わる時に必要なマナーを学び、社会生活・社会参加の様々な場面で役立つスキル習得を目指し支援しています。 ◆ ripple@fuku-musashino.or.jp
武蔵野福祉作業所 (就労継続支援B型・生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月に、東京都から移譲された福祉施設です。菓子の箱形成や詰め作業、封入作業等の福祉的就労を中心に活動しています。 ◆ fukusaku@fuku-musashino.or.jp
やさい食堂 七福(ななふく) (武蔵野福祉作業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を持った方が調理や洗浄、清掃などに従事しています。食を通じてたくさんの幸せが広がることを願って運営しています。 ◆ fukusaku-nanafuku@fuku-musashino.or.jp
ワークショップMEW (就労継続支援B型・就労定着支援)	さまざまな生産活動に従事したり、レクリエーション等を行います。作業種目は自主製品(製菓・製パン)作り、リサイクルショップの運営、公園・施設内の清掃下請け作業(ポスティング、封入封かん作業)などです。希望に応じて、一般就労への支援を行います。就労後の定着支援も行えます。 ◆ mewshop2@nifty.com

所在地 電話 /FAX	開館時間 Ⓜ休館日	定員	運 営
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター 1F ☎ 54-5096 (代表) FAX 54-5097 (代表)	8:30 ~ 17:00 (作業によつてサービス提供時間は異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。) Ⓜ土・日・祝日・年末年始	40名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター 1F ☎ 54-5096 (代表) FAX 54-5097 (代表)	営業時間 10:00 ~ 16:00 (製パン作業は 8:00 から) Ⓜ土・日・祝日・年末年始		(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-12-11 北町ほっと館 1F ☎ 60-2663 FAX 60-3023	8:30 ~ 17:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始	20名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-12-20 ☎ 53-1782 FAX 53-9337	8:30 ~ 17:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始	80名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-12-20 ☎ 52-7828 FAX 53-9337	11:00 ~ 16:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始		(社福) 武蔵野
中町 3-4-9 ディアハイム武蔵野 1階 ☎ 36-2089 FAX 36-3700	9:00 ~ 17:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始 リサイクルショップ営業時間 9:45 ~ 15:45 Ⓜ土・日・祝日・年末年始 第2火曜日	20名	NPO法人ミュー(MEW)

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
らんたん (就労継続支援B型)	主に一般就労がまだ難しい方を対象に、パンの製造販売や封入作業等の生産活動を中心に行っています。作業参加や人との交流を通じて社会生活に必要なスキルや知識等の獲得を目標としています。ご本人の希望や得手不得手、体調により、個々人に合った作業内容・作業時間等を相談し、どのように利用したいかを選択することができます。 ◆ Lantern.Assoc@gmail.com
ゆうあい製作所 (就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援)	(就労継続支援B型) 「働く場」「生活の場」としての充実をはかり、個々の状態に応じて作業内容を工夫し、快適で充実した時を過ごせる場となるよう努めています。 ◆ yu-ai.center@tea.ocn.ne.jp
カフェ・ル・ブレ (ワークセンターけやき)	・ 武蔵野市役所 8F にある、焼きたてパンとスープのお店です。 ・ 作業内容は、カウンター内での調理や接客などです。
八幡作業所 (就労継続支援B型)	一般就労が困難な方を対象とし、生産性と効果を高めた環境の中で、働く力を高めていくことをめざします。 ◆ yahata@musashino-senkawa.com
ワークイン関前 (就労継続支援B型)	一般就労が困難な方を対象とし、生産性と効率を高めた環境の中で、働く力を高めていくことを目指します。 ◆ sekimae@musashino-senkawa.com
ION 第2事業所 (就労継続支援B型)	仕事をする上での基本動作を学ぶのはもちろん、室内での作業トレーニングや受注作業を通して実践的な力を養います。個々の課題点を重点的にトレーニングし、ブラッシュアップすることで自信に繋げていきます。また、ニーズに応じて一般就労への移行を視野に入れた支援を行います。 ◆ mail-fs@ion-aion.org
カバーヌ (就労継続支援B型)	ネット古書店を運営しながら古書に関わる作業（PC作業や手作業、力仕事など）を広く提供しています。またアニメのセル画作成や小売店の伝票整理なども請け負っています。 希望者には一般就労に向けての支援も行っています。 ◆ info-cabane@cabane-cot.tokyo

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓜ休館日	定員	運 営
武蔵野市西久保 2-30-2 103・105・106 号室 ☎ 90-2196 FAX 25-5015	9:00 ~ 17:00 Ⓜ日・月	20 名	一般社団法人 薬団 (らんたん)
就労移行支援・就労定着 支援 西久保 2-28-3 KONAGAI ハウス 108 ☎ 38-9781 就労継続支援 B 型・生活 介護 緑町 1-5-16 ☎ 60-5353 FAX 60-5355	8:30 ~ 17:30 Ⓜ土・日・祝日・お盆・年末 年始 (年間 10 日程度の土曜日開 所あり)	55 名	NPO 法人 ゆうあいセン ター
緑町 2-2-28 武蔵野市役所 8 F	営業時間 11:00 ~ 15:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始		(社福) 武蔵野
八幡町 4-5-5 ☎ 27-8390 FAX 27-8391	8:30 ~ 17:30 Ⓜ土・日・祝日・お盆・年末 年始	20 名	(社福) 武蔵野千川福祉会
関前 3-41-16 ☎ 37-6266 FAX 同 上	8:30 ~ 17:30 Ⓜ土・日・祝日・お盆・年末 年始	20 名	(社福) 武蔵野千川福祉会
桜堤 3-31-18 ☎ 38-8821 FAX 38-8822	営業時間 8:30 ~ 17:30 サービス提供時間 9:00 ~ 16:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始	20 名	一般社団法人 ION
境 1-17-6 興栄マンシヨ ンむさしの 106 号 ☎ 55-1533 FAX 同上	9:00 ~ 18:00 サービス提供時間 10:00 ~ 16:00 Ⓜ日・祝日・年末年始 https://cabane-cot.tokyo	20 名	(株) 浩仁堂

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
武蔵境ワーキングセンター (就労継続支援B型)	働く意欲、能力、体力が高い方を対象とし、生産性と効率を高めた環境の中で、働く力を高めていくことを目指します。また、一般就労が可能な人には移行支援を進めます。 ◆ musashisakai@musashino-senkawa.com
チャレンジャー (就労移行支援・就労継続支援B型)	働く意欲、能力、体力が高い方を対象とし、生産性と効率を高めた環境の中で、働く力を高めていくことを目指します。また、一般就労が可能な人には移行支援を進めます。 ◆ challenger@musashino-senkawa.com

就労定着支援

【内容】 企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【対象者】 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された方で、就労している期間が6か月を経過した方。

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ワークショップMEW (就労継続支援B型・就労定着支援)	基本、ワークショップMEW（就労継続支援B型）の利用を経て、就職された方の就労が継続できるようサポートします。ご本人と相談のうえ、定期面談や電話相談、職場訪問等を行います。 ◆ mewshop2@nifty.com
ジョブアシストいんくる (就労移行支援・就労定着支援)	就職はゴールではなく、就業生活のスタートです。いんくるから企業へ就職した方へ企業就労を長く継続していけるよう定期的な企業訪問や個別面談を行っています。就職者の会なども行い、親睦を深めています。 ◆ incl@fuku-musashino.or.jp
ゆうあい製作所 (就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・就労定着支援)	(就労定着支援) ゆうあい製作所を利用した後就職した人に対して、就労が継続できるように、職場訪問や相談などの支援をします。 ◆ yu-ai.center@tea.ocn.ne.jp

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
境南町 3-10-1 ☎ 33-1708 FAX 同 上	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末年始	20名	(社福) 武蔵野千川福祉会
境南町 4-20-5 ☎ 30-3010 FAX 30-3011	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末年始	36名	(社福) 武蔵野千川福祉会

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
中町 3-4-9 ディアハイム武蔵野 1 階 ☎ 36-2089 FAX 36-3700	9:00 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20名	NPO法人ミュー(MEW)
中町 1-28-10 ☎ 50-1701 FAX 50-1702	8:30 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	20名	(社福) 武蔵野
就労移行支援・就労定着支援 西久保 2-28-3 KONAGAI ハウス 108 ☎ 38-9781	8:30 ~ 17:30 Ⓢ土・日・祝日・お盆・年末年始	55名	NPO法人ゆうあいセンター
就労継続支援B型・生活介護 緑町 1-5-16 ☎ 60-5353 FAX 60-5355	(年間 10 日程度の土曜日開所あり)		

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
アビリティーズジャスコ武蔵境センター (就労移行支援・就労定着支援)	<p>「障がい者が働く姿をあたりまえの社会にするために」イオングループの就労移行支援／定着支援事業所障がいのある方の就労移行をサポートします。</p> <p>【就労移行支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労に向けた訓練 【事務訓練・パソコン訓練・販売接客訓練・ビジネスマナー・面接訓練・SST など】 ○ 施設外実習や就職活動支援 <p>【就労定着支援】 就労がゴールではなく、あなたらしい継続就労を支援していきます。</p> <p>◆ musashisakai@ajscrum.co.jp HP https://www.ajscrum.co.jp/</p>
ルンアルン1 (就労移行支援・自立訓練【生活訓練】・就労定着支援)	<p>「働く」をマンツーマンで応援します。担当スタッフがお話をお伺いし、あなたに合ったオーダーメイドの活動を共に考え、一緒に取り組みます。決められた訓練や利用のスケジュールはありません。利用の仕方や就労までの道のり、職業生活のサポートについては一緒に考えましょう。</p> <p>◆ r@roongarun.com</p>
就労支援センター KITARU (就労移行支援・就労定着支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援、就労体験、プログラムへの参加を通じて、一人ひとりの希望に沿った就労をサポートします。 ・相談支援は精神保健福祉士やピアスタッフが対応し、日常の暮らしの相談から、就労や就労定着についての相談など、幅広くお受けします。 ・プログラムは「職業スキル」「就職活動」「生活リズムを整える」などのテーマで構成し、具体的な内容は、利用される方の意見をうかがいながら組み立てています。 ・就労体験は、誰でも参加できるものから障害者雇用をイメージするものまで、様々な形態を取り入れています。 <p>◆ npo@kitaru.or.jp HP https://kitaru.or.jp/</p>
ミラトレ三鷹 (就労移行支援・就労定着支援)	<p>「はたらく未来をあきらめない」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【講座】や【疑似就労】を通して、就労をサポートします。 ・特例子会社として、障がい者雇用の知識やノウハウを生かしたトレーニングをおこないます。 ・障がい者向け転職サービス『doda チャレンジ』との連携で適性や時期に合わせて求人紹介をします。 ・卒業セレモニー・プレゼン大会・OB との交流会などのイベントもあります。 <p>ぜひお気軽にお問合せ・見学にいらしてください。</p> <p>◆ 812416@persol.co.jp</p>

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓜ休館日	定員	運 営
境南町 2-3-16 武蔵境第一高木ビル 4F ☎ 30-5682 FAX 30-5683 東京都武蔵野市 / JR 中央線「武蔵境」駅徒歩 3 分！ 駅周辺には飲食店やショッピングセンター、センターの隣には図書館や公園があります。	月～土（祝祭日を含む） 営業時間 9:00～18:00 サービス提供時間 10:00～16:00 Ⓜ日・年末年始	20 名	イオン(株)特例子会社 アビリティーズジャスコ株式会社
中町 1-34-5 武蔵野第二パークマンション 303 ☎ 59-0081 FAX 59-0082	月…………… 8:30～17:30 火・水・木・金… 9:30～15:30 サービス提供時間 月…………… 10:00～17:30 火・水・木・金… 10:00～15:30 Ⓜ土・日・祝日・年末年始	20 名	一般社団法人ルンアルン
中町 1-19-2 矢島ビル 201 号室 ☎ 36-3577 FAX 38-4776	月～金 9:00～17:00 サービス提供時間 9:30～16:45 Ⓜ土・日・祝日・年末年始	20 名	特定非営利活動法人 KITARU
中町 1-6-7 朝日生命三鷹ビル 6 階 ☎ 38-5820 FAX 38-5821	営業時間 8:45～17:45 サービス提供時間 10:00～16:00 Ⓜ土・日・祝日 ※月に 1～2 回程度、土曜日に開所する月もあり	20 名	パーソルダイバース株式会社

自立生活援助

【内容】 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

【対象者】 障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた方など。

名称 (種類)	事業内容
ミューのいえ (自立生活援助)	◆メールアドレス ミューのいえを卒業された方で、武蔵野市内でひとり暮らしを始めた方に対して、週1回程度の定期的な訪問や面談を行います。また、利用者の希望に応じて随時、手続きや通院などの同行、電話による相談支援を行います。概ね1年間のサービスになります。 ◆ mew.nishikubo@gmail.com

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
武蔵野市西久保 ☎ 38-8155 FAX 38-8156	月～水、金～日 9:00～17:00 木 11:00～19:00	4名	NPO 法人ミュー

児童発達支援

【内容】 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。

【対象者】 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた児童

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
GIFTED キッズ (児童発達支援)	<p>発達や行動が気になる未就学のお子さまへ、そのお子さまだけのカスタムプログラムで才能や特性に合わせた療育を提供いたします。</p> <p>個別、グループ、リトミック、英語など様々なアクティビティを通じてお子さまの「楽しい」「できた」「できる！」の体験を積み重ねながら自信と個性を引き出し、将来の自立を見据えた取り組みをご家族に寄り添いながら進めてまいります。</p> <p>HP https://www.gifted-kidz.com ◆ contact@gifted-kidz.com</p>
発達支援つむぎ 吉祥寺ルーム (児童発達支援)	<p>子どもたちに「ホンモノの直接体験」を提供することを大切にしています。</p> <p>主体性を育むためにも一人ひとりの「やりたい」気持ちを行動にできる環境づくりと、個別にじっくり活動に取り組むことや、子ども同士で一緒に取り組むことなど様々な支援プログラムをご提供しています。</p> <p>畑での野菜作り、青空保育や地域活動のお手伝いを通じた生活地域の方々との触れ合いなどを積極的に行っています。</p> <p>HP https://www.doronko.jp/facilities/tsumugi-kichijoji/</p>
発達支援教室スマイル吉祥寺校 (児童発達支援)	<p>2歳～6歳対象の療育施設です。</p> <p>お子さまの持っているものをありのまま受け入れ、発達段階に合わせて粗大運動で身体づくりをし、微細運動/ビジョントレーニング/言葉/数/記銘/コミュニケーション等を運動や遊びを通して支援し、『自立をサポートする療育』を目指します。</p> <p>*お子さまに合わせた課題活動もご提供いたします。</p> <p>◆ info@smile-school.tokyo</p>
リエプラッツ吉祥寺 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>療育専門の保育士、児童指導員、療法士がそれぞれの専門性を活かして支援プログラムを設定しサービスを提供しています。また、お子さんの成長発達をご家族と地域の中で考え、一緒に子育てをする療育機関です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児集団療育 ・ 小学生 SST グループ ・ 個別療育 (幼児～) <p>◆ pl-kichijoji@linie-r.jp</p>
リエプラッツ武蔵野 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>療育専門の保育士、児童指導員が療法士と協力してお子さんの発達をご家族と地域の中で考え、一緒に子育てする療育機関です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未就園児親子グループ ・ 就学前集団活動 ・ 小学生 SST ・ 肢体不自由児 送迎付き放課後等デイサービス <p>◆ pl-musashino@linie-r.jp</p>

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓢ休館日	定員	運 営
吉祥寺南町 2-4-5 ☎ 69-3218 FAX 26-8549	火～金 10:30～18:00 土 9:00～16:30 Ⓢ日・月・祝祭日・年末年始	10名	株式会社 GIFTED
吉祥寺南町 2-5-4 仁愛ビル 2階 ☎ 40-2260 FAX 40-2270	9:00～18:00 Ⓢ日・祝日・年末年始	10名	(社福) どんご会
吉祥寺本町 4-25-7 尾張屋ビル 2F ☎ 27-1945 FAX 同上	火曜日～土曜日 開館時間 9:30～18:30 サービス提供時間 9:55～18:10 Ⓢ日・月・祝日・年末年始	10名 /1日	株式会社 発達支援教育研究会
吉祥寺北町 3-5-8 イトーピア吉祥寺 1F-110 ☎ 50-0323 FAX 50-0324	9:30～17:30 Ⓢ日・年末年始	10名	株式会社 リニエ R
中町 1-19-8 シティハイツ武蔵野 1階 ☎ 38-5073 FAX 38-5074	9:30～17:30 Ⓢ日・年末年始	10名	株式会社 リニエ R

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
スタジオそら武蔵野 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>お子様の課題や環境に合わせた個別支援計画のもと粗大、微細運動、学習、SSTなどを組み合わせた発達支援療育を行います。1対1を基本とし、お子様が楽しみながら課題にチャレンジ出来ることを大切にしていきます。</p> <p>○ アースキッズ株式会社 HP HP https://earth-kids.com ○ スタジオそら HP HP https://studiosora.jp</p>
KIZUNA 武蔵野 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>“運動×療育で子ども達の眠っている可能性を広げてあげたい”を理念に、粗大運動を中心に療育を行っています。運動面での成長と情緒面社会性を促す支援から、お子様たちが自信を持ち、明るい将来へ繋がるようにお手伝いさせていただきます。</p> <p>◆ kizuna02@ltc.or.jp</p>
武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・通園部 ウィズ (児童発達支援)	<p>・心身の発達が気になる子どもの、児童福祉法に基づく通園事業です。児童福祉法に基づく費用負担があります。</p> <p>◆ with@fuku-musashino.or.jp</p>
千川おひさま幼児教室 (児童発達支援)	<p>・発達のゆっくりな未就学児を対象にした療育事業</p> <p>◆ ohisama-sakurakko@musashino-senkawa.com</p>
こども発達支援室ハンモック (児童発達支援)	<p>重症心身障害児、医療的ケアが必要な0歳から未就学のお子さまを対象とした児童発達支援</p> <p>◆ hammock@regnc.co.jp HP https://regnc.co.jp</p>
ウィズ・ユ-吉祥寺 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>教室内の生活の中で関係性の土台をつくり、外出やイベントなどを通して信頼関係を築きます。また、サードプレイスとしての役割を果たすために「安心・安全・衛生」を最優先に取り組みます。さらに専門的な支援を楽しく取り組み、経過・結果を共有します。</p> <p>◆ withyoukichijoji@gmail.com</p>

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓜ休館日	定員	運 営
中町 1-23-12 クレール武蔵野 1F ☎ 50-0389 FAX 042-633-0641	平日：10:00～18:00 土・日・祝祭日 9:00～17:30 Ⓜ年未年始	10名程度	アース・キッズ株式会社
西久保 2-12-7 メゾン樺 1F ☎ 27-7220 FAX 27-7221	月～金：13:00～19:00 土：9:30～16:30 (12:00～13:00は除く) 日：9:00～15:45 (12:00～12:45は除く) Ⓜ年未年始	10名 /1日	一般社団法人ライフタイムコンディション
緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第3アパート 8号棟1階 みどりのこども館内 ☎ 54-5162 FAX 54-5238	9:30～15:30 Ⓜ土・日・祝日・年未年始	20名	(社福) 武蔵野
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター 3F ☎ 51-4008 FAX 同上	13:00～18:00 Ⓜ土・日・祝日	10名 /1日	(社福) 武蔵野千川福祉会
境 1-17-6-106B ☎ 27-8848 FAX 27-8849	9:00～15:00 Ⓜ土・日・祝日・年未年始	15名 /1日	株式会社 アール・エヌ・シー
吉祥寺北町 4-13-5 吉祥寺北町ハイム103号室 ☎ 53-0820 FAX 53-0820	サービス提供時間 月火木金 13:30～16:00 水 11:00～16:00 土・祝日 10:00～16:00 幼稚園休業日 10:00～16:00 Ⓜ日・年未年始	各10名	株式会社くらや

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
アートキッズ療育武蔵境 (児童発達支援)	<p>子ども一人ひとりにあつた個別療育で「好き」を伸ばして得意に変える支援を行います。</p> <p>アートキッズの個別療育では必ずアート（制作活動）を実施しております。アートを通して子どもの表現の力を促し、好きなこと・楽しいことから「できた!」という成功体験を大切にします。</p> <p>親子通所なので、保護者の方の相談の場としてもご利用いただけます。子どもの発達や関わり方など、気になることがあればご相談ください。</p> <p>HP https://artkids-lp.logz.co.jp/ ◆ info@gift-kids.co.jp</p>

放課後等デイサービス

【内容】 学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【対象者】 学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
児童発達支援・放課後等デイサービス ささえ (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>ささえの目指すもの 集団活動を通じて社会性を身につけます ～社会に出る力を付けるお手伝いをします～ 社会性とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のルールを知り守る力 (約束を守る・言葉遣い・姿勢など) ・コミュニケーションを取る力 (話を聞く・相手に伝えるなど) <p>この2点をささえでは考えています。 集団活動や自由遊びの時間を通して、出来ることを増やしていきます。 ささえで楽しく過ごす中で、様々な経験を積み自信につなげていきたいと考えています。</p> <p>◆ jsasae.m2@k-sasae.jp</p>
リエプラッツ吉祥寺 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	<p>療育専門の保育士、児童指導員、療法士がそれぞれの専門性を活かして支援プログラムを設定し、サービスを提供しています。また、お子さんの成長発達をご家族と地域の中で考え、一緒に子育てをする療育機関です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児集団療育 ・小学生 SST グループ ・個別療育（幼児～） <p>◆ pl-kichijoji@linie-r.jp</p>

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
武蔵野市境 1-4-5 早川ビル 1 階 ☎ 38-5845 FAX 38-5846	開館時間 9:30 ~ 18:30 サービス提供時間 10:00 ~ 18:00 Ⓢ日・月・年末年始	10 名	株式会社ギフト

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
吉祥寺本町 1-35-14 ユニクス七井ビル F-1 号 室 ☎ 27-1736 FAX 27-1836	詳細はホームページをご覧ください。 月 ~ 金 : 15 : 00 ~ 18 : 00 土曜・休校日 : 10 : 30 ~ 16 : 00 Ⓢ日・祝日・年末年始	10 名	株式会社 ささえ
吉祥寺北町 3-5-8 イトピア吉祥寺 1F-110 ☎ 50-0323 FAX 50-0324	9 : 30 ~ 17 : 30 Ⓢ日・年末年始	10 名	株式会社 リニエ R

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
リニエプラッツ武蔵野 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	療育専門の保育士、児童指導員が療法士と協力してお子さんの発達をご家族と地域の中で考え、一緒に子育てする療育機関です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未就園児親子グループ ・ 就学前集団活動 ・ 小学生 SST ・ 肢体不自由児 送迎付き放課後等デイサービス ◆ pl-musashino@linie-r.jp
スタジオそら武蔵野 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	お子様の課題や環境に合わせた個別支援計画のもと粗大、微細運動、学習、SSTなどを組み合わせた発達支援療育を行います。1対1を基本とし、お子様が楽しみながら課題にチャレンジ出来ることを大切にしていきます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アースキッズ株式会社 HP HP https://earth-kids.com ○ スタジオそら HP HP https://studiosora.jp
KIZUNA 武蔵野 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	“運動×療育で子ども達の眠っている可能性を広げてあげたい”を理念に、粗大運動を中心に療育を行っています。運動面での成長と情緒面社会性を促す支援から、お子様たちが自信を持ち、明るい将来へ繋がるようにお手伝いさせていただきます。 ◆ info@ltc.or.jp
ウイングむさしの (放課後等デイサービス)	ウイングでは、個々の発達に合わせ綿密に計画した豊富なプログラムに、楽しみながら成長を促す活動をぎゅっと凝縮し盛り込んでいます。毎日続ける活動の中でその時々に必要な行動が自然と習慣化・定着化されてゆくので、積み重ねるごとに、周りも驚くほどの成長が実感できます。 ◆ wing_musasino@soranotsubasa.com
ティーンズ吉祥寺 (放課後等デイサービス)	週末お仕事体験と平日セッションの中で、「学習面」「生活面」「将来の就職自立」の3つのニーズにお応え。将来の就職自立に向けて、前向きに自己理解を深め、自分にあう進路を選択できるよう伴走します。 ◆ teens-jj@teensmoon.com

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓜ休館日	定員	運 営
中町 1-19-8 シティハイツ武蔵野 1 階 ☎ 38-5073 FAX 38-5074	9:30 ~ 17:30 Ⓜ日・年末年始	10 名	株式会社 リニエ R
中町 1-23-12 クレール武蔵野 1 F ☎ 50-0389 FAX 042-633-0641	平日：10:00 ~ 18:00 土・日・祝祭日 9:30 ~ 17:00 Ⓜ年末年始	10 名程度	アース・キッズ株式会社
西久保 2-12-7 メゾン樺 1F ☎ 27-7220 FAX 27-7221	月～金：13:00 ~ 19:00 土：9:30 ~ 16:30 (12:00 ~ 13:00 は除く) 第 1・3 日曜：9:00 ~ 15:45 (12:00 ~ 12:45 は除く) Ⓜ第 2・4・5 日曜・年末年始	10 名 /1 日	一般社団法人ライフタイムコンディション
境南町 2-13-5 グレーハイツ泉妻 1 F ☎ 30-8431 FAX 30-8441	開所日：月～土・祝日 平日：13:00 ~ 17:00 (短縮授業時 11:00 頃～17:00) 土・祝日・春夏冬休み：10:30 ~ 16:30 Ⓜ日・年末年始	10 名 /1 日	NPO 法人空の翼
吉祥寺本町 2-25-12 Santa Fe 1-C ☎ 050-2018-2842	平日 15:20 ~ 18:30 土・日 10:00 ~ 17:00 (12:30 ~ 13:30 を除く) 長期学校休業日 12:00 ~ 18:00 Ⓜ不定休	10 名	株式会社 Kaien

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ウイング西久保 (放課後等デイサービス)	ウイングでは、個々の発達に合わせ綿密に計画した豊富なプログラムに、楽しみながら成長を促す活動をぎゅっと凝縮し盛り込んでいます。 毎日続ける活動の中でその時々に必要な行動が自然と習慣化・定着化されてゆくので、積み重ねることに、周りも驚くほどの成長が実感できます。 ◆ wing.nishikubo@soranotsubasa.com
アトリエあいおん (放課後等デイサービス)	元美術教員、美術大学卒などの専門スタッフが絵画、粘土、立体工作など多彩なカリキュラムを提供する放課後等デイサービスです。制作活動を通して、用具や技術の習得を図り、想像力、表現力を育みます。プログラムを2～3週間ごとに更新し、個々の能力を引き出す幅広い支援活動を行っています。 ◆ ion.atelier.aion@gmail.com
あすは Kids (放課後等デイサービス)	障害のある子どもたちが、放課後の時間を安心して楽しくすごせるように、公園等での散策や外遊び、おやつづくり、描画・工作などを行っています。 ◆ asuhak@oozora.or.jp
wacca (放課後等デイサービス)	お子さまが安心して過ごすことのできる居場所を提供し、ひとりひとりに合った療育をします。 感覚あそび、創作、季節のイベント等の活動を通して様々な経験をし、チャレンジ力や自信を培います。 ◆ plus_wacca21@yahoo.co.jp
千川さくらんぼクラブ (放課後等デイサービス)	障害児に日常生活支援の基本動作・集団生活適応するように指導及び訓練を行う。 ◆ sakuranbo@musashino-senkawa.com

所在地 電話 / FAX	開館時間 Ⓜ休館日	定員	運 営
西久保 2-27-23 トライコート B ☎ 38-5995 FAX 38-5996	開所日：月～日 ※ただし、 祝日は除く 平日：13:00～17:00 短縮授業時 11:00頃～17:00 土・日・春夏冬休み： 10:30～16:30 Ⓜ祝日・年末年始	10名 /1日	NPO 法人空の翼
緑町 1-5-13 ☎ 38-7512 FAX 38-7513	月～金 14:30～17:30 長期休暇中（春・夏・冬） 10:00～16:00 Ⓜ土・日・祝日・年末年始	10名	一般社団法人ION
八幡町 3-3-26 ☎ 080-4755-1035 FAX 36-5161	開所日：月曜～土曜 学校開校時 下校時間～18:00 夏休み期間等 13:00～18:00 Ⓜ日・祝日・8月15日前後・ 年末年始	10名 /1日	（社福）おおぞら会
八幡町 3-8-6 ニューハイツ武蔵野 1階 ☎ 38-8919 FAX 38-8919	平日 13:00～17:30 祝日・長期休暇 10:00～17:00 Ⓜ土・日・年末年始	10名	plus it. 株式会社
八幡町 2-5-3 武蔵野中央公園 北ホール 1F ☎ 080-5458-9175	13:00～18:00 Ⓜ土・日・祝日	10名 /1日	（社福）武蔵野千川福祉会

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
武蔵野市放課後等デイサービス パレット (放課後等デイサービス)	6歳から18歳までの障害児のうち、武蔵野市が発行する通所受給者証をお持ちで、保護者が就労している、主として身体障害または医療的配慮を必要とする児童を対象としています。 個々に合わせた余暇活動やグループ遊びを通して、児童が安心してすごせる場を提供しつつ、生活能力の向上や社会性を育てるお手伝いをしていきます。 ◆ palette@fuku-musashino.or.jp
ウィズ・ユー吉祥寺 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	教室内の生活の中で関係性の土台をつくり、外出やイベントなどを通して信頼関係を築きます。また、サードプレイスとしての役割を果たすために「安心・安全・衛生」を最優先に取り組みます。さらに専門的な支援を楽しく取り組み、経過・結果を共有します。 ◆ withyoukichijoji@gmail.com
花咲 kids 吉祥寺ルーム (放課後等デイサービス)	個別指導、少人数 対象：小・中・高校生 コミュニケーション支援 (SST)、基礎学習支援 R4年7月開設、送迎なし ◆ kichijoji@hanasakikids.com
Work shop RNC (放課後等デイサービス)	地域密着型通所介護を母体とした共生型放課後等デイサービスです。医療的ケア児をはじめ重症心身障害児の利用も可能です。通所介護に通っているお年寄りやボランティアの方々が先生となるワークショップに参加することが可能です。現在は、書道教室や手話教室、絵画教室、お料理教室などを開催しています。重症心身障害児の方へは入浴支援も行うことが可能です。 ◆ workshop@regnc.co.jp
PE あいおん (放課後等デイサービス)	体育に特化した放課後等デイサービスです。全身運動・ビジョントレーニングを中心に少人数クラスで細かい指導を行います。 ◆ ion.pe.aion@gmail.com

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
桜堤 1-9-9 ☎ 36-5127 FAX 36-5128	放課後 14:30 ~ 18:00 学校休校日 9:30 ~ 17:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	10名	(社福) 武蔵野
吉祥寺北町 4-13-5 吉祥寺北町ハイム103号室 ☎ 53-0820 FAX 53-0820	サービス提供時間 月～金曜 13:00 ~ 17:30 土・祝日 10:00 ~ 16:00 学校休業日 10:00 ~ 16:00 Ⓢ日・年末年始	各10名	株式会社くらや
吉祥寺本町 2-20-12 MU KICHIJOJI 2 階 ☎ 27-1987 FAX 27-1988	月～金 14:30 ~ 19:30 土 10:30 ~ 19:00 Ⓢ日・祝日・お盆 (8/13 ~ 8/15)、年末年始 (12/29 ~ 1/3)	10名 /1日	株式会社 SHUHARI
西久保 2-6-1 ☎ 38-5839 FAX 38-5831	月～金 9:00 ~ 18:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始 (12/29 ~ 1/3)	10名 /1単位	株式会社アール・エヌ・シー
桜堤 3-31-18 ☎ 38-8250	月～金 15:00 ~ 18:00 Ⓢ土・日・祝日・年末年始	10名	一般社団法人 ION

市内障害者福祉(入所)施設

施設入所支援

【内容】 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【対象者】 1 生活介護を利用している障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方
2 自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
障害者地域生活支援ステーション わくらす武蔵野	<ul style="list-style-type: none">・入所支援 障害特性に応じた4つのユニットにて居室を構成し、家庭的で快適にくつろげる生活を提供し、豊かで充実した生活の確保を目指しています。・短期入所・なごみの家 介護者の事情等によりショートステイが必要となった障害者に対し、入浴・排泄・食事・介助等必要な支援を行います。障害のある方と家族福祉の増進を図ることを目的とします。 <p>◆ wakurasu@fuku-musashino.or.jp</p>

所在地	開館時間	定員	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日		
吉祥寺北町 5-7-5 ☎ 54-7673 FAX 38-5529	9:00～17:00 問い合わせ時間 平日 9:00 ～ 17:00	入所 40名 短期入所 2名	(社福) 武蔵野
短期入所なごみの家 ☎ 37-2644	問い合わせ時間 平日 10:00 ～ 17:00	なごみの家 2名	

地域生活支援(日中一時・移動支援)事業所

日中一時支援事業者

【内容】 身体障害、知的障害、精神障害のある方に対し、市と協定を結んだ障害福祉サービス事業所等において日中活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練や支援を行います。

【対象者】 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【その他】 利用を希望される方は事前申請が必要です。お問い合わせください。
次年度(毎年4月)以降も引き続き利用を希望される場合は、更新手続きが必要です。

令和6年4月現在

No.	サービス種別			法人名・事業所名称		事業所の紹介
1	児童	知的	身体	株式会社 スカイファーム	180-0005 武蔵野市御殿山2-21-14 ☎ 26-5656 FAX 26-5656	障がい児指導のプロ講師による教室(音楽、造型、書道、ヨガ、調理)。最適な教室が選べます。
2		知的	身体 精神	特定非営利活動法人 アトリエ銀木星	180-0006 武蔵野市中町1-19-10 ルピナス武蔵野203号 ☎ 52-5395 FAX 52-5395	アトリエ銀木星はお茶を楽しんだり、機織りをする趣味の教室です。自分で織った布でマフラーやバック等の作品を作って楽しんでいます。
3	児童	知的	身体 精神	メンバーシップ株式会社 メンバーシップむさしの	180-0012 武蔵野市緑町2-1-6 ☎ 39-8753 FAX 39-8754	地域の中で、その人らしく生活するお手伝いをさせて頂ければうれしいです。
4	児童	知的	身体	特定非営利活動法人ペピータ ペピータくらぶ	180-0012 武蔵野市緑町2-4-38 第二清嵐ハイツ1階 ☎ 27-8027 FAX 27-8027	小学生以上社会人まで、障害特性の異なる方々が一緒に利用されています。詳しくはHP(NPO法人ペピータで検索)

移動支援事業者

【内容】 知的障害、精神障害、全身性障害のある方が外出するときに、外出の付き添いをするガイドヘルパーを利用できます。

【対象者】 愛の手帳をお持ちの小学1年生以上の方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
身体障害者手帳1・2級（肢体）で全身性障害を有する方（重度訪問介護対象者を除く）

【その他】 利用を希望される方は事前申請が必要です。お問い合わせください。
次年度（毎年4月）以降も引き続き利用を希望される場合は、更新手続きが必要です。

令和6年4月現在

No.	サービス 種別	事業所名称	事業所所在地	事業所の紹介
1	知的 全身性 精神	ホームヘルプセンター 武蔵野	180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1 ☎ 23-2611 FAX 23-2612	武蔵野市で30年福祉事業を行なってきた実績と信頼のもとに、安心できるサービスを提供しています。
2	知的 全身性 精神	ラヴィータ吉祥寺	180-0002 武蔵野市吉祥寺東町1-8-9 ☎ 22-5590 FAX 22-0323	支援内容に合わせ対応、応援、お手伝いさせていただきます。
3	知的 全身性 精神	日介センター吉祥寺	180-0003 武蔵野市吉祥寺南町2-29-10 三成参番館4階 ☎ 70-6905 FAX 70-6906	緊急な依頼にも出来る限り対応することを心掛けています。ヘルパー研修会を毎月実施して、質の向上に努めています。
4	知的 全身性 精神	ニチイケアセンター 吉祥寺	180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-10-15 室岡ビル4F ☎ 23-7977 FAX 23-7978	ニチイはこれからもあなたの「これをしてほしい！」を叶え続けます。お客様の輝く「明日」をサポートします。
5	知的 全身性 精神	アクセスポイント 吉祥寺	180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-32-2 1F ☎ 23-8302 FAX 23-8303	
6	知的	スカイファーム	180-0005 武蔵野市御殿山2-21-14 ☎ 26-5656 FAX 26-5656	遠方への長時間支援も可能。土日祝日等もご相談ください。
7	全身性	東電さわやかケア 武蔵野 訪問介護	180-0006 武蔵野市中町2-5-4 君島ビル302 ☎ 50-0078 FAX 51-8484	皆様の慣れ親しんだ地域やご自宅で、安心して心豊かに、自分らしく暮らせる介護サービスを提供します。
8	知的	サポートネットあすは	180-0011 武蔵野市八幡町3-3-26 ☎ 36-5151 FAX 36-5161	「すべての人が地域で豊かな暮らしを」を理念に、知的障害者通所施設、グループホーム、ショートステイ事業を展開している（社）おおぞら会の運営です。移動支援、居宅介護、行動援護のヘルパー派遣事業を通じ、その理念の実現を目指しています。
9	知的 全身性 精神	メンバーシップ むさしの	180-0012 武蔵野市緑町2-1-6 ☎ 39-8753 FAX 39-8754	地域の中で、その人らしく生活するお手伝いをさせて頂ければ嬉しいです。
10	知的 全身性	訪問介護ステーション え〜とす	180-0013 武蔵野市西久保2-3-12 榎本第一ビル101 ☎ 56-8522 FAX 56-8523	ご本人様・ご家族様にとって専門知識とプロとしての経験をもった一番近い他人になれるよう様々なご相談も承っております。

13

そ
地
の
他
の
相
談
窓
口
・
市
内
障
害
福
祉
施
設

グループホーム

【内 容】 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には、サービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

【対象者】 身体障害のある方、知的障害または精神障害のある方及び難病のある方

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
天の薨寮 (知的障害者・共同生活援助)	住み慣れた地域で暮らし続けるための「自立型」グループホームです。職員は入居者に合わせて、必要な支援を行います。
第一桜寮 (知的障害者・共同生活援助)	住み慣れた地域で暮らし続けるための「自立型」グループホームです。職員は入居者に合わせて、必要な支援を行います。
第二桜寮 (知的障害者・共同生活援助)	
境南葵寮 (知的障害者・共同生活援助)	住み慣れた地域で暮らし続けるための「自立型」グループホームです。職員は入居者に合わせて、必要な支援を行います。
吉祥寺泉寮 (知的障害者・共同生活援助)	住み慣れた地域で暮らし続けるための「介助型」グループホームです。職員は入居者に合わせて、必要な介助・支援を行います。
関前上水寮 (知的障害者・共同生活援助)	住み慣れた地域で暮らし続けるための「自立型」グループホームです。職員は入居者に合わせて、必要な支援を行います。
せきまえハウス (知的障害者・共同生活援助)	入居者のライフスタイルを尊重し、自立した生活を送るための支援を行います。 ◆ sekimae@fuku-musashino.or.jp
きたまちハウス (知的障害者・共同生活援助)	入居者のライフスタイルを尊重し、自立した生活を送るための支援を行います。 ◆ kitamachi@fuku-musashino.or.jp
グループホームくすの木 (知的障害者・共同生活援助)	入居者のライフスタイルを尊重し、自立した生活を送るための支援を行います。 ◆ kusunoki@fuku-musashino.or.jp
グループホームかしの木北館 (知的障害者・共同生活援助)	障害のある方が住み慣れた街で暮らし続けることができるように、居住する場所を提供し、日常生活力・社会生活力の向上を図ります。 また、入居者が、行政サービスや福祉・医療サービスを活用して生活することができるように支援します。 ◆(北館) kashinoki-kitakan@fuku-musashino.or.jp ◆(南館) kashinoki-minamikan@fuku-musashino.or.jp
グループホームかしの木南館 (知的障害者・身体障害者・共同生活援助)	

電話 FAX	定員	運 営
☎ 30-0022 (チャレンジャー内)	8名	(社福) 武蔵野千川福祉会
☎ 30-0022 (チャレンジャー内)	13名	(社福) 武蔵野千川福祉会
☎ 30-0022 (チャレンジャー内)	3名	(社福) 武蔵野千川福祉会
☎ 30-0022 (チャレンジャー内)	10名	(社福) 武蔵野千川福祉会
☎ 30-0022 (チャレンジャー内)	8名	(社福) 武蔵野千川福祉会
☎ 55-5350 FAX 同 上	6名	(社福) 武蔵野
☎ 60-2661 FAX 60-3021	15名	(社福) 武蔵野
☎ 54-5465 FAX 同 上	13名	(社福) 武蔵野
☎ 27-8505 FAX 27-8610	10名	(社福) 武蔵野
☎ 27-8720 FAX 27-8722	10名	(社福) 武蔵野

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
ひまわりハウス (知的障害者・共同生活援助)	<p>・世話人の助けを借りながら住み慣れた地域で暮らしている男性のグループホームです。アットホームな雰囲気でごくくを大切にします。</p> <p>HP https://npohoujinhimawari.jimdo.com</p>
ミューのいえ みなみ (精神障害者・共同生活援助)	<p>・地域で一人暮らしを希望している精神障害のある方が、世話人や仲間の助けを借りて、一人暮らしの練習をする通過型のグループホームです。</p>
ミューのいえ 西久保 (精神障害者・共同生活援助)	
Life Design つむぎ (知的障害者・共同生活援助 【日中サービス支援型】)	<p>どんな障害があっても当たり前の生活を一人でも多くの利用者が「より楽しく」「よりいきいきと」「より安心して」暮らすことができるようなグループホームを立ち上げました。</p> <p>一人ひとりが「住む」「暮らす」「働く」「出かける」「遊ぶ」を楽しめるように、高齢化、重度化への対応、ライフステージを繋ぐ支援を行うことが重要であると考え、「終の棲家」となるグループホーム・ショートステイです。</p>
ダン・ウルス (精神障害者・共同生活援助)	<p>18歳以上の方が対象です。一人ひとりの思いを大切に「障害があっても、地域で暮らし続ける」を実現するために、ご本人の地域生活を支援していきます。食事・買い物・お金の管理・身の回りのことなど、ご本人が管理できるように、ご一緒に取り込みます。基本的には滞在型のグループホームです。</p> <p>◆ dn-urus@kojindo.jp</p>
希望の家 武蔵野八幡 (共同生活援助)	<p>精神疾患の方をメインとした女性専用の滞在型のグループホームになります。</p> <p>食事・清掃など生活支援健康管理・服薬管理相談支援を行います。</p> <p>◆ hope12_kibou@yahoo.co.jp</p>
スイッチ北町第一・第二 (知的障害者・共同生活援助)	<p>障害支援区分4以上の支援量の多い方を対象に、“必要な支援があれば、地域で暮らし続けることができる場”をコンセプトに、令和5年4月に練馬区より移転・増床で開所しました。それぞれの安心できる場・心地よい場・充実した日々・幸せな人生になる様にチームで支援していきます。</p> <p>◆ switch23@hyuman.com</p>

電話 FAX	定員	運 営
☎ 52-2664 FAX 同 上	4名	NPO法人ひまわり
☎ 55-5969 FAX 同 上	7名	NPO法人ミュー (MEW)
☎ 38-8155 FAX 38-8156	8名	
☎ 38-5646 FAX 38-5648	18名	(社福) 睦月会
☎ 38-7736 FAX 38-7736	6名	株式会社 浩仁堂
☎ 25-1801	6名	合同会社ホープ12
☎ 29-3905 FAX 29-3906	第一 男性 7名 第二 女性 7名	(社福) 同愛会

相談窓口(施設)

名称 (種類)	事業内容 ◆メールアドレス
地域生活支援センターびーと (指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者・地域活動支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方やその家族の相談窓口として、生活や余暇など、地域の中で安心して生活できるように、サービスの紹介等を行っています。 ・サービス等利用計画を作成します。 <p>◆ beat@fuku-musashino.or.jp</p>
ライフサポートMEW (指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定特定相談支援事業(計画相談支援・基本相談) サービス等利用計画を作成し、福祉サービスを利用しながら、希望する生活の実現に向けたお手伝いをします。 ○指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援) <p>【地域移行支援】 病院等に入院(入所)している方が、地域で生活するための準備・退院のお手伝いをします。</p> <p>【地域定着支援】 退院してからの暮らしを続けていけるよう支援します。</p> <p>◆ life-sapo-mew@kha.biglobe.ne.jp</p>
ライフサポートMEW (地域活動支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように応援する場です。日常生活についての相談や、憩いの場の提供、創作的活動などを行っています。 ・ピア相談の実施、夕食サービスの提供、一般市民に対する病気や障害についての理解促進のための各種講座なども行っています。 <p>◆ life-sapo-mew@kha.biglobe.ne.jp</p>
コット (指定特定相談支援事業者・地域活動支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・主に発達障害者等とその家族を対象に相談支援を行い、日常生活支援、社会参加に向けた支援を行います。将棋の会、俳句の会などの定期的なプログラムの他、メンバーとスタッフが相談しながらさまざまな活動プログラムを企画します。 ・サービス等利用計画を作成します。 <p>◆ info-cot@cabane-cot.tokyo</p>
あいる (障害者就労支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業での就労にチャレンジしたい方、現在企業で働いている方、以前に働いていて、再就職を目指したい方への支援を行います。 ・障害の種別や手帳の有無は問いません。 <p>◆ ill1@lion.ocn.ne.jp</p>

所在地	開設時間	運 営
電話 /FAX	Ⓢ休館日	
吉祥寺北町 4-11-16 武蔵野障害者総合センター内 ☎ 54-5171 FAX 54-5178	9:30 ~ 18:00 Ⓢ日・祝日・年末年始 臨時休館あります。 (建物メンテナンス等のため)	(社福) 武蔵野
中町 3-4-9 ディアハイム武蔵野 1階 ☎ 27-8577 FAX 36-3700	月～金 10:00 ~ 16:30 Ⓢ土・日・祝日	NPO法人ミュー (MEW)
中町 3-4-9 ディアハイム武蔵野 1階 ☎ 36-3830 FAX 36-3700	月・火・土 9:30 ~ 18:00 木 10:00 ~ 17:00 金 9:30 ~ 19:00 Ⓢ水・日・祝日	NPO法人ミュー (MEW)
境 1-9-9 温泉通りビル 205 206 207 ☎ 38-8837 FAX 同上	月～金 10:00 ~ 18:00 ※第1水曜日は 10:00 ~ 17:00 第2・4土曜日は 13:00 ~ 17:00 (開所) Ⓢ第1・3土曜日・日・祝日・ 年末年始	(株) 浩仁堂
境南町 2-5-8 ヴィラージュ武蔵野 102 ☎ 26-1855 FAX 26-1863	月～金 9:00 ~ 19:00 土 9:00 ~ 17:00 Ⓢ日・祝日・年末年始	NPO法人ミュー (MEW)、 (社福) 武蔵野千川福祉会、 (社福) 武蔵野

名称 (種類)	事業内容
	◆メールアドレス
リニエ相談支援武蔵野 (指定特定相談支援事業・指定障害児 相談支援事業)	0歳～18歳のお子様の相談支援を中心に行っております。サービス等利用計画の作成をいたします。 ◆ soudan-musashino@linie-r.jp
市民こころの健康相談室	・メンタルヘルスに関する個別の相談を、専門職がお受けします。 ・電話相談や予約面談を行う他、メンタルヘルスについての出前講座を行います。事業所、企業、教育機関、市民サークル、職場のグループなど、メンタルヘルスに関する話を聞きたいという要望にお応えします。その他、テーマを絞った講座を年に数回行います。
障害者相談支援事業所ほくと (指定特定相談支援事業者)	中途障害者を中心として、専門相談を行います。また、サービス等利用計画を作成します。 ・専門相談 専門スタッフによる日常生活用具、補装具、住環境整備の相談① 視覚障害に関する相談② 高次脳機能障害相談支援事業『ゆいっと』③ 相談の他に集団での点字教室、サロンも開催します(登録制) ・計画相談 ① hokuto@fuku-musashino.or.jp ② subaru-reha@fuku-musashino.or.jp ③ subaru-eye@fuku-musashino.or.jp ④ huit@fuku-musashino.or.jp
武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット (指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者)	・発達の気になる子どもとその保護者からの相談を受け付けています。専門スタッフが子どもの発達や地域生活をサポートします。また、サービス等利用計画を作成します。 ◆ habit@fuku-musashino.or.jp
インクルード相談支援センター吉祥寺 (指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者)	・障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援いたします。 ・発達の気になる子ども・保護者支援を行います。 ・サービス等利用計画を作成します。
相談支援事業所ルンアルン2 (指定特定相談支援事業者)	・障害のある方から相談を受けて、サービス等利用計画を作成することにより障害のある方々の課題解決や生活の質の向上を支援していきます。 ・相談職の経験が長いスタッフが対応します。 ◆ m@roongarun.com

所在地 電話 / FAX	開設時間 ⓧ休館日	運 営
武蔵野市中町 1-19-8 シティハイツ武蔵野 1 階 ☎ 38-5073 FAX 38-5074	9:00 ~ 18:00 ⓧ金・土・祝祭日	株式会社リニエ R
中町 3-4-9 ディアハイム武蔵野 1 階 ☎ 55-6003 FAX なし	「電話相談」 毎週(火・木) { 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 第 2・4(土) { 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 「来所相談」 要予約 毎週(木) 13:00 ~ 16:00 ⓧ月・水・金・土(第 1・3)・日	NPO 法人ミュー (MEW)
八幡町 4-28-13 障害者福祉センター内 ☎ 55-3616 FAX 55-3818 ゆいっと専用 ☎ 55-5018	9:00 ~ 17:00 ⓧ土・日・祝日・年末年始	(社福) 武蔵野
緑町 2-6-8 武蔵野緑町二丁目第 3 アパート 8 号棟 1 階 みどりのこども館内 ☎ 55-8510 FAX 27-7439	受付: 9:00 ~ 17:00 ⓧ土・日・祝日・年末年始 ※ただし、土曜日は月 1 回開館	(社福) 武蔵野
御殿山 1-6-11 K2 ビル 4 F ☎ 26-9030 FAX 26-9505	月~土・祝日 9:00 ~ 17:00 ⓧ日・年末年始	インクルード株式会社
中町 1-34-5 武蔵野第二パークマンション 303 ☎ 59-0081 FAX 59-0082	月 8:30 ~ 17:30 火~金 9:30 ~ 15:30 ⓧ土・日・祝日・年末年始	一般社団法人ルンアルン

13-3 その他の相談

身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者の更生援護に関する相談・指導、知的障害者の養育・生活等に関する相談、指導を行うために市長から委託された民間の協力者です。

1 身体障害者相談員（4名）

氏名	推薦団体	住所	電話番号	FAX	メールアドレス
い 井 原 潮 理	武蔵野市身体障害者協会 (障害者福祉協会)	緑町	080-5495-2871		
やま 山 口 和 彦	武蔵野市身体障害者協会 (視覚障害者福祉協会)	吉祥寺本町	21-7296	同左	yamagk1@gmail.com
ち 千 葉 正 巳	武蔵野市身体障害者協会 (聴覚障害者協会)	緑町		90-6167	m.s.m.r-18429@ezweb.ne.jp
つた 薦 原 真 紀 子	武蔵野市肢体不自由児者 父母の会	西久保	52-5467		ivy.makiko@gmail.com

2 知的障害者相談員（4名）

氏名	推薦団体	住所	電話番号	FAX	メールアドレス
みず 水 野 久 子	山彦の会	緑町	52-1449	同左	
なか 中 山 昭 子	山彦の会	中町	54-9703	同左	
うち 内 田 ひとみ	山彦の会	関前	53-8989	同左	soudanhu@gmail.com
い 伊 藤 千 景	むらさき育成会	関前	56-8167	同左	hccdito@yahoo.co.jp

任期 令和8年3月31日まで

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民の悩み事の相談を受け、関係機関につなぐ橋渡しの役目を担っています。それぞれが担当地区をもっておりますので、お困りのことがございましたら、お住まいの地区を担当する委員へお気軽にご相談ください。

問合わせ 地域支援課 ☎ 60-1941

14 障害等級表

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による、以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による、以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
5級	1 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。															

知的障害（愛の手帳）総合判定基準表

区分	判定内容
1度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの。
2度（重 度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの。
3度（中 度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの。
4度（軽 度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの。
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする。
非該当	前各号に該当しないと判定したときは「非該当」とする。
備 考	被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

成人（18歳以上）判定基準

項 目	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	知能指数及びそのれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそのれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそのれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそのれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができるもの	テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、船料等の処理ができる
職業能力	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純な作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能性について右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常生活	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずから身の辺り生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身の辺り生活の処理がほとんど不可能	身の辺り生活の処理がおおむね可能	身の辺り生活の処理が可能

児童(6～17歳)判定基準

項目	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み書き、計算が部分的に不可能	簡単な読み書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いや作業のうまいか可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話(意思疎通)が可能。また簡単な文字を通して意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずから身の生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身の生活の処理が部分的に可能	身の生活の処理がおおむね可能	身の生活の処理が可能

就学前(0～6歳)判定基準

項目	1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)
知能測定値	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。乳幼児で1歳程度のものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため歩行も十分	運動機能の発達が年齢より一般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な程度別に判定すること。乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通して意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等について、右の程度別に判定すること。	部分的な介助と常時の監督又は保護が必要	部分的な介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない

精神障害者保健福祉手帳等級

(障害年金の等級に準拠)

- 1級・・・日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度
- 2級・・・日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度
- 3級・・・日常生活もしくは社会生活に制限を受けるか、日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

国民年金法障害等級表

障害の程度		障害の状態
1級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度		障害の状態
2級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する

厚生年金保険法障害等級表

障害の程度		障害の状態
1級		国民年金法障害等級表（⇒215頁）と同じ
2級		// （⇒216頁）と同じ
3級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の10趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考)

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

さくいん (索引)

	頁
あ 愛の手帳 (療育手帳)	24
あいる (武蔵野市障害者就労支援センター)	21,136,204
「あんしん (福祉電話)」の設置 (重度障害者福祉電話「あんしん」の設置)	89
い 育成医療 (自立支援医療 (育成医療))	54
育成手当 (児童育成手当)	45
移動支援	102,199
E T C (有料道路通行料金の割引)	115
う ウィズ	156,186
運賃割引	103
運転教習費の助成	113
え N H K受信料の減免	148
N T T電話番号の無料案内	148
お 音声・言語障害のある方へ	65,95
おもちゃのぐるりん	122,156
音声版公報	94
か 介護保険	40
介助犬の給付	102
改造費 (自動車) の助成	114
家具転倒防止金具等の取付	90
学童クラブ	125
ガソリン費の助成	112
肝がん・重度肝硬変医療費助成	59
き 基幹相談支援センター	19
虐待防止センター	19
救急代理通報装置の設置	89
休養ホーム (東京都障害者休養ホーム)	118

	教育支援センター（教育支援課）	21,123
	協同ネット（NPO法人文化学習協同ネットワーク）	23
	緊急医療通報キット	88
＜	車いすの貸出し	82
	グループホーム	200
け	軽自動車税（種別割）の減免	144
	携帯電話基本料金の割引	149
	携帯電話等 110 番・119 番	90
	言語・音声障害のある方へ	65,95
こ	公的住宅通知登録制度	133
	後期高齢者医療制度	61
	高次脳機能障害者相談室（ゆいっと）	21,67,206
	高次脳機能障害のある方へ	67
	講習会（障害者福祉センターの各種講習会、ボランティア講習会）	69
	更生医療（自立支援医療（更生医療））	54
	交通機関の割引	103
	国民年金法（障害者等級表）	215
	国立障害者リハビリテーションセンター	63,66,68,141
	国立職業リハビリテーションセンター	141
	こころの健康相談室（市民こころの健康相談室）	23,206
	「こころのつながり」の発行	98
	コット	204
	ごみ収集（ふれあい訪問収集）	87
	ごみ手数料減免	87
	コミュニケーション機器の貸出し （聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し）	95
	雇用助成金（障害者雇用各種助成金）	142
さ	災害時要援護者対策事業	91
	在宅介護・地域包括支援センター	23,209
	在宅難病患者一時入院事業	84
し	C型ウイルス肝炎（B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成）	58
	JR運賃割引	103

市営住宅の入居申込み	132
視覚障害者職能開発センター（日本視覚障害者職能開発センター）	21,138
視覚障害者日常生活情報点訳サービス	93
視覚障害者用図書製作・貸出し・ダウンロード・配信	92
視覚障害者用図書レファレンスサービス	93
視覚障害のある方へ	63,92
歯科診療（心身障害者（児）歯科診療）	62
歯科相談（障害者（児）歯科相談）	62
しごと財団（東京しごと財団）	21,138,140
施設一覧（市内障害福祉施設）	154
肢体障害のある方へ	65
児童委員・民生委員	208
児童育成手当（都・市）	45
自動車運転教習費の助成	113
自動車改造費の助成	114
自動車ガソリン費の助成	112
自動車購入費の貸付	115
自動車税（種別割）の減免	145
児童相談所（東京都杉並児童相談所）	21
児童発達支援センターみどりのこども館	120,156,186
児童福祉法	28
児童扶養手当（国）	44
市民こころの健康相談室	23,206
就学相談	123
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業	84
住宅改造相談	132
住宅設備改善	130
住宅費（家賃）の助成	130
重度障害者福祉電話「あんしん」の設置	89
重度心身障害者理容・美容サービス	86
重度心身障害者手当（都）	43
就労支援センターあいる（武蔵野市障害者就労支援センター）	21,136,204
宿泊補助（保養施設利用補助）	119
手話ガイド	96
手話通訳者の派遣	96
障害基礎年金	51
障害児福祉手当（国）	42

障害児保育	121
障害厚生年金・障害手当金	51
障害者雇用各種助成金	142
障害者（児）歯科相談	62
障害者支援（入所）施設	196
障害者・障害児福祉施設（通所施設）	160
障害者総合支援法（制度の概要、手続きの流れ、利用者負担）	28
障害者総合センター（武蔵野障害者総合センター）	158
障害者探索サービス	89
障がい者団体活動助成	153
障害者団体・ボランティア団体	151
障害者手帳	
（身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳）	24,25
障害者福祉センター（武蔵野市障害者福祉センター）	154
障害手当（児童育成手当）	45
障害程度別対象事業一覧表	10
小児精神病医療費助成制度	56
小児慢性特定疾病医療費助成	57
ショートステイ（短期入所）	82
職業センター（東京障害者職業センター）	21,137
職業能力開発校（障害者職業能力開発校）	139
食事サービス	86
職能開発センター（日本視覚障害者職能開発センター）	21,138
自立支援医療	54
寝具乾燥・丸洗い（入浴・寝具乾燥・寝具丸洗い）	85
心障センター（東京都心身障害者福祉センター）	19,21,25
心身障害者（児）歯科診療	62
心身障害者（児）の医療費助成 ㊦（都）	53
心身障害者福祉手当（都・市）	41
身体障害者相談員、知的障害者相談員	208
身体障害者手帳	24
身体障害者等級表	211
診断書料の助成	26
す 水道料金・下水道使用料の一部減免	147
杉並児童相談所（東京都杉並児童相談所）	21
すばる	154

	スポーツ・レクリエーション活動	100
せ	生活福祉資金の貸付	143
	精神障害者保健福祉手帳	25
	精神障害者保健福祉手帳等級	215
	精神通院医療（自立支援医療（精神通院））	55
	選挙	98
そ	総合体育館の使用料免除（武蔵野総合体育館・プールの個人使用料免除）	147
	それいゆ（武蔵野市引きこもりサポート事業）	23
た	大気汚染医療費助成制度	59
	対面朗読	
	（点字図書・録音図書・対面朗読・書籍郵送貸出サービス（市立図書館））	93
	タクシー券（福祉タクシー利用券の交付）	110
	多摩総合精神保健福祉センター	
	（東京都立多摩総合精神保健福祉センター）	21
	多摩府中保健所、多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター	19,21
	短期入所（ショートステイ）	82
	探索サービス（障害者探索サービス）	89
ち	地域生活支援センターびーと	19,204
	地域包括支援センター（基幹型）	23,209
	知的障害（愛の手帳）総合判定基準表	213
	駐車禁止規制の除外	116
	中等度難聴児の補聴器購入費助成	81
	中部総合精神保健福祉センター	
	（東京都立中部総合精神保健福祉センター）	27
	駐輪料金（定期利用）の減額	150
	聴覚障害者コミュニケーション機器の貸出し	95
	聴覚障害のある方へ	64,95
	聴導犬の給付	102
つ	通所施設（障害者・障害児福祉施設）	160
	「つながり」の発行	97
	つながり（リフトタクシー）	111
て	手当（心身障害者福祉手当等）	41

	点字図書・録音図書・対面朗読・書籍郵送貸出サービス（市立図書館）	92,94
	点訳サービス（視覚障害者日常生活情報点訳サービス）	93
	「電話お願い手帳」の利用	97
	電話の使用料助成（福祉電話の使用料助成）	82
	電話番号の無料案内（N T T電話番号の無料案内）	148
と	東京障害者職業センター	21,137
	東京都障害者休養ホーム	118
	東京しごと財団	21,138,140
	東京都心身障害者扶養共済制度	52
	東京都心身障害者福祉センター	19,21,25
	東京都杉並児童相談所	21
	東京高次脳機能障害者支援ホーム	66
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	21
	東京都立中部総合精神保健福祉センター	27
	都営住宅（心身障害者世帯等）の入居申込み	133
	都営住宅使用料の減免	133
	都営交通無料乗車券等の発行	109
	特殊疾病（難病等）の医療費助成	58
	特定疾病療養受療証	57
	特別支援学級	123
	特別支援学校	124
	特別児童扶養手当（国）	44
	特別障害者手当（国）	42
	図書製作・貸出し（視覚障害者用図書製作・貸出し）	92
	東京都発達障害者支援センター（T O S C A）	21
	都のお知らせ（広報東京都）・都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）	95
	都立公園・文化施設等の入場料の免除	150
な	内部障害のある方へ	67
	難病等（特殊疾病）の医療費助成	58
	難病者援護金（通院費）（市）	59
	難病者福祉手当	47
	難病相談・支援センター（東京都多摩難病相談・支援室）	21
	難病通院費助成（難病者援護金（通院費））	59
に	日常生活用具	73

	日中一時支援	85
	日本視覚障害者職能開発センター	21,138
	乳幼児の健康診査・育児相談	62
	入浴・寝具乾燥・寝具丸洗いサービス	85
ね	年金（障害基礎年金等）	51
	年金事務所	19
は	バス運賃の割引	107
	バス借上料補助金	152
	話してみなよー東京子供ネットー	23
	発達相談	120
	ハビット	21,120,206
	ハローワーク三鷹	21,137
ひ	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	58
	びーと（地域生活支援センターびーと）	19,204
	ひとり親家庭等の医療費助成 ^㉒	60
	110番・119番ファックス（ファックス110番・119番）	91
	110番・119番携帯メール（携帯メール110番・119番）	90
	美容サービス（重度心身障害者理容・美容サービス）	86
ふ	ファックス110番・119番	91
	ファミリースポーツフェア	101
	福祉型住宅の入居申込み	132
	福祉公社（武蔵野市福祉公社）	23
	福祉タクシー利用券の交付	110
	福祉電話の使用料助成	82
	不在者投票（郵便による不在者投票）	98
	扶養年金（東京都心身障害者扶養年金）	51
	扶養共済（心身障害者扶養共済制度）	52
	ふれあい訪問収集	87
	文化施設・都立公園等の入場料の免除	150
へ	ヘルプカード・ヘルプマーク	88
ほ	保育（障害児保育）	121

	放課後等デイサービス	33,126,188
	法テラス（日本司法支援センター）	23
	訪問収集（ゴミ）（ふれあい訪問収集）	87
	訪問入浴（入浴・寝具乾燥・寝具丸洗い）	85
	法律相談（障害者法律相談）	23
	ほくと	19,67,206
	保健所（多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センター）	19,21
	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の給付	102
	補装具	72
	保養施設利用補助	119
	ボランティア団体	151
ま	マル親医療費助成（ひとり親家庭等の医療費助成）	60
	マル障医療費助成（心身障害者（児）の医療費助成）	53
	マル優（利子所得の非課税）	146
み	みどりのこども館（武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館）	120,156
	MEW（ミュウ）（ライフサポートMEW）	21,204
	民営バス乗車割引証（マル介）	107
	民生・児童委員	208
	民間賃貸住宅入居支援	134
む	武蔵野市ひきこもりサポート事業	22
	無料乗車券（都営交通乗車証の発行）	109
め	免許取得費の貸付	115
も	盲導犬の給付	102
	盲ろう者通訳・介助者派遣	95
	盲ろう者支援センター（東京都盲ろう者支援センター）	19,64
や	家賃の助成（住宅費（家賃）の助成）	130
ゆ	ゆいっと	21,67
	郵便料金の免除	149
	有料道路通行料金の割引	115

よ	要約筆記者の派遣	97
ら	ライフサポートMEW（ミュー）	21,204
り	利子所得の非課税（マル優制度）	146
	リハビリテーション	63
	リフトタクシー「つながり」	111
	療育手帳（愛の手帳）	24
	理容サービス（重度心身障害者理容・美容サービス）	86
	利用者負担（障害者総合支援法）	35
れ	レモンキャブ	112
ろ	録音図書 （点字図書・録音図書・対面朗読・書籍郵送貸出サービス（市立図書館））	92,93,94
わ	わくらす武蔵野	196

防災ダイヤル

火災・救急車	119
警察への急報	110
水道のこと (水道お客様センター)	52-0733
(工務課)	52-0735
電話のこと	113
電気のこと	0120-995-662
ガスのこと	54-0111
武蔵野警察署	55-0110
武蔵野消防署	51-0119
武蔵野市役所 (代表)	51-5131

ダイヤル 119

この通報は、立川にある東京消防庁多摩災害救急情報センターにつながりますので、住所は正確に伝えてください。

火事です・救急です

武蔵野市 町 丁目 番 号の
(名前) 　　　　　です。

目標は、　　　　　です。

「火災」の場合は、「何が燃えているのか」、
「救急」の場合は、「どうしたのか」、
その状態を知らせてください。

災害用伝言ダイヤル 171

大規模な災害が発生した際に、被災地とその他の地域の間で「声の伝言板」の役割となるシステムです。「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って、利用して下さい。

暗証番号を利用した伝言も録音（再生）できます。家族で暗証番号を決めておきましょう。

聴覚・言語に障害のある方の緊急連絡について

■ファックスで、緊急通報ができます。

警視庁へ通報 FAX 03-3597-0110

東京消防庁へ通報 FAX 119

※ 119番ファックス通報用紙を配布しています。ご希望の方は「障害者福祉課」まで。

■携帯電話から文字により緊急通報ができます。

警視庁へ通報 事前登録が必要です。

東京消防庁へ通報 事前登録が必要です。